

平成 2 6 年

第 3 回 三川町議会定例会会議録

平成 2 6 年 6 月 5 日 開 会

平成 2 6 年 6 月 1 0 日 閉 会

三川町議会事務局

目 次

第 1 日 6 月 5 日 (木) 会議録第 1 号

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般報告	
・町村議会議長・副議長全国研修会の報告	4
・平成 2 5 年度三川町一般会計繰越明許費繰越計算書及び平成 2 5 年度三川町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告	5
・みかわ振興公社第 1 6 期決算状況並びに第 1 7 期事業計画の報告	5
議第 2 4 号 平成 2 6 年度三川町一般会計補正予算 (第 2 号)	6
請願第 3 号 「海外で戦争をする国」をめざす集团的自衛権の行使容認に反対する意見書提出を求める請願	1 9

第 2 日 6 月 6 日 (金) 休 会

第 3 日 6 月 7 日 (土) 休 会

第 4 日 6 月 8 日 (日) 休 会

第 5 日 6 月 9 日 (月) 会議録第 2 号

一般質問 5 名	2 3
付託事件の委員会審査期限延期要求 (総務文教常任委員会)	
請願第 3 号 「海外で戦争をする国」をめざす集团的自衛権の行使容認に反対する意見書提出を求める請願	8 0

議第 2 5 号	三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について ……	8 4
議第 2 6 号	三川町出産祝金条例の一部を改正する条例の制定について ……	8 6
議第 2 7 号	三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基 準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について ……	8 8
議第 2 8 号	横山小学校校舎棟他屋根・外壁等改修工事請負契約の締結について ……	8 9
議第 2 9 号	三川町町民体育館耐震補強等改修工事請負契約の締結について ……	9 4
議第 3 0 号	三川町固定資産評価審査委員会委員の選任について ……	9 6
発議第 1 号	県道余目加茂線（庄内町・家根合地内）に信号機の早期実現を求める意 見書の提出について ……	9 7

平成26年第3回三川町議会定例会会議録

1. 平成26年6月5日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 成田元一議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤正治議員
4番 阿部善矢議員	5番 田中晃議員	6番 町野昌弘議員
7番 小林茂吉議員	8番 梅津博議員	9番 佐藤栄市議員
10番 成田光雄議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	工藤秀敏副町長
鈴木孝純教育長	山科亮哉会計管理者兼 会計課長
石川稔総務課長	梅津直人企画調整課長
遠藤淳士町民課長	五十嵐泉健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
大川栄一産業振興課長併 農業委員会事務局長	宮野淳一建設環境課長
本間明農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹	
和田勉監査委員	青木桂教育委員会委員長
庄司正廣農業委員会会長	

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成田弘 議会事務局長	高橋朋子 書記	五十嵐章浩 書記
------------	---------	----------

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 1 日 6月5日(木) 午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般報告

・町村議会議長・副議長全国研修会の報告

・平成25年度三川町一般会計繰越明許費繰越計算書及び平成25年度三川町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告

・みかわ振興公社第16期決算状況並びに第17期事業計画の報告

日程第 4 請願第3号 「海外で戦争をする国」をめざす集団的自衛権の行使容認に反対する意見書提出を求める請願

○ 散 会

○議長（成田光雄議員） ただいまから平成26年第3回三川町議会定例会を開会します。
(午前 9時30分)

○議長（成田光雄議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（成田光雄議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、5番 田中 晃議員、6番 町野昌弘議員、以上、2名を指名します。

○議長（成田光雄議員） 日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 過般、議長の要請により、去る5月30日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として、平成26年度一般会計補正予算1件、条例改正3件、事件案件2件、人事案件1件、以上7件があり、この他に諸般報告3件、請願1件、一般質問5名、議員発議1件であります。

本定例会にあたり、町長並びに総務課長の出席を求め内容等の説明を聞き、本定例会の会期を本日5日から10日までの6日間と決定をみたものであります。なお、参考までに議事日程について申し上げます。

第1日目の本日は、諸般報告を行った後、平成26年度一般会計補正予算1件が上程となり、質疑、討論、採決を行います。次に、請願1件が上程され、紹介議員の請願の趣旨説明のあと所管の委員会に付託となり、本会議は散会となります。

第2日目の6日は、本会議は休会となり請願審査委員会が開催されます。

第3日目の7日、第4日目の8日は、本会議は休会であります。

第5日目の9日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。一般質問は5名の議員から通告があり、通告順に一般質問を行います。その後、追加議事日程として請願審査委員会報告が予定されており、これで散会となります。

第6日目の最終日10日は、午前9時30分に本会議を開き、条例改正3件がそれぞれ上程され、質疑、討論、採決となります。その後、事件案件2件がそれぞれ上程され、質疑、討論、採決となり、次に、人事案件1件が上程され採決となります。次に、議員発議1件が上程され、質疑、討論、採決となります。なお、請願採択の場合は、追加議事日程として意見書提出1件が予定されております。これで付議事件は、全部終了となります。

以上のとおりでありますので、議員各位の活発なる質疑をいただくとともに、町当局からは明快かつ分かりやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が会期内に終了できますよう、特段のご協力をお願いいたしまして議会運営委員会の報告といたします。

○議長（成田光雄議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月10日までの6日間とすることに決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長(成田光雄議員) 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から6月10日までの6日間に決定しました。

○議 長(成田光雄議員) 日程第3「諸般報告」を行います。

はじめに、議員派遣の報告であります。これは3月議会定例会において議員派遣を決定したものであり、派遣議員からの報告を求めます。9番 佐藤栄市議員。

○9 番(佐藤栄市議員)

町村議会議長・副議長全国研修会の研修報告

1. 目 的

個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として、地方分権改革が進められている現在、地方議会の役割と責任はますます重要となっている。本町議会においては、住民に開かれた議会及び住民参加を推進するため、議会基本条例の制定をはじめ、議会の活性化について積極的に取り組んでおり、町村議会の果たす役割の重要性を再確認するとともに町村議会の活性化に資することを目的に参加した。

2. 研修日程 平成26年5月27日(火)～5月28日(水)

3. 参加者 成田光雄 議長 佐藤栄市 副議長

4. 研修地 東京都 メルパルクホール

5. 研修内容 ① 基調講演 「住民と歩む地方議会」
② シンポジウム 「これからの町村議会のあり方」
③ 講演 「地域づくりを考える」
④ 講演 「日本の政治経済の現状と今後の行方」

以上のとおり研修したので報告いたします。

平成26年6月5日

三川町議会

副議長 佐藤 栄 市 ㊟

○議長（成田光雄議員） 次に、町当局より「平成25年度三川町一般会計繰越明許費繰越計算書及び平成25年度三川町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書」、「みかわ振興公社第16期決算状況並びに第17期事業計画」について報告したい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。工藤副町長。

○説明員（工藤秀敏副町長） はじめに、平成25年度三川町一般会計繰越明許費繰越計算書、及び三川町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご報告申し上げます。

今回の繰越計算書は、地方自治法施行令第146条の規定によりご報告をいたすものであり、平成26年3月開催の第1回議会定例会において議決をいただきました一般会計及び下水道事業特別会計の繰越明許費事業予算に係るものであります。

平成26年度に繰越しました事業は、一般会計については、子ども子育て支援制度の電子システム改修に係る「子ども子育て支援システム構築事業」、道路安全施設改良工事に係る「道路安全施設整備事業」、橋梁工事に係る「橋梁長寿命化対策事業」、及び町民体育館耐震工事に係る「公共施設等長寿命化対策事業」であります。また、下水道事業特別会計につきましては、袖東ポンプ場建設工事に係る「下水道事業」であります。詳細につきましては、それぞれお手元の計算書のとおりでございます。

次に、株式会社「みかわ振興公社」第16期決算状況並びに第17期事業計画につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告申し上げます。

「いろり火の里施設」につきましては、本町の中核的施設として町内外の多くの皆さまよりご利用とご愛顧をいただき、まずもって感謝を申し上げる次第であります。

第16期に当たります平成25年度の決算状況についてであります。厳しい経営環境にある中で、経営の維持と安定確保を図るべく、町と指定管理者である「みかわ振興公社」が緊密に連携を図りながら、施設設備の改善や経費節減などに努めてきたところであります。電気料金や燃料費の上昇などにより販売費及び一般管理費を多く要したところであります。入浴者数、宿泊者数の増加などにより売上高は順調に推移し、その結果、当期純利益は2期連続の黒字を確保できたところであります。

具体的には、第16期営業報告書1ページ「部門別の売上高推移」に示しておりますが、施設全体の決算といたしましては2億6,547万6,032円で、前期と比較し320万円余り1.2%の増加となり、一方で、9ページにありますように、「販売費及び一般管理費」につきましては1億6,642万7,041円で、前期と比較いたしまして513万円余増の3.2%の増加となったところでございます。

この結果、当期純利益は8ページの「損益計算書」下段のとおり8万948円の黒字となり、繰越利益剰余金期末残高につきましては、10ページに記載のとおり658万9,058円となったところであります。

次に、第17期・平成26年度の営業方針でございますが、前期の営業結果を十分検討し、維持管理コストの低減を図るとともに利用者ニーズを的確に捉え、営業活動の強化やさらなる接客サービスの向上に努めてまいります。また、当社設立当初から飲食部門においてご参画をいただきました丸甚商事様から事業撤退の申し出があったことから、本年2月に株式会

社ボヌール「ル・ポットフー」様に移行するとともに、丸甚商事様の発行株式20株はみかわ振興公社が引き継いだところであります。

今後とも厳しい経営環境は続くものと予想されますが、いろり火の里施設の更なる賑わいと、町民及び利用者から高い評価を得られる経営を目指し英知を結集してまいりますので、今後ともご理解とご協力を賜われますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（成田光雄議員） 以上で、諸般報告を終わります。

○議長（成田光雄議員） 日程第4、議第24号「平成26年度三川町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第24号「平成26年度三川町一般会計補正予算（第2号）」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出の予算総額に歳入歳出それぞれ、4,150万円を追加いたしまして、補正後の予算総額を36億7,335万2,000円といたすものであります。

まず、歳出について、その主なものを申し上げますと、2款総務費につきましては、ふるさと応援寄附金寄附者謝礼、及び社会保障・税番号制度システムの整備、並びに地域人権啓発活動活性化事業に係る消耗品費の追加補正であります。

3款民生費については、自殺対策事業に係る消耗品費、及び保育園・幼稚園の高圧受電設備建屋の修繕料、並びに子ども・子育て支援法関連法規整備支援業務委託料、4款衛生費については、医療用ウィッグ購入助成事業扶助費の追加補正であります。

6款農林水産業費については、多面的機能支払交付金事業負担金の追加補正、農地・水保全管理支払交付金事業負担金の減額補正であります。

7款商工費については、なの花温泉田田の風呂天井の改修に係る設計業務委託料、及び工事請負費、8款土木費については、河川の除草作業に係る謝礼の追加補正であります。

10款教育費については、小学校の高圧受電設備の交換に係る工事請負費、及び民生費でご説明申し上げました保育園・幼稚園の高圧受電設備建屋の修繕料、並びに町内会公民館等整備費補助金の追加補正であります。

次に、歳入であります。歳出の補正費目に伴い、13款国庫支出金、14款県支出金、16款寄附金、及び18款繰越金にそれぞれ所要額を計上いたしましたものであります。以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） それでは、2点ほど伺いたいと思います。

最初に、議案書4ページ、3ページの関係もありますが、2款総務費の関係です。社会保障・税番号制度システム整備ということで、マイナンバー制度が平成28年1月から実施されるということで、その準備が始まるということのようでございます。

まず伺いたいのは、26年度の補正の中で1,600万円、国から750万円ほどの補助をいただきながら一般財源で850万円を計上して1,600万円、事業費を計上しております。このシ

システムが運営されるまでに、さらにどれくらいの経費がかかるのか、その辺を伺いたいと思います。

また、このシステムの運営のために毎年経費がかかるわけですが、その経費がいくらくらいなのか、概算という数字になるかもしれませんが、その点、教えていただきたいと思います。

それから2点目ですが、6款農林水産業費、7目農政対策費の多面的機能支払交付金事業、今までの農地・水保全管理支払交付金事業から新しく新たな制度ということで、制度の改革が行われ、そういった名称も含めて事業費が計上なったというふうに理解いたします。

この事業については当初予算が計上される時点では内容が分からないということで、従来の事業名で上がっていたと。制度がはっきりして、この間、各町内会で説明会もありましたが、その後、どれくらいの参加の申し込みがあったのか、その辺、教えていただきたいと思います。

数字だけを見ますと、三川町内全域の事業というような事業費ではないように私は受け止めました。その辺、手上げ方式でありますので、参加状況どうなのか、教えていただきたいと思います。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） ご答弁申し上げます。税番号制度の今後の負担、さらには運営経費というご質問でございました。

まず、一つ目の来年度も含めました今後の経費という部分でございしますが、国の税番号の付番でございまして、これを町の部分でどこまで反映させるかという部分が大きな焦点になってくるのかなということございまして、今年度、国の各省庁に関します部分について住民一人ひとりに対して番号を付する内容で整備をしておりますが、このシステムの改修経費でございまして、来年度以降に町がその番号を利用しながら、こういった観点で利用できるかという部分を含めると、経費についてはまだ積算途中でございます。

また、その後の運営経費ということですが、ある程度、システムを改修してしまえば、通常の業務委託関係と連動しますので、多少の経費の負担増はあるかとは思いますが、通常の運営経費で賄えるのではないかと考えているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） ただいまの多面的機能支払交付金の関係のご質問でございしますが、当初の予算につきましては、確かに制度的に新しいものですから、対象となる事業主体等、そういったものが、また、事業の内容等がはっきりしないことから、少なくとも継続する事業主体があったわけです。その分については6月頃の支払いというものも想定しなければならぬと。そういったことから、継続分の8事業主体についての700万円というものを計上させていただいたところでございます。

今年度から、ご承知のように、これに代わる多面的機能支払交付金事業と農地・水事業が代わりますので、これに合わせた切り替えということも必要です。こういったことから、今回、新たに多面的機能支払交付金事業負担金という形で組み替えをすることにしたものでござ

ざいます。

金額的には、当初、700万円に対し1,060万円という形になりますが、これは新しい制度に変わったことでの単価的な追加分があります。そういったことから、360万円を加えた1,060万円という金額でこのたびの補正をお願いするというものでございます。以上でございます。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 最初の総務費の関係ですが、まだ町でマイナンバー制度に関して活用策というものをどのようにするのかということが決まっていないということで経費の試算もできていないというような答弁だったと思います。まさに、私、総務文教常任委員会の所管研修の資料を見ているわけなのですが、その活用をどうするのかということによって、番号システムが必要性のあるものかどうか、そういう判断ができるのではないかと考えています。

活用策について、まだという話ですが、28年1月から運用されるわけですので、いつの時点からこの活用について計画を樹立し、あるいは町民への周知ということもありますので、どういうスケジュールで今後向かうのか、その辺、さらにお聞かせ願いたいと思います。

それから、農林水産業費の関係ですが、今の答弁ですと、25年度までの継続分での事業主体、これの分の単価の増という分を今回増額追加ということで計上したということのようでございます。今後の動きというものをどのように考えているのか伺いたい。

今まで農地・水に手を上げなかったところ、あるいは手を上げて2期目でやめたところもあります。説明会でもいろいろお話あったわけですが、事務というものが非常に大変だということで、その件に関しては様々な対策を具体的に講じてやりたいということで提案もあったようです。当然、多面的機能支払交付金については今までの米の直接払いの代替物といえますか、代わりに出てきたものでありますので、できれば三川町内全域に行き渡るような、そういった対策が必要であろうと。その辺は担当の課でも同じ考えだと思いますが、そういったところに辿り着くためにどのような対策を今後とっていくのか、その辺、さらに伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 遠藤町民課長。

○説明員（遠藤淳士町民課長） ご質問のマイナンバー制度の活用方法ということについてのご質問でございますが、先程、質問の中にもありましたように、総務文教常任委員会の研修の際にも、まだ国の内閣府から示されておる資料に基づいての説明ではございましたが、今現在、補足している内容等についてご説明申し上げた経緯がございます。

まずは現在運用されております住民基本台帳システム、これをさらに拡大する形で個人番号、いわゆるマイナンバーというものを設定いたしまして、これまでにない各般、各項目、多数の項目にわたって統一したデータ管理を行う、国の話では社会資本整備、インフラ整備の一つであるという捉え方になっているようでございます。

今、身近なところでこの活用方法に挙がっておりますのが、まさに税体系の確立ということと、併せまして、社会保障制度の適正な対応という項目が挙げられております。具体的には所得税の課税に係ります試算関係の調査を一元化するということと、一方、社会保障に

関しましては税情報等をベースにいたしまして年金業務、あるいは生活保護に関しましての適正な判定というものを身近なところで活用するという事で、資料から読み取れるところでございます。

なお、今後の活用に関します拡大といたしましては、個人の健康管理に関する活用等、また、学校教育分野での活用ということもありますし、医療制度に関しての拡大の方向も打ち出されているというように聞いておるところでございます。

したがって、今回、企画調整課で私ども日常活用しております基幹システムでありますCOKASという行政システムでございますが、この改修に基づきまして、今後の対応に備えていくという準備の作業を開始したという状況でございます。

今後のスケジュールといたしましては、質問の中にもありましたように、28年1月1日から個人番号、マイナンバーを各町民・国民の方々が活用できるように準備を進めるという流れになっておりまして、今年度から住民基本台帳システムの改修にかかります。その後、基幹システムでありますCOKASのシステム改修というようなことで、目途といたしましては2017年、平成29年の7月には国との情報交換ができるような形まで構築するよという事で、今のところ国から示されているスキームに基づいて作業を開始し始めたという状況でございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） ただいまの多面的機能支払の動きと申しますか、この件についてお答えします。

26年度から新たに多面的機能支払の中で農地維持支払交付金制度ができたわけでございます。本町からみれば、これまでの継続以外の分について集落がどのような対応をされるかという場合、その一つの方法として農地維持支払があるかと思えます。ご存知のように、この事業そのものが現在やっている基本的な生産組合活動を主とした内容で交付金制度ができますので、町の方でも、是非、全町内会からこの事業に取り組んでもらいたいということで、以前からこの事業についての推進を図ってきたところであります。

現時点では、おかげさまで全集落の方から農地維持、あるいは資源向上に取り組む集落もございまして、多面的機能支払の方に取り組むという形になってございまして。

もう一つ、ここで問題だったのは、これまでもありました事務処理のことが問題としてあったわけです。この件についても、町の方といたしましては、事務の簡素化という部分に加え、事務処理のチェックをこれまで以上にしっかりとすることで、逆に地元からみれば分かりやすい事務に繋がっていくのかなと、事務の処理のことについても理解いただけるのかなという形で理解しております。

また、土地改良区の方からも、この事務についての支援をしたいという申し出がございまして、過日、生産組合長の皆さんからお集まりいただき、この件についても状況を把握させていただいたところですが、そのときは新規にやられる町内会で大方のところは土地改良区の方に事務をお願いしたい意向ということで、確定ではないわけですが、そういった要望が出ていたことをこちらでも把握しております。

具体的な対応は各生産組合と土地改良区との委託契約の中で進められていくことかと思いますが、この件についても町としても事務が適切に進むよう、こちらでも対応していきたいと考えております。

今後の事業については、少なくとも5年以上はあるだろうと思っておりますが、このたびの農政改革の関係で所得面からみれば減となるような要素が非常にあったわけですし、この新しい多面的機能支払交付金事業、これを使うことで農家の通常的な経費の節減といえますか、それにも繋がりますし、日当等で何らかの農業から生ずる所得の補てん的なものがあると私の方では理解しております。そういった意味で、26年度からは全集落でこの対応が可能と考えておりますので、こちらでも関係する機関、団体等を含めながら、しっかり対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（成田光雄議員） 1番 成田元一議員。

○1番（成田元一議員） 最初に、企画費でございます。ふるさと応援寄附金の謝礼についてです。ふるさと応援寄附金について、先月、所管課との研修会で経過について説明を受けました。本年度から特典を変え、1ヵ月余で人数は35人から253人、金額では77万5,000円から330万円と、予想以上の寄附金の申し込みがありました。その後の寄附者の人数、寄附金の金額、また、地域別寄附者の申し込みがありましたらお聞かせいただきたいと思っております。総合的でもよいです。

それから、電子計算費については、今、説明がございましたので省略します。

それから5ページですが、いろり火の里施設費でございます。田田の風呂場の天井、換気口の落下についての補正ですが、他に設備の危険なところはないのか、お客に不慮の事故があった場合は、本当に大変なことになります。いろり火の里の改修は平成30年前後に工事に入る計画ですが、事故のないよう設備の点検をお願いしたいわけですが、学校施設の天井落下防止工事も急がなくてはなりません。田田のリニューアルの変更は考えていないのかお伺いしたいと思います。

それから、小学校施設等整備事業でございます。高圧受電設備の交換ということでございました。高圧受電設備とはどのような電気の関係なのか、また、設備する小学校はどこのか伺います。

また、保育園・幼稚園の建屋修繕料についても説明をお願いしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 一つはふるさと応援寄附金との関係でございます。各市町村で様々な工夫を凝らしながら大きな成果を上げている自治体もございます。そうした部分を捉えまして、本町でも今年度から三川の名前をPRする絶好の機会として捉えるとともに、産業振興や観光振興、特産品の販売促進などに結び付けていくということで方法をいろいろ模索し、実施しているところがございます。先程、ご質問者から言われましたとおり、昨年の実績を数日で超えたというような状況にあるわけでございます。

今現在のふるさと納税の人数については把握してございませんので、申し訳ございませんが、6月2日現在で寄附金の総額としましては500万円を超えたところがございます。非常

に読めない数字になってございまして、途中、25年産米の部分について一部の品種につきまして品切れとなりましたので、クローズをかけたところでございまして、その関係から若干下火になったところでございます。

しかしながら、26年産米の予約について、業者等との調整を図りながら、新米の予約も含めまして再掲したところ、一層の申し込みがあったというところでございまして、2日現在で500万円を超えたというような状況になっているところでございます。今後もより内容を検討しながら進めてまいりたいと考えております。

それから二つ目のいろり火の里施設でございまして、今回、いろり火の里施設費としまして、工事費を300万円計上させていただいたところでございます。これについては、浴槽の天井、一部を改修したいということで予算計上をさせていただいておりますが、他の施設の不備、また、リニューアルの時期の変更というご質問でございました。他の施設につきましては、当然、天井部分、同じ内容であります。他の天井の部分、さらには他の施設の冷暖房関係も少しずつ不具合が出てきている状況でございまして。

しかしながら、先程のリニューアルの時期もそうでございまして、町全体の施設の優先順位として耐震補強関係の計画を組んでございますので、当然、この中で不具合が出て、利用者に迷惑のかかるようなものになりました場合には、その都度、リニューアルには関係なく整備をさせていただきたいと考えておりますが、今のところ、リニューアルの時期の変更については現在の計画どおりに進めてまいりたい。その間、先程申しました不具合が出てきた場合には、当然、改修等を実施していくということで考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 本間教育次長。

○説明員（本間 明教育次長） 5ページ、小学校施設等整備事業工事請負費の件でございまして、まず、高圧受電設備の内容とその学校名というご質問でございました。学校名につきましては、押切小学校の高圧受電設備でございまして。

この高圧受電設備につきましてはキュービクルと申しまして、一般家庭ですと、電柱からまっすぐ家庭の方に引き込んで電気を使えるわけでございますが、学校施設等につきましては電気設備が非常に多いものですから、一度高圧で受けまして、それを使えるような形で分配するキュービクルの設備となっております。この設備そのものは本体とそれを囲う建屋で構成されておりますが、建屋につきましては、今回、保育園・幼稚園でも出させていただきましたが、定期的に塗装していないと穴が開いて小動物等による停電という事態も招きかねますので、定期的に塗装をしているわけでございますが、今回、押切小学校につきましては今年の5月に電気保安協会の点検の中で、経年劣化による不良箇所が見つかりました。期間的には設置から15年経過してございまして、内容的には受電設備そのものを交換する必要があるという指摘を受けました。このまま放置いたしますと、漏電によって施設の全停電が起こる、そのおそれがあったものですから、その改修のためには夏休み、長期休暇を使うしかないという判断の下に、今回、補正の上程をさせていただいたものでございます。

○議長（成田光雄議員） 1番 成田元一議員。

○1番（成田元一議員） ふるさと応援寄附金の謝礼、今回、600万円の補正でございまして。

先程も答弁ございましたが、米は品切れということでございます。600万円の謝礼について、寄附者の謝礼をどのような代替品を検討しているのかお聞きしたいと思います。

今、小学校の設備事業につきましてはよく分かりました。分かりましたが、保育園・幼稚園の建屋の修繕料についてですが、ペンキを塗るということでございますが、これは昨年度はそのような経過がなかったのか、塗装で今までやってきたということなのか、その点を伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） ふるさと応援寄附金に関します謝礼としまして、今回、600万円の補正をさせていただいたところでございます。この内容につきましては、主には、今現在も申し込みがあります1万円口が大部分を占めてございます。その内容につきましては、ほとんどつや姫、ひとめぼれ等の米に係ります内容でございまして、本町の特産という部分では、改めて新たな開発というよりは、全国的なネームバリューでは希望があるのかなということで考えたところでございます。したがって、米を中心にしながらメロン等も含めまして、季節的な部分も捉えながら、4月当初では6品目あったところではありますが、今現在、10項目に変えまして、その中から選択していただくというような方法をとっているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 本間教育次長。

○説明員（本間 明教育次長） 保育園・幼稚園のキュービクルの修繕の件でございますが、何年前に修繕したかについては資料を持ち合わせておりませんので明確ではございませんが、平成13年からこの施設は動いておるわけでございますので、12年以上経過しており、このキュービクルについては雨水等の環境によっても塗装のもちが違いますので、状況をみながら修繕を行っております。過去にもございます。予防的な修繕という意味で、穴が開いてからでは事故のおそれがありますので、穴が開く前に塗装の塗り直しをしておりますが、指摘を受けてすぐ、なかなか予算上もできませんので、見極めながら修繕を行っているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 2款総務費の電子計算費であります。ただいま説明あったとおり、今後の計画に基づいて平成28年1月から運用できるマイナンバー制度に向けての整備ということでありました。それで、予算は今後どうなるか未知数だという説明でございましたが、今現在のシステム、今回具体的に業務委託料ということで、どういうものを、どういうふうに今回委託するのか。今後、まだ国のマイナンバーに繋ぐためにはどんなものがこれから変えなければいけないのか、ソフトだけでいいのか、ハードも、繋ぐ機械も今後変えていかなければならないのか、分かる範囲で教えてください。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 今現在、予定しております内容、さらには来年度の今後の部分も含めてのご質問でございました。今回、国からの各国民に対しまして番号を付するという内容につきましては、主には総務省、それから厚労省がそれぞれ担当する分野に分か

れてございます。先程の質疑の際にもございましたが、住民基本台帳系、それから税の関係、こういった部分を国に連絡する部分としまして、中間サーバコネクタを設備としては増やすということになるところでございます。本町の場合、業務を委託しておりますので、当然、委託会社が中間サーバコネクタを準備するということになります。それを経まして国の中間サーバに繋ぎ、それぞれ暗号化しまして、各省庁が使うというような内容になろうかと思っております。

それから厚労省に関係しましては、国民健康保険関係の社会保障系、さらには介護保険、後期高齢者医療、国民年金、福祉医療、児童手当、その他住宅使用料等が今現在進められようとしてございます。今年度予定しておりますのは、中間サーバも含めまして10項目の内容が挙げられてございます。また、それらを連携するためには先程の質疑にもありました住基ネットワークシステムの関係の構築も必要になっているということで、今回の予算としては1,600万円の予算計上をさせていただいているところでございます。

今後であります、今年度途中で計画・検討していかなければならないわけではあります、町独自でこれらの系統以外に導入しております戸籍システム、確定申告支援システム、滞納管理システム、健康管理システム、障害福祉システム等のいろいろなシステムが町独自で整備、委託しているところでございます。そうした部分を今後どの範囲まで入れるかによって今後の経費等も出てくるわけではあります、そういった部分を今後どういう対応をしていくかを検討しながら、28年1月には個人番号の通知を全住民にしていくというような形になりますので、それまでの間、十分遺漏のないように進めてまいりたいと考えております。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 今も質問に出ておりましたが、この番号法の制度導入によって、非常に我が町、自治体の業務というものが非常に変わってくるのかなと思っております。

歳入の方からお聞きしますが、国庫支出金750万円歳入になりましたが、こうしたシステム改修における国の補助要綱といいますか、そうしたことから照らし合わせて、本町のシステム改修というものはどれだけの補助率といいますか、そうしたことになっているのか、その辺をお聞きしたいと思いますし、また、このたび一般財源合わせて1,600万円の業務委託料になりました。この一般財源からの持ち出し分については、今後、総務省、また、そうした所管の方から裏負担として返ってくるのか、その辺の将来的な考え、もしあればお知らせいただきたいと思います。最初にそれを伺っておきます。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 全事業費1,600万円に対しまして750万円の歳入ということで、今回、計上させていただきました。基本的には基幹系の部分につきましては補助率としては10/10、これは国の補助対象経費に対します10/10と、非常に内容的には補助対象経費をどの部分までするかという部分もまた難しい内容になってございますが、その補助対象経費に対します部分について、基幹系として10/10、それから税の関係ですと、2/3というような補助率になってございます。また、国民年金ですと10/10、その品目によってそれぞれ補助率が違ってございます。それらを算定しまして、今回、補正計上をさせていただ

いたところでありますが、一般財源の持ち出しの裏負担というような内容でありますが、補助率それぞれ項目によって違いますが、10/10 から2/3、また、町独自で実施する内容、例えば住基ネットワークシステム関係ですと補助率がないというようなことになってございます。それらを精査しまして出しておりますが、補助プラス普通交付税・特別交付税で裏負担といたしますか、一般財源の持ち出し部分についてはみるというような説明をいただいておりますところございまして、それではどの項目に対してどれだけの交付税算入になるかという部分についてはまだ未定のところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 既存のシステム、いろいろあるわけですが、そうした今後改修にあたっては、システムによっては非常に補助率が変動しているということも、今、理解いたしました。

それで、当然、今後の予算の確保や改修のスケジュール等は今までの答弁の中でも、すぐ出せといってもなかなか難しいなと私も理解したところであります。

そこで、番号法というものの制度導入によれば、裏を返せば、私は一つの行政改革に繋がっていくのかなと理解しております。将来的にはこうした共通番号を利用して、活用していくことが極めて高い可能性があるのかなと私は思っております。先程の答弁のように、住基システム、それから地方税システム、それから社会保障関係では、今申し上げられましたように国民年金とか国民健康保険、それから障害福祉、児童福祉、それから健康福祉、いろいろそうしたシステムはいっぱいあるわけですが、この番号法というものの一つの理解について、町長、私、町長から一つ判断を伺いたいと思うのですが、この番号法を積極的に活用することによって、今後、条例改正、個人的な保護条例等々の改正といたしますか、そうしたものにも手をつけていかなければならない事態が待ち受けているのかなと思います。そうしたことも念頭に置きながら、今後、こうした番号法を役場全体の中で、そうした番号法の意義を皆さん職員が一緒になって共有して理解していくことが大変大事なことではないかと思えます。

そうした意味からして、今現在はマイナンバー制度については企画調整課が所管の所掌事務としておりますが、私は将来的なことを考えますと、先程も申し上げましたように、役場全体の中で番号法に向かっていろんな取り組みをしていかなければならない局面が予想されますので、全庁的な権限は町長ないし副町長が握って、それぞれの決定は各課長がそれぞれおやりになるという形でもよろしいかと思えますが、そうした全庁的に取り組める体制を整えていく必要があるのかなと思います。28年1月までは1年ちょっとしかありません。そしてその後もいろいろ29年になってもまだ直すところは直していくということが年々繋がっていくわけですから。引き続いていくわけでありますので、どうでしょうか、私は計画関連、いわゆるプロジェクトマネジメントするオフィス、そうした組織を、町長、私は是非庁内の中に立ち上げてほしいのです。この考えについてどうでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 （午前10時31分）

○議 長（成田光雄議員） 再開します。 （午前10時50分）

○議 長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 小林茂吉議員にご答弁申し上げます。

今回の社会保障・税番号制度につきましては、2009年、今から5年前から、当時は国民総背番号制というようなことで、これからの住民の番号制度というようなことの推進に向けてスタートしてきたわけでありましたが、ようやくこの段階において「背番号」から「マイナンバー」というようなことでありますので、「マイ」ということがいかに住民一人ひとりの、ある面においては個人の権利といってもいいくらいの表現ではないかと感じたところであります。

このような経過においては、今回の税番号制度においては住民がどれだけのメリットを感じられるかということも、これは行政がこれからの国、あるいは市町村の役割ということからいたしましても、住民に広く周知しなければならないということが大前提であろうと思うところであります。

こうした中、過日の所管課との研修において議員各位からも現在の進行状況についてご理解を賜ったというようなことでもありましたが、今後、このシステムの活用、あるいは整備においては一番大きな課題としては住民にどれだけの社会保障、あるいは税という関係での情報を提供できるシステムを構築するかという部分と、さらにはこれのセキュリティ、管理という部分について、町民に対する信頼性をいかに確保するかということも行政の一つの大きな責務であろうと思うところであります。

このような中、これからのシステムの整備における様々な調整の中においては、町民からすれば個人情報という部分に対するこれからの個人情報保護法における条例を改正するというようなことも必要となってくると思えますし、特に、個人番号ということからすると、町民がプライバシーを本当に確保できるのかというようなことについても十分説明をしなければならないと思えますし、過日の説明の中においても個人番号カードにおいてはプライバシーの高い個人情報はそこには記録されないというようなこともありますし、やはり町民が信頼するというような今後の活用を図っていかなければならないと思っているところであります。

しかも、今後の番号制度においては、町民が様々な情報を入手できるというようなこともしっかりとした説明も行っていかなければならないと思えますし、今後の取り組みについては今日の補正予算においてはシステム化を推進するというような事業に取り組むという補正であります。今後、十分その点についての調整機能は従来どおり企画調整課が基盤となりながら、関係課がより情報共有、そしてシステムの整備に係るこれからの段階的な調整も含めて、お互い情報交換をしながら進めていく、従来もこのように行ってきたわけでありますので、こういった形で進めるということが一番効率的な進め方であろうと思うところであります。

そして、町として将来的にも住民番号制度が行政の効率化という部分についてはデータを集積していけばいくほど、常に情報管理という部分も一元化もなるわけでありますので、そういった点についてのセキュリティも含めて安全性、そういったことも十分考えながら、これからの行政のシステムの活用、そしてなんといっても行財政改革における効率的な事務運

営に資するような体制整備に向けて取り組んでいきたいと考えているところであります。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 4ページ、企画費のふるさとの関連ですが、26年産のつや姫をということですが、あるものでなく、これから収穫が予測されるものを業者と話し合っということですが、また増えた場合、つや姫を確保できるのか。逆に確保困難な場合、パンフレットはできているとは思いますが、1袋の量を減らすのか。今年の天気予報は予測不能な状況下の今の天候ですので、いろいろ冷夏も話題になっておりますが、その辺の対応をどう考えているのか、そのようになった場合の対応をどうするのか伺いたいと思います。

同じく4ページ、保育料の委託料ですが、子ども・子育て支援法関連法規整備支援業務委託料とありますが、普通の一般会計で年間7,100万円ほどの委託料と同じものと捉えてよいのか伺いたいと思います。

6ページ、公民館整備事業、当初145万円ほど予算化されておりますが、これは新たな町内会からの整備事業の申請なのか、その内容等、事業内容等を伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 先程の答弁で26年産米のつや姫について予約受付を開始したという話で答弁させていただきました。この内容につきましては、搬出できる業者と協議しながら、今現在進めておりまして、当然、来年度、もしくは今年度早々に、もしくは来年度後半にという部分は考えられるわけですが、いつかの時点では当然つや姫関係について品薄になってございますので、なくなるというふうな時点は考えられるところがございます。そうした場合は、当然、予約サイトをクローズにしまして、予約できないような対応をさせていただくということで考えております。

○議長（成田光雄議員） 本間保育園主幹。

○説明員（本間 明保育園主幹） 保育園費の子ども・子育て支援法関連法規整備支援業務委託料でございますが、これにつきましては既に成立しております子ども・子育て3法の成立によりまして、この施行は平成27年4月を予定しております。その施行に合わせまして町といたしましても、国の方から示されているのは本年10月までに関係条例の整備をするよという流れが示されております。法律が成立しましてから条例整備が必要な内容を国に示すように求めているところがございますが、これが国の方でも遅れておりまして、ただし、後ろの方は決まっておりますので、それに合わせて条例を9月に提案させていただこうと思っておりますが、そうしますと、3法の改正に伴いまして、国段階でも児童福祉法等の60法を超える法律の改正が見込まれております。

そうしますと、当然、引用条例・条文、そういったものが私どもの方の既設の条例にも影響してまいりますので、そういった整備をしなければいけないわけでございますが、短期間のうちにこれを行うことが非常に難しいものですから、専門業者の方に委託をしまして、その例規の整備をさせていただき費用としてこれを計上しておるものでございます。

もう一つ、公民館の整備でございますが、当初予算の方では小尺町内会と押切下町町内会が予算計上をしております。これについては、26年度の当初予算編成前に各町内会公民館

の方にそういった公民館整備の必要性のとりまとめをしたわけですが、その後、加沼町内会の方から公民館整備の必要性が生じ、町内会の中での意思統一ができたということがございましたので、今回、加沼町内会について屋根・外壁の改修でございますが、その補助金として計上したものでございます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 先程のふるさと応援寄附金の関係ですが、量確保が困難になったら閉めるということでしたが、先頃、天童市もサクランボを載せたら何十倍と増えて、この間補正予算を組んだということでありまして、これでやめるということではなく、歓迎していくらでも補正を組むというようなマスコミ報道でした。その点、三川町、基幹産業、その中の中心のお米、つや姫の宣伝効果等を考えれば、希望者に断ることなく量を確保して進めていくべきと考えられますが、その辺の考え方をもう一度お願いします。

○議長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） ご質問はつや姫ということでございました。確かに、つや姫につきましては山形県の一番力を入れた品種であり、全国的に売り出しておりますので、そういった部分で非常に好評な状況になってございます。当然、でき得る限り確保していきたいということで考えておりますが、品物によりましては季節限定のものもございます。内容によりましてメロンですとか、枝豆も準備しておる商品もございます。当然、時期によりまして、1年間出荷できるという状況にはございません。そうした場合も当然、品物の内容を確認しながらクローズさせていただくというようなことで考えてございますので、つや姫に限らず、品物が確保できない場合については、そういった対応をしていく、もしくはいつまでもつや姫があるということ自体もどうかというふうにも考えているところでございます。25年産米は既にクローズをさせていただいたところでございますので、そういった部分ではより新米収穫時期に、より新鮮なものを送付するというような部分で品質等もこだわりながら対応をさせていただければなと考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 私の方からは3点ほど質問させていただきます。

一つは、総務費、地域人権啓発活動活性化事業7万円とありますが、実際に人権の内容、どんな案件があるのか、その辺について一つお聞きしたいと思います。

それから、民生費、自殺対策事業22万4,000円ということで、今、三川町の中で自殺で亡くなった方はいらっしゃると思いますが、最近、町の中で実際相談があるようなことがどのくらいあるのか、それについてお聞きしたいと思います。

そして最後になりますが、衛生費、医療用ウィッグ購入費給付事業とありますが、ウィッグというのはどんな内容か、お聞かせください。

○議長（成田光雄議員） 遠藤町民課長。

○説明員（遠藤淳士町民課長） 予算書、総務費の戸籍住民基本台帳費の中に地域人権啓発活動活性化事業費7万円を追加補正させていただいたところでございますが、この具体的な内容といたしましては、法務省から示されております人権の花運動というものの事業の実施経費

でございます。各法務局単位で人権擁護委員の組織化されておるわけですが、本町におきましては山形地方法務局鶴岡支局に事務局が置かれております鶴岡人権啓発活動地域ネットワーク協議会という組織に参加しております、その中で本町並びに鶴岡市内の小中学校等において人権の花を植栽するという事業の内容になってございます。

それぞれ本町では3小学校、それから三川中学校、4校で各学校の日程に合わせまして、日程を調整いただきながらプランター、もしくは正面玄関前の花壇等に花を植栽いただいているというものでございまして、当初、国からの内示額が13万円であったものが、7万円追加交付なるというようなことから、事業費の拡大になったという内容でございます。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） 最初に、自殺対策事業の関係でございますが、自殺対策事業につきましては、大きくは対面型の相談支援事業、それから研修会の開催、普及啓発、こういったことが柱として事業を取り組んでいるところでございます。

それで、相談等ということでございますが、住民からの相談等につきましては、介護保険の中で2次予防の対象者の把握事業等を実施しているわけでございますが、そういった中で生活機能の評価表を活用しまして、スクリーニング、スクリーニングというのは異常がないかどうか検査して振り分けることでございますが、1次スクリーニング、それから2次スクリーニングという形で、こちらから対象者を見つけて相談業務にあたっているという部分もございます。

そういった部分にかかわらず、健康福祉課のいろんな相談業務というのはこういったことも含めながらの相談になっている部分がございますので、特に特定して自殺云々というのはスクリーニングの部分、うつという部分が大きいわけでございますが、そういった相談業務にあたっているところでございます。

それから医療用ウィッグ、ウィッグというのはかつらのことでございます。がんになって抗がん剤治療をしますと、脱毛するわけでございますが、そういった精神的な苦痛、そういったものに対してウィッグを購入された方に購入費用の一部を助成するという事業でございます。

○議 長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議 長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから、議第24号「平成26年度三川町一般会計補正予算（第2号）」の件を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第24号「平成26年度三川町一般会計補正予算（第2号）」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 次に、日程第5、請願第3号「「海外で戦争をする国」をめざす集団的自衛権の行使容認に反対する意見書提出を求める請願」の件を議題とします。

本件について、紹介議員より請願の趣旨説明を求めます。5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） ただいま上程されています請願第3号「「海外で戦争をする国」をめざす集団的自衛権の行使容認に反対する意見書提出を求める請願」について、紹介議員としての趣旨説明を申し上げます。

1点目に、安倍首相は去る5月15日、安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会が提出した報告書に基づき、海外での武力行使を全面的に認める憲法解釈変更の検討と法律の改正を含めた基本的な方向を閣議決定していくと述べました。

集団的自衛権行使は日本に対する武力攻撃がなくても、他国のために武力を行使するということであり、これまで憲法第9条の下で築き上げてきた世界への信頼を時の一内閣の判断で覆す暴走です。戦後の歴代自民党政権は自衛隊を創設増強しながらも、憲法第9条については海外での武力行使に道を開く集団的自衛権の行使は認められないとしてきました。それを安倍内閣は国民と平和を守るためなどといって限定容認や、必要最小限度の武力行使と合理化し、国民の意思を問うこともなく強行しようとしています。これは立憲主義の立場から絶対許されることではありません。

2点目に、日本国憲法第99条は天皇、国会議員をはじめ、すべての公務員は憲法を遵守し、擁護する義務があるとして、一内閣の独断専行を厳しく戒めています。

3点目に、今回の安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の報告、安倍首相の解釈改憲強行方針について、自民党の中からも公然とした批判が出されているのはご承知のとおりです。山形3区の元官房長官 加藤紘一氏、同じく野中広務氏、古賀 誠氏、元閣僚を務めた武村正義氏、藤井裕久氏らをはじめ、元法政局長官、副官房長官ら、憲法改正論者であっても立憲主義否定は許されないと発信しています。

最後に、三川町遺族会は昭和62年、1987年6月15日、約600ページにわたる三川町戦没者顕彰誌を3年余の歳月をかけ、先輩諸兄の努力によって発刊されました。

私たちの調査によれば、当時、丸山長治会長をはじめ、顕彰誌に掲載された戦没者の家族、また、従軍され帰還した51人の方々は二度と戦争はしてはいけない、日本だけでなく世界中の平和を戦没者英霊に誓うと明確に述べています。顕彰誌発刊、27年が経過し、鬼籍に入られた方もおられますが、戦後69年、一貫して私たち日本人は一人の戦死者も、また、一人の外国人も殺めることなく、今日の平和外交を築いてきたことを改めて確認すべきものと思います。以上申し上げ、願意をお汲み取りの上、採択されるようお願い申し上げます趣旨説明といたします。

○議長（成田光雄議員） 以上で、請願の趣旨説明を終わります。

ただいま議題となっております請願第3号について、会議規則第91条第1項の規定によ

り、総務文教常任委員会に審査を付託いたします。

○議 長（成田光雄議員） お諮りします。ただいま付託いたしました本件は、会議規則第45条第1項の規定により、明日中に審査を終えるよう期限を付けることに決定したいと思いません。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は明日中に審査を終えるよう、期限を付けることに決定しました。

○議 長（成田光雄議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これをもって散会いたします。

（午前11時16分）

平成26年第3回三川町議会定例会会議録

1. 平成26年6月9日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 成 田 元 一 議 員	2 番 志 田 徳 久 議 員	3 番 佐 藤 正 治 議 員
4 番 阿 部 善 矢 議 員	5 番 田 中 晃 議 員	6 番 町 野 昌 弘 議 員
7 番 小 林 茂 吉 議 員	8 番 梅 津 博 議 員	9 番 佐 藤 栄 市 議 員
10 番 成 田 光 雄 議 員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	工 藤 秀 敏 副 町 長
鈴 木 孝 純 教 育 長	山 科 亮 哉 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長
石 川 稔 総 務 課 長	梅 津 直 人 企 画 調 整 課 長
遠 藤 淳 士 町 民 課 長	五 十 嵐 泉 健 康 福 祉 課 長 兼 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長
大 川 栄 一 産 業 振 興 課 長 併 農 業 委 員 会 事 務 局 長	宮 野 淳 一 建 設 環 境 課 長
本 間 明 教 育 次 長 兼 公 民 館 長 併 農 村 環 境 改 善 セ ン タ ー 所 長 併 健 康 福 祉 課 保 育 園 主 幹	
和 田 勉 監 査 委 員	青 木 桂 教 育 委 員 会 委 員 長
庄 司 正 廣 農 業 委 員 会 会 長	

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成田 弘 議会事務局長 高橋 朋子 書記 五十嵐章浩 書記
齋藤 哲 書記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 5 日 6月9日(月) 午前9時30分開議

日程第 1 一般質問(5名)

日程第 2 付託事件の委員会審査期限延期要求 (総務文教常任委員会)
請願第3号 「海外で戦争をする国」をめざす集団的自衛権の
行使容認に反対する意見書提出を求める請願

○ 散 会

○議長（成田光雄議員） これから、本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（成田光雄議員） お諮りします。議事日程は、お手元に配付のとおり追加議事日程第1号を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第1号を本日の日程に追加することに決定しました。

○議長（成田光雄議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

一般質問は、5名の議員から通告がありましたので、通告順に行います。

なお、一般質問は、議会運営規程第86条の規定により答弁時間も含めて質問者一人につき、1時間以内といたします。

ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。

したがって、質問者は、簡潔に要点を、また、答弁者は、明快、簡潔に各々その要点を得るよう、特にご留意を願います。

最初に、3番 佐藤正治議員、登壇願います。

○3番（佐藤正治議員）

1. 農業情勢について	1. 食料の安全、安定供給と農業経営を安定的に、かつ、国土保全を進め続けていくために。当局の見解を伺う。
2. 子供たちの育成環境について	1. 子供たちそれぞれの成長に合わせた取り組みが重要である。保護者、家族、地域全体での育成を。当局の見解を伺う。
3. 猪子地区に公園を	1. 地域住民の方々より、多数の要望がある。ぜひ早急なる実現を。当局の見解を伺う。

平成26年第3回三川町議会定例会において、通告に従い質問します。

1. 農業情勢について。食料の安全、安定供給と農業経営を安定的に、かつ、国土保全を進め続けていくために、当局の見解をお伺いします。

2. 子どもたちの育成環境について。子どもたちそれぞれの成長に合わせた取り組みが重要である。保護者、家族、地域全体での育成を。当局の見解をお伺いします。

3. 猪子地区に公園を。地域住民の方々より、多数の要望があります。ぜひ早急なる実現を。当局の見解をお伺いします。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐藤正治議員にご答弁申し上げます。なお、質問事項2の子どもたちの育成環境につきましては、教育委員会よりご答弁いたします。

はじめに、食料の安全、安定供給等に関わる農業情勢についてのご質問であります、国

は、食の安全・安心と食料自給率向上を緊急な課題として捉え、平成11年に、それまでの農業基本法に代わる「食料・農業・農村基本法」を制定しております。

この背景には、食生活の高度化・多様化が進む中で我が国農業の基幹的な作物である米の消費が減退し、畜産物、油脂のように大量の輸入農産物を必要とする食料の消費が増加したことなどにより、食料自給率は、一貫して低下してきたこと。また、農業者の高齢化とリタイアが進み、耕作放棄地が増加したことなどによる農地面積の減少など、農地の有効利用が図られていないこと。さらには、農業生産の現場である農村の多くが、高齢化の進行と人口減少により、活力が低下し、地域社会の維持が困難な集落も相当数みられるようになってきていることなどがあげられております。

また、一方では、良質な食料を合理的価格で安定的に供給するとともに、国土や環境の保全、文化の伝承などの多面的な機能を発揮し、暮らしと命の礎としての役割をもつなど、農業・農村の役割に大きな価値を見出す動きも増大してきております。

新たな政策体系を確立するため、生産者と消費者、都市と農村の共生を可能としたこの基本法は、このたびの大幅に改正された農政改革の土台となるものであり、経営所得安定対策をはじめ農地中間管理機構制度、日本型直接支払制度等に対し、行政のみならず、農業者、農業関係機関・団体が一体となって取り組み、本町農業の振興・発展に繋げてまいる考えであります。

次に猪子地区の公園整備に関するご質問についてであります。一般的に公園とは、不特定の方々が、休息、散策、レクリエーション等を楽しむ場とされており、広くは緑地、遊園地、自然公園なども含まれているところであります。

本町における公設の公園につきましては、現在、都市公園、緑地公園及び農村公園など、13カ所ありますが、それぞれ公園等の名称や所在地、並びに管理について必要な事項を条例等で定めているところであります。

また、農村公園の2カ所を除いては、設置されている地元町内会に当該施設の日常管理について、お願いしているところであります。

ご質問の新たな公園整備のご要望であります。現在本町では、「かわまちづくり支援制度」を活用しての青山地内にある既存の赤川河川緑地の拡張により、親水空間を併せ持つ魅力的な河川公園の整備を計画しているところであり、当面、当該公園の整備を重点的に進めてまいりたいと考えております。

また、地域に身近な公園や緑地等につきましては、これまでも町内会が事業主体として整備を展開してきたところであり、町内会にお住まいの方が主として利用する公園や緑地等の施設整備につきましては、今後とも自治宝くじ収益金等を活用しながら支援してまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（成田光雄議員） 青木教育委員長。

○説明員（青木 桂教育委員会委員長） 佐藤正治議員にご答弁申し上げます。

子どもたちそれぞれの成長に合わせた取り組みに関するご質問であります。教育は生涯にわたって行うものであるとともに、生涯を通じて自ら学ぼうとする意欲や能力を養う必要

もあることから、本町においても子どもたちそれぞれの発達段階に応じた教育活動を展開しているところであり、その内容につきましては鈴木教育長よりご答弁申し上げます。

○議長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 佐藤正治議員にご答弁申し上げます。

まず幼児期につきましては、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であることから、みかわ保育園幼稚園では「心豊かでたくましい子どもに育てる」ため、家庭・地域・学校と連携しながら、一人ひとりの幼児の発達段階に応じた教育に取り組んでいるところであります。

そして、保育園幼稚園のねらいや役割を明確にするとともに、保護者学級や祖父母学級などの家庭教育連携事業の開催などにより、よりよい家庭環境づくりのための学習活動を今後とも積極的にすすめてまいります。

また、親と子が読書を通して心のふれあいを深めることをねらいとする親子読書活動を長年にわたり推進しておりますが、今年度からはブックスタート事業として、1歳6ヵ月健診時に絵本を贈呈するとともに、読み聞かせの具体的な方法や親が果たすべき役割などについて指導しているところであります。

小・中学校段階における教育につきましては、すべての児童生徒に対して人間形成の基礎的、基本的事項を修得させるとともに、一人ひとりが持つ良さや可能性を認め、児童生徒が所属感、充実感、達成感を持つことができるような教育活動を展開しているところであり、「聞く力」「がまんする力」「体力」の育成を共通項目として、本町が進める保・幼・小・中の連携による教育のさらなる充実を図ってまいりたい所存であります。

以上のことから、子どもたちそれぞれの成長に合わせた取り組みにつきましては、ただいま申し上げたことの他に、家庭教育はもちろんのこと、地域の方々の教育活動への理解と参加、協力を得ることが不可欠であり、地域の人・もの・文化を活用した体験的な学習を積極的にすすめ、保育園、幼稚園、学校、家庭、地域そして行政が一丸となって、未来を担う子どもたちの育成により一層取り組んでまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） はじめに、食料の安全についてお伺いします。

PM2.5、黄砂、原発による放射能等の大気汚染が心配されております。これらのことによる農業環境への影響が懸念されています。特に、諸外国より輸入品、検査管理への強化をしていただきたく、国・県等に強力な働きかけを。

なお、黄砂は栄養塩や鉄を広域に散布し、北太平洋生態系の生産性を高く保つ役目を果たしている側面も重要であると聞きました。それらに関する当局の考え方をお聞かせください。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） ただいまのご質問についてでございますが、PM2.5とか原発等のお話も出ているようでございましたが、そういった大気汚染等に絡む輸入農産物の検査というのは国のレベルでしっかりやっておられるものと私は認識しております。これま

で以上にそういった検査について、さらなる徹底というご要望でございますので、状況等をみながら必要に応じた対応は町のみならず、関係機関挙げての運動ということで取り上げる必要があるのではないかと考えております。以上です。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 続いて、安全供給と農業経営の安定について少しお伺いします。

日本の食料自給率を高めながら、TPP等による今後の関税など、また、自然災害による不作、流通障害等による供給の乱れることが考えられます。また、農業従事者の頑張りなど、これも国・県等に保護・支援を必要としないと農業維持が大変なのが日本の現実であります。また、農業の歴史を今さら自分が語るほどもなく、長く険しいものであります。その辺の考え方をお聞かせください。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） 食料の安全、安定供給という面から、先程の質問の答弁にもございましたが、町といたしましても、町で解決できる、そういったレベルの問題でもなく、国政レベルでの対応かと認識しております。そういった食料の安全、安定供給に必要とするような事案については、関係する自治体と一緒に、関係機関と一緒に運動してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 先般、6月6日に三川町の今後の農業振興ということで三川町農業振興検討会というものが開かれました。議員9名、農政課より4名、それと意見発表者として県の普及課の大淵課長、山形大学の小沢教授、JA庄内たがわの芳賀営農販売部長、それと株式会社まいすたあの齋藤社長の参加で検討会を開いたばかりであります。

その中で縷々勉強になったことがありました。山形大学の小沢先生は米に対して消費者の考え方、価格の高い米はどのような人を掴まえるかなど話しております。

また、日本農業については、これは2名の東大教授のお話も少ししていただきました。片方は規制はするべき、片方は自由に少し傷はつこうがやるべきである時期にきたと訴えておりました。また、農水省の予算は年7,500億円消化するものがあるとも伝えてくれました。

また、JAの芳賀部長は三川町の農業に対して、縷々詳細に把握しておりました。集落営農、法人が進まない、園芸作物が少ない、規模拡大が少ない、また、農業法人を見守っていききたい、がんばる農家育成、担い手育成等々、今の三川の現況を報告しておりました。

また、まいすたあの社長は本年度の一般米の米価が1万円はきついのではないかと心配しておりました。また、加工米が非常に多く、余り気味、だぶついているということも言っております。また、町挙げての担い手を築いていかなければならない、また、100町歩以上の生産農家が一番危機を感じ青くなっているとも述べております。

この間勉強したとおり、三川町の農業だけでなく、日本全体の農業がこれからますます、先程の町長の答弁にもありましたとおり、きつくなっていくのではないかと思います。

しかしながら、この辺の現在の農業状況は先程も言いましたが、60代・70代、あるいは80代の方がまだまだ頑張ると思います。もう10年・15年はこの方々が体がぼろぼろ

になって壊れればやめるとは思いますが、経済的に農業の生産ペースが合う人ほどやめないと思います。そして、自分もやっているのですが、長年やっているものですから、いちいち人に聞く必要もないし、朝、目が覚めて、今年のあれは今頃は何をやればいいのかというのが肌で感じて分かっております。とにかく動かないよりは体を動かした方が健康のために非常にいいと思います。その方の医療、様々な関係からいってもぼけないし、医者にも行かなくてもいいし、すごく農業は自由が利くところが素晴らしいものだとも自分も感じております。

そのようなことで、大変ではあるのは全員分かっていると思いますが、是非、一生懸命やっている生産者が生産できるような体制を今後とも継続した支援等、様々なものをよろしくお願ひしたいと思います。今のお話で少し答弁あればいただきます。

○議 長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） 先程、6月6日の研修には、私の方にも声をかけていただきありがとうございました。私もかなり自分なりに農業振興というものについて、本町の状況についても整理つけられるような内容であったし、非常に良かったなと思っております。

今、議員がおっしゃるように、本町の農業について、これまでも長い歴史の中で様々な対応をやってきたわけですが、やはり生産者が安心して生産に励むことができる、また、消費者も安心して生産物を口に入れることができる、そういう流れを今後とも継続すべきことかと思っております。

本町の場合でも限られた予算といえればそれまでなのでしょうけれども、関係機関と連携しながら、今後とも強力に農業の振興について推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議 長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3 番（佐藤正治議員） 次に、子どもたちの環境について、乳幼児、とりわけ1歳より3歳までが特に大切であり、育てるのに大変であります。「三つ子の魂百まで」といいます。小学校・中学校と学力・体力はもとより、社会に適合できるような人間形成が必要です。そのために学校はもとより、保護者、家族の養育・教育・しつけなど、日々の営みが大切であると思います。

しかし、特に若い保護者は経験が少なく、戸惑いが多いのではないかと思います。

そこで、経験が豊富な方々より数多くのご指導を賜りたいものです。特に学校の校長先生とか、教頭先生とか、また、ここにおられる教育に対してのプロより数多くの機会を作っていただきたいと思ひます。

そのときなかなか出席できない方、また、したがない方がおります。特に、このような方が大切であると自分は思ひます。なんとか、欠席する、そういう人たちに特に伝えたいことが伝わらないというのが現状、何の集会であつても現実であります。

それから、とりわけ中学校の頃は感受性が多く、多感であります。また、記憶力も優れております。この頃に、あなたのここが良い、優れているところを褒め、心より丁寧に伝え、気づかせ、気がつかせてやれば、本人もやる気になるのではないかと思います。本人がやる気になりさえすれば、かなり充実したものができると思ひ、是非、先生方々よりご指導を賜り

たいものだと思います。

また、あまり努力せずとも、学力、スポーツ等に優れている方に、自制の心を説いていただきたいと思います。とかく、有頂天になり、人生でなかなかその後つまづく人が多く感じられます。

また、学力・スポーツ等が得意でない方は、先程も話をしましたが、必ずや向いているところが一つか二つはあると励ましてください。自分の考えであります。当局の答弁をお願いします。

○議 長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 佐藤正治議員の今の発言で、私は答えることができないくらい、すべてのことが網羅されていると思いますが、「三つ子の魂百まで」ということで、本当に三川町の地域、あるいは家庭、学校、三位一体ということで、子どもたちの健全なる育成のためには地域、家庭、学校、一緒に頑張ろうということで、その策が、特に社会教育、それから社会体育、公民館事業ということが執り行われているわけですが、教育事務所の方、毎年来ていろいろ話し合いをやるのですが、このような小さな町の中で、非常に施策としては多様化しているし、いろんな引き出しがある、素晴らしい、そういう評価を得ております。

その内容につきましては、議員の皆さん方には「三川の教育概要」をお渡ししましたので、ここに詳しく出ていますので、非常に引き出しの多い三川の教育の事業の現状を知ってほしいと思います。

それから、今、佐藤正治議員が最後の方に勉強だけではなく、スポーツも、あるいはスポーツも勉強もダメかもしれないけれど何か一つがある。一つを見出して、そしてそれを育てる、これが私は学校教育の非常に大切なところ、非常に学力向上となると、すべてのものが良くなければダメと評価しがちなのですが、何か一つ自分が負けない、勉強でもスポーツでもいいやということ、あるいは勉強の中でも一つだけ日本史が得意だと。そういう子の良さを、褒めると先程申し上げられましたが、褒めてあげる、あるいは育ててあげる、それが一つの自分の得意なものになって人生の中を乗り越えることができる。当然、社会で成功している人というのはすべてのものができるから成功するのではなく、自分で一つ負けまい、それさえあれば絶対世の中というのは十分渡っていけるし、大成できるのだと。私も前の学校ではそういうことを重々に聞かされてきました。

佐藤正治議員の教育論の同じようなことを繰り返しましたが、是非とも、そういう思いを実現するために教育委員会としては最大限努力したいと思っております。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3 番（佐藤正治議員） それでは、3番目の猪子地区に公園をとということで、当地区は平成13年よりジャスコ、現のイオンの開発が始まり、その後、アクロスプラザ、ロック、または大堰端の住宅団地等、延べ約37町歩の開発となっております。これに当初は町内中央拠点地域基本計画として三川町の計画では日本海国際センター、地場産業振興センター、広域センター等、事業が予定されましたが、三川町には5事業を予定されましたが、平成25年3月から除外となっております。

その結果、大型商業地、住宅地等は広くありますが、その規模に合った公園等がありません。また、話はよく聞きますが、猪子町内会、大堰端地区住民より是が非でも公園の一つはあってほしいとの要望があります。こういう考え方に対してご答弁願います。

○議 長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 猪子地区に公園をというお話でございます。先程の町長の答弁にもありましたとおり、本町では都市公園、それから緑地公園、農村公園等、それぞれあるわけでございますが、東郷地区の方にも農村公園等ございますが、現在、町の方で今後「かわまちづくり」ということで東郷地区の青山から天神堂にかけてのエリアを整備を計画しているところでございます。現在、住宅地、猪子の部分、それから大規模商業施設等、そういった部分への設置ということで、猪子地内に公園というお話かと思いますが、先程の答弁にありましたとおり、身近な集落の公園等については現在も町の方で用地等について地元で用意していただいて、設備的なものを宝くじを活用した自治宝くじの部分を活用して整備ということを進めているところでございます。都市公園、それから緑地公園、農村公園等につきましても、これまでの計画的に整備は図られてきておりますが、東郷地区の部分、若干公園が少ないということで、現在、公園を拡張する形で計画しておりますので、そういった中で設備的に整備を進めてまいりたいということで考えているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 地元よりの土地の寄附とか、管理を地元という話が前から聞いていますし、そういうのがあるようです。猪子町内会と大堰端地区、また、大型商店地の共有で使えるその辺にものを作るとなれば、一部の地権者より、例えば猪子町内会で買い上げしてそれを寄附して作る、どうもそれは筋道が正論とは言えないと思います。町が負担するのが正論ではないかと自分は思います。

また、猪子地区の平成25年度の町に対する納税が約1億9,000万円であります。このようなことを踏まえても、あの付近に是非とも作っていただきたい。

また、先程も述べましたが、拠点の5事業の中には文化ホールとか公園とか、そういう大きいものができるという話は我々の地区で多く聞いているのです。しかしながら、あの辺にちゃんとしたものがない。そして先程も述べましたが、大堰端地区、40戸くらいの住宅開発なっておりますが、そこにも公園は一つもありません。そこら辺が、河川公園となると、かなり遠いし、特に青山、天神堂になれば猪子地区からはかなり遠くなります。高齢者、子どもたち等々が過ごす距離的にも、場所的にもある程度隣接している使いやすいものがほしいというものは無理なことではなく、ごく自然な考え方、要望ではないかと思いますが、当局の考え方をお聞かせください。

○議 長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐藤正治議員からはそのような猪子地内というご要望ですが、三川町においては、今の住民の生活環境というようなことを考えた場合においては、先程答弁申し上げましたとおり、公園という位置付けの箇所が条例で定めている公園が13ヵ所あるわけでありまして。特に本町のような33.21平方キロという町の面積における公

園の設置ということからすれば、やはり東郷地区、あるいは横山・押切地区というような一つの地区単位のこれからの公園機能を維持していくということが重要ではないかと思っております。

確かに、今までも公民館の整備等における遊具等の設置も各町内会で行ってきていただいておりますが、その中における親子のいろいろな交流、あるいはその町内会における遊び場の活用ということからすると、一定の私は地域コミュニティに繋がっていると理解をしているところであります。

こうした中で、東郷地区における公園機能が少ないとはいえ、佐藤正治議員もご承知のとおり、庄内空港の緩衝緑地、あるいは赤川の河川の緑地公園という地区における環境ということからすれば、非常に私から言わせていただければ恵まれているというふうに思うわけでありまして。

このようなことで、やはり町内会としての公民館、あるいは遊び場、あるいは公園というような機能からいたしますと、大堰端地区、あるいは大規模な商業集積の地域における公園という機能と、猪子町内会としての公園の機能のあり方というものを、私はもう少し議論をお願いしたいなと感じていたところであります。町としては、先程も答弁申し上げましたように、「かわまちづくり」における青山、猪子、天神堂という流域の部分についてはもっとも東郷地区においては広範囲な「かわまちづくり」の事業展開ができるだろうと思っております。幸いにも国土交通省での河道掘削における管理道路、これについては青山から猪子における道路についても十分策路、あるいはフットパスというような流域の親水空間における位置付けというのは十分可能だというふうに思っているところであります。

このような点も含め、一町内会への公園設置といった状況においては、佐藤正治議員からも十分ご理解をいただいていると思うわけでありまして、今までの経緯でも猪子には保育園、それから河川敷は公園も設置されていたというような経緯がございました。そのような経緯の中で、今の新たな大堰端という住宅地の造成開発等によって新たな需要という部分と、猪子町内会全体としての公園というもののあり方、位置付けというものを、私は十分コンセンサスを図りながら進めていく必要があるのではないかと思っておりますので、町は町としてしっかりとした今の赤川の河川の流域の「かわまちづくり」も含めた公園整備を進めながら、また、町内会との連携を図っていければと思っております。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） これで終わります。

○議長（成田光雄議員） 以上で、3番 佐藤正治議員の質問を終わります。

○議長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 （午前10時14分）

○議長（成田光雄議員） 再開します。 （午前10時35分）

次に、5番 田中 晃議員、登壇願います。5番 田中 晃議員。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番 (田中 晃議員)

1. 菜の花まつりのあり方について	1. 菜の花畑の改善について所見を伺う。 2. 菜の花まつりイベントになぜ自衛隊の宣伝を入れるのか所見を伺う。
2. 介護保険の充実について	1. 要支援1・2の保険はずしには反対すべきでないか。今後の対応について所見を伺う。 2. 特別養護老人ホーム入所の制限には町として反対し、制度改革を求めるときと思うが、所見を伺う。 3. 利用料負担増にも反対し、制度改革を求めるときだと思うが、所見を伺う。
3. 交流事業のあり方について	1. 町が主体的に取り組むシステムをつくる考えは。所見を伺う。

私は平成26年第3回定例会、2014年6月議会にあたりまして、通告に従い一般質問をいたします。

第1番目は菜の花まつりについて、2点伺います。

1点目は、菜の花畑の改善についてです。菜の花の花言葉を今回改めて調べてみますと、活発、元気いっぱい、小さな幸せなどでした。まさに、自立の町、三川町のイメージにぴったりで、今やすっかり町のシンボルとして町民に定着しているのではないのでしょうか。それ故、今年の花まつりの菜の花に対して聞こえる町内外の声は残念なものでありました。菜の花畑の改善の見通しと対応についてお伺いします。

2点目は、菜の花まつりイベントに自衛隊の宣伝を入れることの是非を伺いたいと思います。いろり火の里周辺を拠点に各種イベント等を開催し、集客と交流拡大を図ることは大いに結構なことでありますが、町民からなぜ自衛隊が参加しているのかという疑問が出されております。町民が納得できる回答をお聞かせください。

2番目に介護保険の充実について伺います。

2014年4月、安倍内閣が国会に提出した医療介護総合法案、正式名、地域における医療及び介護の整備等に関する法律案ですが、既に国会では衆議院で可決になりました。参議院で通れば2015年より施行となります。この法案の介護保険について質問します。

1点目は、要支援1・2と認定され、ヘルパーの訪問介護やデイサービスなどの通所介護を受けている人の介護サービスを廃止し、その代わりに、市町村が実施している地域需要に新たなメニューを設けての代替サービスの提供を行おうとしている点についてです。要支援1

の方の中には末期がんや認知症やうつ病などの精神疾患を抱えた方、パーキンソン病など難病を抱えた方など、疾病の専門知識を踏まえた支援が必要な方も多く存在します。介護認定で要支援1・2が出たということは、介護保険で専門職の支援が必要と認められたということです。そういう人から保険サービスを取り上げることは、受給権の重大な侵害ではないでしょうか。自治体の地域事業に移行になっても今までの水準が維持される保障はあるといえるのでしょうか。要支援1の保険はずしには自治体として反対すべきでないか。町の対応について所見を伺います。

2点目は、特別養護老人ホームに入所できる人を、原則、要介護3以上に限るとしている点についてであります。現在、特別養護老人ホーム待機者は全国で52万4,000人、その内、17万8,000人は要介護1・2であります。政府は世論の批判を受け、要介護1・2でも虐待や認知症、精神障害などの困難な状況にある場合は施設を自治体の判断で特例入所を認めるといいますが、原則は入所させないという方針は変わらないとしています。これではますます待機者を増やし、その結果、介護難民に繋がりがねないおそれがあります。特別養護老人ホーム入所の制限には町として反対し、制度改革を求めるとは思いますが、所見を伺います。

3点目は、介護保険の利用料を2割負担にしようとしている点についてです。法案は介護保険に初めて2割負担を導入しようとしています。今回、負担増の対象とされているのは所得160万円以上、単身年金収入のみなら280万円以上の層です。これらの層は高齢者全体の20%を占めており、一部の高所得者とはいえません。医療の窓口負担増や年金削減と相まって、必要なサービスの利用抑制を引き起こすことは必須です。もう一つは低収入の人が介護施設に入所する際に係る食費、居住費の負担を軽減する仕組みである補足給付から世帯分離している配偶者が住民税課税であれば補足給付を打ち切るとしている点についてであります。貧困が広がる中、補足給付は拡充こそ求められています。制度を後退させることはおかしいことではないでしょうか。保険あって介護なし、金の切れ目が介護の切れ目に繋がる利用料負担増に反対し、制度改革を求めるとは思いますが、所見を伺います。

第3番目に、交流事業のあり方について伺います。

町が主体的に取り組むシステムの考えを伺います。横浜市との交流事業は横浜市立浦島小学校の修学旅行を受け入れてから16年と伺っています。農業従事者の民間組織の方々が町の支援を得て自主的に地道に続けてきた経過にあります。さらに、産直出前便事業を通しての神奈川区民との庄内尊農塾との交流は5年目で、神奈川区子ども会連合会との交流事業も3年継続していると伺っています。神奈川県藤沢市の産直出前便の取り組みが望郷みかわの会員の繋がりを得て6年間の歳月をかけて定着して何組かの婚活に繋がったとも聞いています。交流事業をさらに活性化させるには行政が主体的に各交流事業の特徴を生かし、束ね、連絡調整していく機能を持つことで、より一層活性化が図られると思います。

また、都市住民が農山漁村において自然、文化、人々の交流を楽しむ滞在型の余暇活動、グリーン・ツーリズムが第3次総合計画の中で農業経営者と協力して事業を展開し、特徴あるグリーン・ツーリズムの開発を図りますとあります。地域、団体、グループ、交流活動と

の連携強化と、その中でどのようなグリーン・ツーリズムの取り組みを目指すのか所見を伺います。以上、1回目の質問といたします。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 田中 晃議員にご答弁申し上げます。

はじめに、菜の花畑の改善のご質問についてであります。菜の花畑は、イベント会場に隣接する約1.8ヘクタールの水田を地元農家から借り受け、菜の花娘等の写真撮影会場として使うため、長年にわたり作付けをして、町内外の多くの方々から楽しんでいただけたところであります。

ご承知のように、菜の花は連作障害を受けやすく、これまでも、土壌改良や排水対策、また県の農業技術担当の指導も受けながら取り組んできたところであります。今年は残念な状況になってしまったことで、まつりを楽しみにしていただいた方々はじめ町民の皆さまに対し、誠に申し訳なく思っているところであります。

このため、来年に向けた対応といたしましては、再度、県の指導をいただき、土壌改良等に取り組むとともに、町内の別の場所に菜の花畑のサブ会場を準備することで現在検討しているところであります。

次に、菜の花まつりイベント時における自衛隊に関わるご質問につきましては、議員ご承知のように、このイベントは三川町観光協会が菜の花まつり実行委員会を組織し、開催しているものであります。この中で、自衛隊の炊事車は、実行委員会の要請により「働く車」の一環として展示していただき、さらに「菜の花スープ」の炊事実演と、来場者への提供をいただいたものであります。

また、このときの自衛隊の紹介コーナーにつきましては、自衛隊任務に対する住民への周知活動と理解しているところであります。

次に、介護保険に関するご質問にお答えいたします。

3点にわたるご質問であります。関連がありますので一括にお答えいたします。

昨年12月に成立いたしました、いわゆる「社会保障改革プログラム法案」では、社会保障制度改革の全体像やその方向性、進め方などを法的に位置付けるとともに、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため医療制度、介護保険制度等の改革について、改革の検討項目や改革の実施時期等について明らかにしているところであります。

とりわけ介護保険制度は、平成12年度に施行されて以来、介護費用の増加、要介護・要支援認定者数もほぼ3倍に増加するなど、その増加のペースの拡大は、制度の持続可能性における大きな課題となっており、介護保険制度のセーフティネット機能強化が求められているものであります。

こうした背景を踏まえて、平成29年度末までに予防給付のうち訪問介護・通所介護については、市町村が地域の実情に応じた取り組みができるよう介護保険制度の地域支援事業に移行することとし、既存の介護事業所によるサービス提供に加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用した支援事業を展開することとされたところであります。また、平成27年度からは、特別養護老人ホームについては、中重度者に重点化を図

ることとし、また、一定以上所得者の利用者負担の見直しをすることとされたところであります。

今、我が国では世界に類を見ない少子高齢化が進行しており、2025年には団塊の世代の方々が75歳以上となるなど、将来に向けて年金、医療、介護などの社会保障給付費の増嵩が見込まれております。社会保障制度は、保険料と国や地方の税金で賄う仕組みとなっておりますが、ニーズがますます高まる将来においても、社会保障の充実・安定化と財政健全化を目指しているのが「社会保障と税の一体化」であると捉えております。こうしたことから、本町においても、国、県の方針や指導を受けながら、平成27年度からの第6期介護保険事業計画において、在宅医療介護連携等の取り組みを柱とする「地域包括ケアシステム」を構築すべく、2025年までの中長期的な視野にたった施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

次に、農村と都市の交流事業のあり方についてご答弁申し上げます。

本町では、横浜市立浦島小学校の農業体験交流や庄内・尊農塾による神奈川区子連との交流、さらには、有機農業グループによる消費者団体との交流など、それぞれが目的をもち主体的に交流活動を展開していただいているところであります。

町といたしましては、こうした交流事業が広がりを持ち、また継続していくことで、リピーターの確保や農産物等一層の販売促進、さらには相互の交流の拡大に繋がってもらえればと考えております。

本町では、これまでと同様、民間主導による草の根的な交流を基本に、広範な交流活動を今後も支援してまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 今、答弁をいただきましたが、まず、菜の花まつりの方なのですが、今年、32回目となる菜の花まつりですが、平成12年、いろり火の里オープンと同時に菜の花畑栽培が始まったと聞いています。今や菜の花畑、先程、町長も言いましたが、本当に三川町のシンボルといいですか、菜の花畑を、シンボルを背景に菜の花娘や、今は菜の花むちゅめと、小さな女の子たちも写真を撮りに菜の花写真コンテストに応募される方がいらっしゃると聞いています。また、家族の記念写真として楽しみにしている方が菜の花まつりに足を運ばれて、町内外の方が大勢いらっしゃっている状況があると思います。

今回、先程、縷々菜の花栽培の障害、難しさということで、来年に向けてサブ会場を用意するということですが、まず今回、菜の花まつりを楽しみしてきた人たちが、正直がっかりしたと。悪い言い方をすれば裏切られたと。それだけ裏返すと菜の花に対する期待があると思うのです。私、思うのですが、そういう方が菜の花畑を見て、その場で分かってしまうのではなく、事前に連作障害というのは早めに分かるという対応はできないのでしょうか。

そしてまた、分かった場合に、それを事前に生育状況を伝えるということは、町民から納得してもらうような、そんな働きかけは必要ではないかと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） このたびの菜の花まつりにおける菜の花畑は、先程の答弁にございましたが、昨年の段階での栽培については、当然、これならいけるという形で土壌改良、それも連作障害を回避して、来年はきれいな花を咲かせることができるというこちらなりの気持ちで栽培に向かったわけでありますが、昨年のああいっただ天候が栽培の適期にちょうど長雨が続いたということで、なかなか排水等がとれなかったというのが実情でございます。それがなかったらどうかということは、それは想像でしかできませんが、私の方としては十分、今年の花のまつりは花が咲けるような状況で向かうのだという一つの決意のもとに昨年度はやってきたつもりでおります。しかしながら、ああいう形になったことは本当に申し訳ないなと思っております。

この菜の花畑についてですが、事前にだめだとすれば、何らかの周知が必要ではないかというご質問でございますが、こちら春の雪どけをみてどうかという部分ではかなり不安はあったことは事実でございます。その対応として、こちらでは適期をみて、早く耕起すべきではないかと、そういう意味で、町民の方にも土壌改良のために水稲を作付けしますという形での看板を圃場の方に出させていただいたところでございます。

そういった意味で、本当に今年度の花のまつりにおける菜の花については本当に申し訳ないという気持ちでいっぱいでございますが、来年度に向けては、菜の花畑そのものが結構20年ほどの年数が経っている状況でございます。連作を続けている場所でございます。そういった意味で、先程の中でもいろいろ関係者の指導を受けながらも、なんとかまつりの会場になるように務めてきたところでございます。

そういったことで、今年のこれからの考えとしましても、やはりまつりのメイン会場にある菜の花畑ということでの位置付けについては、今年ももう一度やってみようと思っておりますし、それに対する県の指導も受けながら対応し、なおかつ、もしもだめな場合もありますので、そういったサブ会場も準備しながら菜の花イベントが、撮影会が会場としてできるように対応してまいりたいと考えております。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） やはりいろいろ難しさがあるということが分かりました。来年に向けても早めの対応をお願いしていただきたいと思っております。

それで、先程も同僚議員の方で出ていましたが、先日、三川町の農業振興検討会がありました。私も参加しましたが、その資料の中に三川菜の花プロジェクト仮称（案）がありました。三川町産業振興課、JA庄内たがわ三川支所、庄内総合支庁農業技術普及課の連携の案ですが、その中で、三川町の花、菜の花を起点とした農業と観光のコラボレーションによる地域振興のタイトルを掲げ、プロジェクトの方向性として菜の花の生育開花の安定化を図り、観光資源として三川町の誘客を促進するとしています。到達目標は平成28年度までに菜の花まつりに向けた菜の花の連作技術の確立とありましたが、連作技術の確立は具体的にはどのようなところで進めていかれるかお聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） 田中 晃議員がお話されている菜の花プロジェクトの資料でございますが、これはあくまでも県の農業技術普及課が作成した資料でありまして、先程の話にも県の指導を受けながら土壌改良等に努め、あの場所を菜の花畑として活用していきたいというお話をさせていただきまし、連作技術の確立というものについても、十分こちらで県の方と相談しながらどういう対応が一番いいのか、確か、あの場所は非常に粘土質の高い土地でございます。つまり、畑土ではないという状況の中での畑化ということでございますので、それからみれば、かなり技術の高いなんらかのものがあるかと思えます。この辺についても県と協議しながら対応してまいりたいと考えます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 今、県の方の対応ということで、本当に町民が毎年の菜の花まつりを楽しみにしているので、育成、連作障害の方の改善をお願いしたいと思います。

次の質問にいきます。

菜の花まつりに、先程、イベントになぜ自衛隊の宣伝を入れるかという町長のご答弁がありました。私は5月5日が菜の花まつりということ、もう一つは子どもの日でもあると思うのです。未来を担う子どもたちの健やかな成長を願う日でもあるわけです。昨年、31回目の菜の花まつりのポスターには「幸せの黄色い菜の花まつり」とキャッチフレーズが載っていました。小さな幸せという花言葉、先程も言いましたが、平和的な雰囲気のみまつり開催が求められていると思うのです。先程、町長の答弁で観光協会ははじめ、各団体による実行委員会形式のもとで進められたと。そして、自衛隊の特殊車両が働く車の一環として展示されているのだと。

それで、私、一つだけ町長に確認とお願いをしたいわけなのですが、銃車両や戦闘車、鉄砲や火気弾薬など、戦争を想起するような車両は持ち込まないように確認していただきたいと思うのですが、この点、いかがでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 工藤副町長。

○説明員（工藤秀敏副町長） 観光協会の会長を昨年から私が務めておりますので、代わってご答弁させていただきたいと思えます。

先程、町長の答弁に尽きるわけですが、観光協会が中心になって実行委員会を組織し、各関係機関等を網羅しての実行委員会組織であります。その中で、このような催事を取り組もうということでの決定をなされているわけでございます。長年、自衛隊の方からもご協力をいただいて働く車の一環として展示をしてきていると。なおかつ、今年につきましては、菜の花のキラリボンを使った菜の花スープを提供いただいたということでございます。まつりを盛り上げるという強い自衛隊の方の気持ちも大きく表われていると、非常にありがたいと思っております。自衛隊員の募集事務につきましても、町で国に代わっての募集事務を受託しているところです。今年度も本町から1名、隊員として採用され、当日の菜の花まつりの会場でもお手伝いをいただいたということで、自衛隊募集事務に関しても周知活動ができたのではないかと考えているところです。

そのような中で、炊事車以外の働く車ということでの戦闘車両の展示の考えはということ

でご質問なわけですが、それは実行委員会の中で判断すべきものというふうに考えているわけですが、国民の生命と財産を守る自衛隊ということはきちり法律で定められていることですので、その時点で実行委員会の中で議論していただいて決定いただくというのが筋かと思えます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 今、副町長が申されましたが、憲法の枠の中で自衛隊も私たち国民の生命と財産を守っていくということの役割は、私、あると思います。私は自衛隊の役割は災害救助や防災活動に特殊な力を大いに発揮して、国民の生活を、命と暮らしを守っていくことでないかと思っています。

また、今、いろんな情勢のきな臭い感じの状況もありますが、自衛隊は憲法の中で、専守防衛以外、決して武力行使する方向にだけは進んではならないと思っております。菜の花まつりが町民みんなで子どもたちの健やかな成長を願い、楽しめる三川のまつりであることを切に願ひまして、第2番目の介護保険の充実についての質問に移ります。

第1点目ですが、先程は町長の方から国の施策のいろんな流れ、税負担、それから社会保障の縷々説明がありました。今、介護保険で要支援1・2と認定された人は全国で160万人とされています。介護保険サービスを受ける人の8割がヘルパーによる訪問介護、デイサービスなどの通所介護を利用しています。この法案が通れば、要支援者はこの二つのサービスを保険給付費では受けられなくなるということなのです。その代わり、先程町長も言いましたが、市町村がボランティアや民間企業に委託して、見守り、配食などの代替サービスを提供することになると。しかし、国から給付費削減が義務付けられ、このサービスは予算に上限がつく方向に今進められています。

私が今、三川町の要支援1・2の方を調べたのですが84人となっていますが、間違いないでしょうか。その中で、また、介護保険を現在利用されている方は三川町で何人いらっしゃいますか。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） 今年の4月1日現在の資料でございますが、介護保険サービス利用者の中で、要支援1・要支援2を合わせた数は82人でございます。要介護1から5まで、さらに合わせますと、全体では436人となっております。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 三川町で要支援1・2の方が82名、そして要支援、それから要介護度含めて、認定者が436人というお答えでしたが、今、要支援のことで話していますので、82名が利用されているということで、先程、町長も言いましたが、平成12年から家族だけでなく、社会全体で介護を支え合おうと始まった社会的な介護保険制度です。12年間で要介護・要支援と認定された人は2.3倍に増えています。先程も言いましたが、全国に160万人の要支援者の方がいて、三川町は今82名の要支援者の方が訪問介護と通所介護、保険給付から外される、受けられなくなるということだと思います。

まず、このことについての当局の認識はどうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） ご質問のように、訪問介護、通所介護につきましては、平成29年度末まで現在の地域支援事業の中の、今度できます新しい総合事業という形で名称が変わりますが、その中の介護予防生活支援サービス事業として取り込んでいくとなっております。

国の考え方としては、保険者が三川町なわけですが、地域での実態に合ったようなきめ細かいサービスが提供できるだろうと、そういう考え方でございます。

それで、現在の訪問介護、それから通所介護は、国でいろいろガイドラインを出すことになっておりますが、現在のものに加えまして、NPOとか民間事業者等によるいろんなサービスの可能性のある、そのような表現になっております。ですから、国のガイドライン等、出ましたら町で具体的な事業を組んでいく、そのようになるかと思っております。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 今の事業も含めて、国の方のガイドラインが出たら進めていこうということなのですが、今、三川町でそうした場合に具体的に考えられていることは、まだそこまでは考えられていないわけでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） 新しい形に移行するという内容につきましては、国でいろいろモデル事業もやっているところでございます。そうしたことから、来年度から3カ年の介護保険事業計画の策定する年ということで、国からはいろんな先進事例がきているところでございます。そういった先進事例なり、県のガイドライン、そういったものを踏まえながら、今年度、具体的な計画づくりに取り組む、そのように考えております。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 今まで訪問介護、いわゆるホームヘルパーですが、厚生労働省はこれまでヘルパーの回数を制限したり、介護を受けられる時間を60分から40分に短縮などしているわけです。そのようにサービスを切り下げているのが実態なのです。

私の介護職の体験からよく分かるのですが、私、掃除、洗濯、買い物といった生活支援のサービスだけでなく、高齢故の病気や障害を抱え、生きる意欲が損なわれている利用者の思いを受け止め支援するという専門性が求められていると思うのです。通所介護、いわゆるデイサービスでは入浴、排泄、食事などをサポートし、介護予防の体操やレクリエーション活動を通して生きる意欲を高めていくということもホームヘルパー、介護士の方含めて、大きな仕事になっているわけです。また、そういう専門性を持っている人たちが直接携われなくなる、利用者にとっては非常に健康が阻害されると私は思うのです。

今、総合法案が通ってしまったら、それは利用者の権利を守っていけないのではないかと私は思います。

そして、通所介護は、通所介護の預けている家族の方も、その預けた間は留守番機能といえますか、心も体も安心して預けられるということで利用者の方が利用しているわけです。専門職の人が係われないという状況を作り出すことについて、当局はどういうふうにお考え

でしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） ご質問ありましたとおり、これから介護保険制度が大きく様変わりする中におきましては、当然、新たな人材であるとか、そういったものも必要になってくるかと思いますが、一つは現在あるいろんな社会資源、介護、医療、住まい、予防、生活支援ということで、いろんな資源があるかと思いますが。そういった資源を抽出しながら、また、その資源をどのように活用したらいいか、評価もしながら、事業にどういうふうに繋げていくか、それを考えなければいけないだろうと。

また、環境整備ということで、人材育成の部分が出ましたが、当然、専門職の資質向上であるとか、いろんな部分があるかと思いますが、この部分につきましては主に都道府県が主体となって人材育成に取り組むということで方針が出されているところでございます。

なお、先程もお話ありましたが、介護保険法なりの法律の改正につきましては、国会での議論ということでございますが、介護保険法が成立した後に政令等で具体的なものが示されるということでございますので、そういった国の具体的な考え方、それを踏まえながら進めてまいりたいと考えているところで。

○議 長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） いろんな人材の質を高めてということなのですが、私が言いたいのは、今度、法案が通れば、新規利用者は原則ボランティアなどによるサービスが優先されるという方向にあるわけです。国は元気な高齢者をボランティアとして養成する方向でいます。三川町では今も町内会はじめ、ボランティアで見守りや声かけが行われていますが、しかし、今度は利用者の自宅に上がり込み、それから支援するまでというのは、実際問題、ボランティアの範疇を超えているのではないかと私は思います。私は相当無理があるのではないかと考えています。

専門職とボランティアの役割は違うと思います。それぞれお互いが補完し合って、そして効果を発揮するものだと考えているのです。

今、全国の210の地方議会が介護保険改革に反対や批判、強い懸念を表わす意見書を可決しています。北海道は道議会はじめ、1/3を超える自治体が意見書を可決しています。摩周湖で有名な弟子屈町、三川町と人口が近い8,000人の町なのですが、その町長の徳永哲雄町長が「要支援の方は保険給付から切り離し、市町村事業に移すことに反対です」と明確に言っています。「国はNPOやボランティアを受け皿にといいますが、地域にそれほど存在しません。既存の事業者に委託するにしても予算に上限が設けられるように聞いており、単価を低くしなければなりません。それでは介護の担い手は定着せず、人口減少に拍車がかかります。一般財源の投入も厳しいと思われれます。」こういうふう述べているのですが、町長、これに対して意見を聞かせてください。

○議 長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 今回の社会保障制度改革においては、先程も答弁申し上げましたとおり、今の要支援、あるいは要介護というような認定者数が制度スタートした段階よりも3

倍に増加しているというこれからの地域の介護を考えていかなければならないという国の今後の地域包括ケアシステムをはじめとした制度の改正ということに取り組むということが示されているところであります。

このような中で、保険者であります行政が様々な課題についてどういう対応を求めているか、いかなければならないかというのは、これは全国の市町村においてはそれぞれの事情というのはかなり違うものがあるのではないかと思うところであります。

都市型の介護、あるいは準農村地域、さらにはある面においては過疎が進行しているそれらの地域という部分についての課題というのは、それぞれが千差万別だと感じているところでありますし、本町における現状からいたしましては、現段階においてはおかげさまで介護サービスの提供事業所等も県内における人口、あるいは介護認定の人数からしてもかなり充実した受け入れ態勢が整備していただいているというふうに思うところであります。

こうした中、将来的な介護というものを、先程も答弁で申し上げましたとおり、負担と給付、この部分について、国が介護保険制度、社会保障についてのこれからの消費税を社会保障の四つのこれらの制度を維持するために、すべてを充当するというようなことで、さらに社会保障制度の改革が必要だということを今後の検討課題としているわけであります。

こうした中、ただいまの北海道の弟子屈町の実情からしますと、人口は本町と同じような状況にあるという中においても、やはり高齢化率、あるいは介護の認定者数によってはそれぞれの自治体の今後の介護サービス、あるいは医療におけるサービス提供という部分については、やはり実態に即したそれらへの市町村の判断というのが求められてくると思うところであります。

確かに、田中 晃議員の言われるように、もっとも国がこの制度における負担割合を高くすべきだというのは全国の市町村すべて同じ思いであります。

しかしながら、これからの将来的な高齢化の進行という部分についても社会保障がどうあるべきかということは、今後の第7期の介護保険事業計画において適切な対応をしていくというようなことでもありますので、その点については、先程も健康福祉課長の答弁にありましたように、これからの国のシステムという部分についての町として事業計画を策定していくというようなことでもありますので、その推移については単に施設の整備、あるいはできれば社会復帰ができるような、その要支援の部分についての介護予防、あるいは医療に対する予防的な事業については町の福祉、あるいは社会福祉協議会における地域福祉も合わせた形で進めていって、できるだけ我々の世代、介護のお世話にならないような地域社会ができないものかというふうに私は現時点では感じているところであります。

○議 長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） 町長の方から縷々説明をいただきましたが、いずれにしても、利用者にとっては今後、負担が増えて、給付が少なくなる、その方向では間違いないです。法案が通れば全国どこの町も一つひとつの町は独自性がある、地域によって条件が違いますが、一律に法律として規定されるわけで、そうなると、介護保険の水準が大幅に下がってしまう、そのことについては私は町として反対してほしいと思います。

時間の関係で急ぎますが、介護保険の方、先程、特別養護老人ホーム入所の制限ということとあります。これは2015年4月実施になると。政府は社会保障抑制するために介護保険の対象を要介護3以上に重点化すると、先程、町長も重点化するという言葉を使いましたが、要するに、重点化というのは、対象を限定するということだと思います。要するに、要介護1・2の人は特例以外入所できないということです。この認識はいかがですか。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） ご質問のとおり、来年度から要介護度1と2の方については新たに原則として入所はできないと。ただ、おっしゃるとおり、要介護1・2でありましても、特例的に入所できるということで、先程、質問者の内容にもありましたが、知的障害、それから家族等による虐待、それから常時の適切な見守り介護が必要であるとか、いろんな例示がありますが、これにつきましては国の考え方としては法の施行時まで一定の基準を提示していくということで示されているところでございます。

私としては、一定の基準、これに従いながら対応してまいりたいと思っているところがございますし、これからは在宅介護、在宅医療ということで、そちらにシフトしながら対応していくというのが介護保険制度の考え方でございますので、それに併せて町でも計画してまいりたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 要介護1と2の人が入所できなくなるということなのですが、現在三川町で要介護の人は何人いらっしゃいますか。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） なの花荘の関係でございますが、従来型の定員が60名、それからユニット型が20名ということで、合わせて定員80名でございます。

三川町民につきましては、合わせて56名ということで、三川町民の56名の中で要介護1、要介護2につきましては3名でございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 3名ということですが、3名の方が法案が通れば対象になるということですか。

また、重度化が3以上にならない限り、入所の対象にはならないということでもあります。特別養護老人ホームの申請者の多くは低年金者であり、特別養護老人ホーム以外に行くところがないという状況です。しかも、要介護、または要支援と認定された人の約6割が認知症といわれます。一方、介護する人は20年前に比べ、約2倍に倍化し、女性の介護者が1.7倍、男性の介護者は2.3倍に増加しています。働きながら介護している人の6割は40代・50代です。介護や看護のために離職した人は過去5年間で48万7,000人に上り、内8割が女性で、男性の割合も増えています。

法案が通れば、特別養護老人ホーム待機者がますます増加することが明らかだと思います。自宅で介護する方からも、長年入所を待ち続けている、いつになったら入られるのかと、家族介護はもう限界と、悲鳴に近い切実な声が私に寄せられています。これでは仕事を離職し

なければ介護できない人も増えるのではないのでしょうか。この点、どうでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） 先程、要介護1と2につきましては、3名の方が入所しているということでお話しましたが、あくまで、見直しは新規入所者からということですので、ご理解いただきたいと思います。これは経過措置でそのまま入っていることができます。

それから要介護1・2の方につきましては原則特別養護老人ホームには入所できないということで、在宅での大変さが増すのではないかというお話ございますが、それにつきましても、先程も申し上げましたが、在宅であっても、施設に入所している環境に近いような形での介護保険サービス、そういったものにもっていくということで、それは言葉を変えますと、先程町長も申し上げましたが、地域包括ケアシステム、これを作るということですので、これはおっしゃるとおり、来年からいきなり完璧なものにいくかといいますと、それは大変難しいわけございまして、国としましては、2025年、団塊の世代が後期高齢者になるまでの間にはなんとか構築していきたい、そういう見通しについても、来年度からの第6期の計画、その中に盛り込みなさいということで指示を受けているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） 今、地域包括システムのことが町の方で考えていくということでしたが、やはりそれを作り上げたとしても、今までの水準までもっていくかどうか、その辺がすごく難しいのではないかと私は思っています。だから、今出ている法案については、町としては大きな声をあげて反対してほしいと強く思います。

時間の関係で次にいきますが、もう一つ、介護制度、平成12年、2000年から介護制度が始まって以来、今、利用料、1割から2割に上げる案が出されています。対象は65歳以上で一定の所得があるということです。厚労省の想定では年間所得160万円以上の所得のある方、または単身年金収入のみなら280万円以上の層が高齢者全体の2割を占めているということを根拠に2割にもっていくとなっています。

それともう1点は、現在、特別養護老人ホームに入所されていて、配偶者が住民税課税のため、補足給付が打ち切られるという方向です。今まで補足給付は低所得者を守るために作られたシステムだと思うのですが、このような状況で今後一定の所得がある人から2割にしていく、これに対してはどうお考えでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） 介護保険サービスの利用料について、現役並みの所得がある方については2割にするということで、ご質問のとおりでございますが、これにつきましては、国の考え方としてはこれまで介護保険制度創設以来、ずっと所得にかかわらず利用者負担を一律1割に据え置いてきたということで、やはり医療保険、そういったものとの相関関係の中でも、先程も町長の答弁にありましてとおり、持続可能な制度とするためにも他の医療等の制度と合わせながら上げていく、私はそのように捉えているところでございます。

それで、ざっくりした分析でございますが、大体2割負担になる方については、1割に満

たない程度かなと思っておりますし、高額介護サービス費の関係につきましても、利用者負担には月額上限が設けられているわけですので、負担割合が2割となったとしても対象者全員の負担が必ず2倍になるものではないと、そのように試算されているところがございます。

補足給付、いわゆる特定入所者介護サービスの関係でございますが、これにつきましては、預貯金等の資産を勘案して改める、そのようになってございますので、預貯金等の資産につきましては、現時点におきましては不明でございますので、国の指導、それからガイドラインといいますか、そういったものを踏まえながら来年度からの計画に反映していきたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） いずれにしても、将来を眺めてみても、町民の負担が変わらないと。そして、介護保険の充実が図られないという方向はあると思うのです。私は今の時点で町としてもそのところは声を上げていってもらいたいと強く願います。

最後の質問になりますが、先日、尊農塾の方から案内をいただきまして、浦島小学校5年生76名の田植え体験と各小学校の給食の様子を見学しました。都会の子どもたちの笑顔はじける姿、給食をおいしく食べる様子に感銘を受けました。引率の先生や保護者の方も三川町の人、風景、お米はじめ、食べ物に感動されていました。同僚議員も提言されていますが、都市住民とのますますの交流と活性化を図る上で、三川町にもグリーン・ツーリズム協議会が必要と考えていますが、いかがでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 答弁申し上げる前に、先程の答弁で私が少し間違った表現がございましたので訂正させていただきたいと思っております。

次期の介護保険事業計画においては6期なのですが、7期というような発言をいたしました。訂正させていただきたいと思っております。

ただいま田中議員からグリーン・ツーリズムについて行政が主体的に取り組むべきではないかというようなご意見でございますが、今までも、先程の答弁で申し上げましたように、本町においては横浜市立浦島小学校の修学旅行の体験、そして秋にはその田植えをしたもち米で収穫感謝祭を行うというような、本町から修学旅行を受け入れる実行委員の方々が双方交流というようなことを実施いたしております。

また、産直出前便においても町内の農業者、あるいは町内外の業種を超えた異業種の交流を図りながら藤沢市との交流を進めているわけでありまして、また、農業者が独自に消費者との個別の繋がりを持ってきている。常にその主体的な取り組みというのはそれぞれの活動の団体の皆さんが主体的に相互交流を進めてきたという経緯があるわけでありまして。

こうした中で、一部分のグリーン・ツーリズムと称した部分に対して、町が主体的な任務を担うべきではないかという部分については、双方の交流を図るということは、それに今まで取り組まれた方々が主体になって交流を進めることがこの事業の継続化に繋がっているというのも実態だと思っております。もっともっと組織の体制、あるいは交流

の拡大のための戦略的な取り組みを行っていくということが、これからの本町における都市と農村の交流のあり方ではないかということでもありますので、是非ご理解をいただきたいと思います。

特に、今までも行政がいろいろな面で主体的にというようなお話もいただいたわけですが、そのときにどのような自分たちが活動したかということについては、それぞれの団体が十分検討、そして今後の改善というものに繋げていかなければならないという部分については認識をいただいていると理解しているところでもありますので、その点については田中議員からもこの取り組みについてはもっともっと自らの活動がどうあるべきかということについて、いろんな面でご助言を賜ればと思うところでもあります。

○議 長（成田光雄議員） 以上で、5番 田中 晃議員の質問を終わります。

○議 長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午前 11時36分)

○議 長（成田光雄議員） 再開します。 (午後 1時00分)

次に、8番 梅津 博議員、登壇願います。8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員）

- | | |
|-------------------|--|
| 1. 第3次三川町総合計画について | 1. 第3次三川町総合計画の進捗状況をどのように捉えているか。当局の見解を伺う。

2. 「活力ある産業の育成」について、取り組みの遅延・停滞が感じられる。今後の対策について、当局の見解を伺う。 |
| 2. かわまちづくりについて | 1. 「かわまちづくり」事業の必要性を精査し、適正規模を充分検討すべきと考える。当局の見解を伺う。

2. 施設の維持管理について、地域住民等の積極的な参加による新たな体制づくりが重要と考える。当局の見解を伺う。 |
| 3. 福祉行政について | 1. 国による介護保険事業の改革により、「要支援」者の訪問介護、通所介護サービス事業が町に移管される方向のようである。今後は介護予防に重点的に施策を展開し、要介護・要支援認定率の低下を目指すべきと考える。今後の対策について伺う。 |

平成26年第3回議会定例会におきまして、通告に従い一般質問いたします。

最初に、第3次三川町総合計画について伺います。第3次三川町総合計画の進捗状況をどのように捉えているのか。当局の見解を伺います。

また、「活力ある産業の育成」について、取り組みの遅延・停滞が感じられます。今後の対策について、当局の見解を伺います。

2点目に、かわまちづくりについて伺います。「かわまちづくり」事業の必要性を精査し、適正規模を充分検討すべきと考えます。当局の見解を伺います。

また、施設の維持管理について、地域住民等の積極的な参加による新たな体制づくりが重要と考えます。当局の見解を伺います。

最後に、福祉行政について伺います。国による介護保険事業の改革により、「要支援」者の訪問介護、通所介護サービス事業が町に移管される方向のようであります。今後は介護予防に重点的に施策を展開し、要介護・要支援認定率の低下を目指すべきと考えます。今後の対策について伺います。以上、1回目の質問といたします。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 梅津 博議員にご答弁申し上げます。

はじめに、第3次三川町総合計画における進捗状況であります。第3次の三川町総合計画は、平成23年度からスタートし本年度で4年目を迎えたところであります。この間、最重要課題として掲げておりました三川中学校改築事業や日本海沿岸東北自動車道の新潟・秋田両県境部分の事業化着手、さらには公共施設の耐震化・長寿命化の推進、自然エネルギー等の利用拡大など確実に実行してきたところであります。

また、このような各分野にわたる総合計画事業の実施状況については、本町では平成19年度から行政評価を実施し、その目的や取り組みの達成状況を明確にするとともに、有効性及び効率性、必要性などを明示しながら、進捗状況や今後の方向性を評価し公表しているところであります。

今後においても、事業の成果を重視し、また検証しながら見直しや工夫を重ね、行政施策の推進と住民サービスの向上に努めていくものであります。

次に、同じく総合計画の「活力ある産業の育成」における取り組みについてのご質問にお答えいたします。

本町においては、平成24年度に、産業振興課内に産業連携推進室を設け、農・商・観・工の連携による経営体質の強化や農産物の加工・販売体制の整備等の先進的な取り組みに対し支援しているところであります。具体的には、農業者向けの「がんばる農家支援事業」や、商工業者向けの「地域産業活性化支援事業」の相互連携により、異業種が連携した新たな取り組みを推進しているところであり、昨年度には、商工業者から農業者への声掛けによる物産販売の活動等も始まったところであり、今後町内農業者への波及効果を期待しているところです。

町といたしましては、6次産業化及び特産品開発も念頭に置きながら、農業者には、地元の商工業者のノウハウを、また商工業者には、農業者のニーズを伝えられるよう、商工会、農業関係団体との連携を取り、引き続き、活力ある産業の育成に向け、各施策を推進してまいりたいと考えているところであります。

次に、「かわまちづくり」についてのご質問にお答えいたします。

まず、かわまちづくり事業につきましては、ご承知のとおり観光などの地域の活性化に繋がる景観・歴史・文化等の河川が有する魅力を活かしながら、地方公共団体と地元住民との

連携による良好な水辺空間の形成を図るため、地域の魅力向上を目指す計画について、国がソフト・ハードの両面から支援・推進する制度であります。

本町におきましては、第3次総合計画の主要施策を具体的に展開するため、「かわまちづくり計画検討委員会」を平成24年度に設置し、整備計画内容と利活用の在り方、さらには維持管理手法について比較検討を行いながら、6回に及ぶ検討委員会での議論を踏まえ、平成24年度末に整備計画を策定したところであります。また、本計画については、まちづくりと一体化した良好な水辺空間の形成を図るため、憩いやふれあい、健康志向に配慮した赤川河川緑地の整備に向け、昨年8月に国への申請を行い、直轄河川赤川水系の河川では第1号として、同年11月に登録されたところであります。

本事業の整備内容につきましては、既存の赤川河川緑地を拡張するとともに、道の駅機能を併せ持つ「いろり火の里」や「三川町文化交流館」、さらには、大規模商業施設など、「まち」に点在する観光資源や史跡等を赤川を介して繋ぐ「フットパス」、いわゆる散策路等の整備による“にぎわい”のある親水空間を創出することにより、観光交流ネットワークの形成を図りながら、本町の観光振興と地域活性化に繋げることを基本としているところであります。

しかしながら、本事業の整備内容や整備範囲、さらには事業期間によっては、本町の財政計画に与える影響も大きいことから、施設整備の内容と整備対象エリア等については、十分精査して実施計画に移してまいりたいと考えております。

次に、第2点目の施設の維持管理についてであります。現在、本町におきましては、赤川河川緑地に係る施設の維持管理につきましては、町内企業に芝の除草作業を含めて、当該施設の管理業務を委託しているところであります。

今後は、かわまちづくり事業の進展に伴い、本町が管理する河川緑地の面積は大幅に増加することから、その維持管理手法につきましては、本町における各種団体・組織の活用を基本に据えながら、地域住民や利用者等の参加による新たな体制づくりも視野に入れ、その方向性を見出してまいりたいと考えております。

最後に福祉行政に関するご質問にお答えいたします。

先程もご答弁をしたところでありますが、「要支援」者に係る訪問介護・通所介護事業については、平成29年度末までに地域支援事業に移行することとされております。

ご質問のように、要介護・要支援者の認定率の低下を目指すことは、介護予防により健康寿命のさらなる延伸を図ることでもあります。高齢世帯や軽度の支援を必要とする高齢者が増加する中、見守り・配食等の生活支援などを通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍することも期待されており、なんらかの社会的役割をもつことが、生きがいや介護予防にも繋がるものと考えるところであります。また、市町村による生活支援・介護予防の充実としては、サロンや住民主体の交流の場などの「多様な通いの場」や、ゴミ出しや配食などの「多様な生活支援」が例示され、こうした支援を要する高齢者に対して、担い手となる高齢者の出現を促し、健康寿命の延伸と介護予防に繋げ、高齢者が自立した生活を継続できる地域づくりの実現を図ることが必要と考えるところであります。

いずれにいたしましても、介護予防については、高齢期になる前からの取り組みも重要であることから、保健事業や社会体育事業等との連携を図りながら、平成27年度からの第6期介護保険事業計画において、2025年までの中長期的な視野にたった施策の展開を図ってまいる考えであります。以上、答弁といたします。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） それでは、再質問させていただきます。

まず、第3次総合計画の関係でございます。ただいまの答弁にありましたとおり、最重要事業等について、確実な進展があったということでございます。私も同じ認識でございますが、10年間の中の3年余を経過した中で、様々な事業、計画に載っておりますが、その中で町長が考えるところの成果、今後重視したいという話もございました。進んでいる項目、成果がみられている項目、いろいろあると思います。そういった全体的なバランスといえますか、町長としてのこれは非常に進んでいる、あるいは遅れているといったところがないのかどうか、その辺、再び伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 第3次総合計画における様々な事業実施の中において、庄内全体という中での本町の果たす役割という部分も大変重要なことではないかと考えているところがあります。

特に、鶴岡市を中心とした庄内南部定住自立圏の地域における庄内町・三川町、この3市町の連携というような、ある面においてはソフト的な事業の推進も図ることができているというようなことで、町の重要施策と合わせた形での南部地域の一体的な連携が強化されるという一つの方向性を見出すことができているなという感じをいたしているところであります。

また、先程も答弁申し上げましたが、やはり庄内の重要課題としてありましたインフラ整備、その中における本町の役割というようなことからいたしますと、特にアクセス、さらには地域内交流というような部分でのハードの整備、例えば国道7号線の三川バイパスの北進、あるいは南進における4車線化、あるいは冬期間の通行における安全対策等においても広域的な連携を図ることができてきたなというような状況でもございます。

このような中で、やはり町民生活にいろいろな関係する事業の取り組みということからいたしますと、本町の将来的な課題でもある少子高齢化、その中において元気な高齢者が本町の場合においてはおかげさまで自分の健康維持、増進のための各種活動も行っていただいているというようなことでの健康寿命がこの地域の中においても、県内の中でも高いというような状況、さらには、おかげさまで子育て支援と教育施設の整備によった教育・子育て環境がしっかりとした基盤を構築することができているということも第3次総合計画のいろいろな施策等における取り組みの中においては、おかげさまで順調に進んでいるのかなと思うところであります。

ただ、こうした中においても、これからの課題においては人口減少にいかん歯止めをかけるかといったときには少子化対策は最も重要というような部分と定住促進ということから考えてもこの地域の中の限られた人口、さらには若者の定住の場というものに対しての魅力を

いかに提供できるかということも、これからの大きな課題と捉えているところであります。

そしてなんといっても、この施策を充実していくという基盤においては、この地域の雇用の場、そしてこれからの世代を担う若い世代の方々が町内に対する魅力、そういったものを感じてもらえるような交流の機会をいかに創出するかということもこれからの町の大きな課題ではないかなと思うところであります。

それはとりもなおさず、雇用、あるいは経済、特に基幹産業である農業、先程もありましたが、本町の農業者の従事者は高齢化はしているけれども、今までの長年の経験をこれからも農業経営に十分従事できるだけのパワーがあるのだというようなご指摘もありましたので、やはり課題は課題として取り上げながらも、いかに生涯にわたって元気に仕事、あるいは自分の健康維持増進のために活動してもらえるような、これからの社会福祉分野も含めた形で取り組みが求められるのではないかという認識をいたしているところであります。

○議 長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） ただいま町長から丁寧に自分の認識ということで、あるいは成果ということで説明をいただきました。私も同じように、非常に成果、効果というものが明確な部分については、先程おっしゃいました子育ての環境整備、あるいは学力向上対策などの教育関係、これは他に先行して非常に充実していると思っております。

また、公共施設、これの耐震化並びに長寿命化、あるいは橋梁の長寿命化や道路・側溝の整備、維持、こういったインフラストラクチャーの整備に関しては年次的な計画というものも明確に示されているということで、総合計画の中で十分目的を果たせるものではないかと思っております。

一方、町長からもありましたとおり、今後の課題というものも同様に思っております。産業の振興というものが一つの定住促進に繋がる、これは非常に明確なことではございますが、各地で行われました町民運動会においても、農村部といいますか、旧集落部については子どもたちが非常に減少しているということも含めまして、やはり雇用の場、特に基幹産業の農業というものの後継者づくりというものも今後は課題になるのではないかと思っております。

そういった中で、第3次総合計画の中の2問目の方に移るわけですが、全体の中で産業振興の部分について、20近くの事業が行われ、取り組みされております。全体で97事業ということで、26年度の実施計画には載っておりますが、その中でも部門別でいえば、非常に多くの事業を抱えながら取り組みがなされるだろうと思っておりますが、やはり経済というものが町単独で動いているものではないと。特に、国全体の経済の低迷というものがございました。失われた20年という言葉方をしているわけではございますが、こういった中で地方の経済の疲弊というものは非常に顕著であったと思えます。

農業と、それから商工業、産業の振興というものを、先程の答弁の中にもありましたが、農・商・観・工の連携、あるいは産学の連携、6次産業化といった新たな連携による取り組み、こういうものを総合計画の中では明確に目指しているわけではございますが、なかなか成果、効果というものがみられないと、私はそのように認識しております。

あるいは、先程来、出ておりますが、先週の農業振興検討会の中で出ました三川町の農業というものが我々が思っているよりは農地の集約というものがなされていない。それから規模拡大も同様に遅れているといった指摘がございました。あるいは育苗ハウスの施設活用や土地利用型の、例えば2年3作などの積極的な活用についてもほとんどない。そしてまた後継者の育成も非常に大きな課題であるという指摘もありました。

先程、町長からも少し答弁ありましたが、こういった産業の振興の中での連携によるこれからの新しい三川の特産の開発というものを今一度本腰を入れてこれからやるべきと思います。聞くところによると、三川でも酒米を作っているという情報もあります。そういったものを利用しながら、三川ブランドの何かができないかなと思います。町長、どうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 本町においては基幹産業の農業と商工業の連携によって6次産業化、あるいは特産品の開発ということを進めるべく各種施策を講じてきたところであります。

現在、出羽商工会でも農業部会が設立されているわけですが、本町における出羽商工会の農業部会に加入している団体、あるいは個人の農業者等をみますと、9団体、あるいは個人というような状況であります。この中で実際に農業者が商工会の農業部会に参加しているという農業者3名だけです。

そうしますと、他の県の機関等、あるいは民間の農業資材の関係の企業という全体的な農業部会の構成員はあるわけですが、農業者が商工業の方々との連携を図るべく本町の農業部会の会員というのは、やはり少ないと言わざるを得ないと思います。

こうした中において、今までも何度となく農・商・観・工というような連携を進めてきながらも、なぜ進まないのかということは私も先日、農業振興検討会の方へ出席させていただいて、議員各位から様々な意見を聞かせていただいたわけですが、やはり農業の中においても米を主体にした農業経営ということで、様々な今までも生産調整等において産地化形成というようなことで取り組みをし、米以外の主産地となり得る様々な園芸作物の導入も図ってきたわけですが、なかなか生産と流通・販売の環境からいたしましても、特産品の産地としてなり得ないような、地理的な平場地帯の宿命でもあったのかなと思うところであります。

外部から見ますと、これだけの土地があり、もっともっと利活用が図られるのではないかなというような意見もあるわけですが、やはり各農家の経営、所得ということから考えた場合においては、本町の農業というのは米単作地帯と言わざるを得ないというのが現状かなということを改めて認識を強くいたしたところであります。

こうした中で、今、本町におけるこれからの新たな特産品、あるいは6次産業化に進めるべく各種展開の中においては、私は行政がある面において農業者、あるいは関係機関の方々からリーダーとなってやるべきではないかという意見があるわけですが、しかしながら、今までも何度となく様々な施策を展開しながらなぜ開発ができなかったか、6次産業化が進まなかったかといえば、やはり農業者が自ら経験をして、それを判断したという一つの

経緯があったわけでありまして。こうした中で、新たな取り組みということはそういった農業者も法人経営、あるいは個人的にはいろいろな部門で頑張っている農業者、商工業者の方々がいるわけでありまして、そういった情報を的確に収集しながら、そのノウハウを、むしろ行政が情報公開をしていくということが求められるのではないかと思っております。

梅津議員が今申されたように、本町内においても米の生産調整に伴う飼料用米、あるいは加工用米といったいろいろな取り組みのある中において、酒米の生産者もいるわけでありまして。これは酒造メーカーとの契約によって、栽培をしているわけでありまして。やはり今の農業も製造、販売というような部門としっかりとした繋がりをもっていかないと安定した経営には繋がらないというようなことだと思っております。そういった面で、私もいろいろと担当課には情報収集しながら、町民にそういった情報発信をしていかなければならないというようなことを話しておりますので、今後、町の特産品に繋がるような取り組みに繋げるべく、梅津議員からもいろいろな情報等をいただきながら、その可能性を探っていければなというふうに思っておりますので、是非、そういった機会にご助言をいただければと思うところであります。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 農産物の生産というものが、今までである意味見込み生産という生産方式だったわけですが、今言った契約栽培というものが出てきて、請負生産というものが出てきたということでございます。当然、そういった請負生産的なものをどんどん増やしていくというのが一つの企業的な、あるいは経営上の有利な点ということで、進めるべきだと思います。

今、酒米のお話がありました。私もこの情報については情報を入れたばかりなのですが、例えば三川でできた酒米を使って、当然、酒造メーカーは他に委託するわけですが、三川ブランドの日本酒というものも当然できるだろうと思っております。例えばそういった三川ブランドのお酒というものを活用する、これはいろんな使い方があろうかと思っております。今のふるさと応援寄附金でのお礼に使うとか、あるいは望郷みかわ会でも当然ですし、様々なイベントの中で使えるのではないかと思います。そういったものを企画として少しやってみて、あるいは酒米の生産というものが、私はこういった制度といいますか、制約があるのかわかりませんが、もし広げられるとすれば広げていけるものだと思います。

また、今ある三川の産物の中で、例えば大麦、これは大規模に作っております。あるいは先程出ました課題の菜種についても機能性を持った食品という捉え方をしますと、非常に将来展望が開けるのかなど。大麦に関しては非常に良質な大量の繊維質を含む機能性食品という認め方をされているということで、麦ご飯を刑務所の方で受刑者の方に毎食、食べさせているということで、そのおかげで血糖値が改善されて糖尿病が治ったというふうな論文が発表されたという情報がありました。そういった機能性の食品というものが今非常に注目されておりますし、ものにも使われるのではないかと。今現在、三川の大麦はそれこそ契約ということで麦茶にはしておりますが、今後の拡大というものも見込めるのではないかと考えたところであります。

また、キラリボシの菜種油に関してもコレステロールを上げないといいますが、そういった機能性もあると。栽培については難しい面もあるわけですが、せっかくの三川単独といいますが、独自の品種ということで生かす方向性、この中で気をつけなければならないのは、自分たちで完結するという考えではなしに、他の企業、三川以外の企業でも当然いわけですので、その企業との連携の中で生産を拡大していく。まさに6次化ということだと思っておりますが、そういった視点、これも今後必要なのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） ただいま梅津議員よりせっかくの開発商品が自分たちで完結するのではなく、企業等と連携しながら6次産業化製品とか特産品へと、まさに私もそのように思っております。

そういった意味で、今後、先程もお話ありましたが、三川にも産物としてある大麦、菜種、そういったものをもう一度どういう機能性を持つ作物として可能かどうかはこちらで調べながら、また、そういった作物への対応をすることで、新たな1からスタートするのではなく、今あるものからそれを強みとして特産品へとという形でいければいいかなと考えております。

様々なご意見あるかと思いますが、こちらでもその辺、考えながら6次産業化、特産品、先程の企業との連携、そういったものを念頭に入れながら検討してまいりたいと考えております。

○議 長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） ただいま課長の答弁にあったとおり、今あるものをまず利用しながら、手を広げていくといいますが、拡大していくといったところで、今の総合計画の中での実績といいますが、成果といいますが、そういうものを是非目指してもらいたいと思います。

次に、かわまちづくりの方に移ります。先程の答弁の中で、今後この事業に関して内容を精査して向いたい、あるいは管理についても地域、あるいは各種団体との連携の中で方向性を見出したいという答弁があったようでございます。

今後のスケジュールなども先に伺っております。6月の段階である程度の決定といいますが、方向性を決める必要があるというようなお話もあったようでございますが、今後、中身を検討する際に、今までの基本計画は先程答弁があったとおり計画策定委員会の中で行われましたが、今後の具体的な内容については誰が検討するのか、その辺、まず伺いたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） かわまちづくり計画についてでございます。先程の町長の答弁にありましており、かわまちづくり計画検討委員会で案として整備計画の部分が示されたところでございます。それを受けまして、先程の答弁にありましており、国の方に申請して登録という手続きを踏んできたところでございます。

今後につきましては、国土交通省とのいろいろな現地の調整、測量等も踏まえて、今後、国が進めるべきエリアの範囲、それから町が進めるべき整備内容、そういったものについて

町側と詰めていくことに予定しております。その詰める前段に町の中でもそれぞれ計画検討委員会の部分でも事務局に入っておりますが、体育サイドのスポーツ、レクリエーション、それから健康づくりのためのウォーキング、そういった部分、それと産業連携ということで、いろり火の里との繋がり、そういったものを今後進めていく上でどのような整備内容にすべきか、どういった整備の水準にもっていけばより利活用の充実が図られるかというものについて役場の関係部門の方でも調整会議等を持ちながら、事業の内容を精査していきたいと考えているところであります。

そういった部分を踏まえて、全体の事業費、本町が実際の投下する事業、それから国が整備する事業、そういった部分を十分連携の上、進めていかなければなりませんので、さらに今後の維持管理、どういうふうなあり方をすべきか、その辺も十分視野に入れながら全体の整備内容、それから維持管理手法についても総合的に判断してまいりたいと考えているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） ただいまの答弁ですと、今後の内容に関して、役場の関係部署の中で詰めていくと。その中で国との連携を持ちながら最終的な計画を出したいというようなことだったようでございます。

ただ、私は思うのですが、どういった施設になるか、今後、計画を詰めなければなりません、できた際の施設の管理と計画の段階での立案というものを絡めないはずではないかと私は思います。

前に説明を受けた段階では、いろいろなゾーンを設定した中で、多目的な広場というものが非常に大きい面積を占めております。ここをどのように使うのかということが事業規模の判断材料になるのではないかと。だとすれば、ここを使いたい団体、あるいは部門の実際使う人を計画の策定の委員に入れると。それはなぜかと言えば、将来とも管理する立場になるべきという意味合いで、利用する人を計画の段階から係わってもらい、私はそれが必要なのではないかと思います。役場の関係部門だけでの話し合いでは、実際どれくらいの活用、あるいは施設の維持というものが順調にいくのかというものを、語弊があるかもしれませんが、机の上だけで、まさに話し合いだけで決めるということになると思いますので、当事者を交えた検討というものが私は必要なのではないかと思います、その点どうでしょう。

○議 長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） 今後の施設の維持管理を踏まえた利用者等、そういった部分の声を反映させた整備計画というお話でございました。そのご意見についてはもっともだというふうに考えてございます。そういった施設を利用すると思われる方、そういった部分については、例えば体育的なスポーツ、それからレクリエーション的なものを踏まえた部分については教育委員会の社会教育、そういった利用者の声も踏まえて、どういった施設整備のあり方が希望しているのか、維持管理についてもどういった部分まで協力いただけるか、さらには体育のみならず、健康づくりのためのウォーキング的な散策路整備、そういったものについても今後施設の沿線の部分、例えば現在は工事用道路の活用という部分で検討して

いるところがございますが、そういった部分の沿線について、町のハンマーナイフとか、そういった部分をどういった方々から維持管理の際に使っていただければ経費的なものについても十分利用できるかということも踏まえて、利用者の部分の声についても、行政の中で当然ある程度事業費の積み上げ的なものは行いますが、そういった声も十分吸い上げて計画の内容を詰めていきたいと考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 多目的広場を、前聞いた話ですと、町内の団体、具体的に言えばゲートボールであり、グラウンドゴルフであり、あるいは将来出てくる別の競技というふうな話も聞きました。

新しい立派な競技場といいますか、練習場というものはどなたもほしいのだと思いますが、既存のものがあるということからすれば、重複するようなものは、私は避けるべきと思っております。まして、将来的に芝生というものの維持管理というのが非常に毎年毎年の経費がかかると。今現在ある憩いの広場に関しても160万円ほどかかっていると思えますし、基本計画の中で出た部分をそのままやりますと年間600万円以上の維持経費がかかるということも伺っております。そういったことが利用の部分と費用対効果という話はならないかもしれませんが、活発な利用というものと見比べて必要経費なのかといった判断も私はする必要があるのかなと思っております。

そういった中で、何を削るのかといった話がある程度念頭に入れながらやる必要もあるかなと思っております。ただ、この事業の一番の課題といいますか、問題といいますか、非常に国交省には常日頃お世話になっていますが、この事業が下限事業費があると。事業費の下限のある事業だという非常に特徴的な事業でありまして、2億5,000万円以上の事業であれば国の1/2補助という条件が付いている、それ未満ですと国の補助がない。こういった非常に悩ましい金額、ちょうど三川で今やろうとしているところは概算では3億4,000万円ですが、そういった事業費の財政措置といいますか、そういったことから勘案するべきだと思います。今言ったようなことを総括すれば、必要最小限での事業というものを少し私は考えるべきかと思えます。いかがでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） かわまちづくり事業につきましては、平成24年度から立ち上げて、その中でいろいろなご意見を踏まえて計画案としてまとめたものでございます。公募の委員も4名、それぞれ横山、東郷、押切地区の方から出ておりますし、それから町の議会の方、それから商工会、さらには体育協会関係という形で各種組織・団体の方からご参加いただきまして、今後のかわまちづくりのあり方ということで検討を重ねてきたところでございます。

現在、本町の方で子育て関係のニーズ調査、昨年から今年にかけて実施してきたということで聞いておりますが、そういった中でも本町の方に欠けているものについては保育園とかいろいろな部分、学童とかございますが、比率として14%ほど、34人の方から遊び場の確保というような意見もございました。

さらには、検討委員会の中でも施設として三川の方に公園が少ないというような部分の声もありまして、公設の公園ということで、都市計画区域の中の本町の公園の整備率というものについても県下の都市公園を持っている町村の中でも下から5番目という状況でございます。

そういった中におきまして、都市公園として都市局の国の補助事業を活用する場合は事業の要件として補助の下限額、さらには面積要件はクリアいたしますが、ございます。そういった部分、総合的に勘案して、さらには今後の利活用する場合、例えば芝生の面積、そういった部分についても、例えばその部分については何の部分をも目的として、例えば競技的なグラウンドゴルフとか、そういった部分をその場の方に設定していくのか、そういった部分も総合的に今後の例えば健康づくり、それから体育的な健康づくりとスポーツの振興、総合的に今後の10年・20年、公園として長く使っていく際にどういう位置付けにすべきか、総合的に関係課の方からもご意見を伺って調整して、最終的には事業費についても補助で実施するという場合には、当然、先程の事業費の下限額でございますが、総合的に判断してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 是非、内容を精査してやってもらいたいと思います。

ただ、この事業の目的であります良好な町空間と水辺空間の形成、あるいは新しい公園というものの形成というものに関しては、私は基本的に賛成いたします。

ただ、今言った、アンケートの数字もありましたが、整備する中で必要なもの、例えばいも煮会の広場であるとか、水道とか、トイレとか、あるいは桜回廊といったもの、こういったものを中心にしながら、将来とも利用継続可能な、あるいは管理可能なものに是非集約していただければと思ったところです。

それでは最後に、福祉行政について伺いたいと思います。

先程の答弁の中で、今後の2025年までの中長期的な高齢者政策といいますか、そういったものを視野に入れながら検討していくという話でございました。介護認定率という言葉を出しましたので、少し確認をしたいわけですが、三川町の介護認定率17%くらいかなと、私は推定しますが、この数字どうでしょうか。今、平成25年4月の段階での全国、県の数字がございまして、全国では17.7%、県では18.7%という数字がございまして、三川での数字17%前後かなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） 18.8%でございます。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 県と同じくらいの数字ということでございました。今現在、様々な介護予防事業、今の制度の中で行われているわけでございます。改善点等、いろいろ示された資料も持っているわけですが、その中で、これはどなたも同じかもしれませんが、ある程度体の不自由といいますか、悪くされないとき動き出さないというものがあるようにございます。あるいは、認知症の関係でありますと、どうしてもひきこもり、一人暮らし、あるいは

高齢者の二人暮らしというもののなかでひきこもりというものもあるわけですが、そういったものを予防的に改善していくということが今後一番重要なのかなと思っております。

三川町においても、サロン事業等、あるいは弁当の配食なども行っておりますが、さらに積極的なといいますか、新たな発想の閉じこもり予防策、あるいは筋力トレーニング、あるいは食というものに注目した独自の事業といいますか、そういったものも今後は検討する必要があるのかなと思います。

課長の方にも資料を差し上げたのですが、埼玉県のと光市での取り組みというものが情報としてございます。要するに、今言った閉じこもりの予防、あるいは筋力トレーニング、それから口腔機能向上というようなものを複合的にやっていらっしゃるようでございます。具体的にはアミューズメントカジノ、要するに、カジノの中でルーレットやトランプ、あるいはパチンコ、あるいはマージャンといったものをゲームとして高齢者の方々にやってもらっていると。定期的にやっている活動でございます。非常に自分が認知症対策や筋力トレーニングというものに借り出されているという意識を持たせないで、そういったものを実施しているところが非常に上手なところなのかもしれませんが、そういった新しい取り組み、あるいは学校の空き教室を利用した喫茶サロンなどというものもやっているようでございます。

今現在の事業に則っていない独自の活動というものを今後町でも、先程言った2025年までの長期的な展望の中で取り入れるべきかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） 今お話ありましたとおり、和光市の取り組みについては大変全国的にも先進的な事例だということで、我々福祉に携わる人間は承知しているところでございましたが、やはりここで重要なのは、高齢者を町に連れ出す取り組みという表現があります。本町でも「3ない運動」ということで、「閉じこもらない」、「転ばない」、「寝たきりにならない」というスローガンで「3ない運動」をしております。

今の第5期の介護保険事業計画の中では話がありましたが、配食サービスであるとか、ミニサロン事業、これは社会福祉協議会の方に委託事業という形で実施している部分もございますし、また、社会福祉協議会独自の事業もあります。

この事業を見ますと、事業メニューは結構あるのですが、なかなか参加されている方が特定されているといいますか、裾野が広がっていないという思いをしております。ですから、国の方からも介護保険最新情報ということで、和光市の部分を含めながら全国の優良事例がこのようにきておりますが、地域・地域で、地域の資源といいますか、それをどのように介護予防に役立てているかというのはすべて違いがあります。

私、先程も申し上げましたが、三川で今取り組んでいる介護予防の状況、当然、評価をして拡大すべきところは拡大していくと、そのようなことが必要なわけですが、あともう一つはいろんな全国の情報がきておりますので、やはり学べるところは学んでやっていく、そういったことをこれから今年度、計画策定年ではあります、国の情報を得ながら、それから県の指導を得ながら、また、介護保険事業計画の委員会の意見を聞きながら具体化をしてい

きたいなと考えているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） 冒頭の答弁にもありましたが、若いときからの運動の習慣、それはこういった事業を用意してということも必要ですが、楽しいからやるといった方向を是非作り上げていってもらいたい。そういった中で、高齢者になってもそういった楽しみが継続して行って、自然と介護予防に繋がるのだといったところに辿り着いてもらいたいなと思ったところです。よろしく申し上げます。以上で質問を終わります。

○議 長（成田光雄議員） 以上で、8番 梅津 博議員の質問を終わります。

○議 長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 （午後 1時58分）

○議 長（成田光雄議員） 再開します。 （午後 2時20分）

次に、2番 志田徳久議員、登壇願います。2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員）

- | | |
|-------------------------|---|
| 1. 防犯・交通安全対策について | 1. 大型商業施設の開業、新興住宅の増加により都市化現象になりつつある。防犯の強化が必要だがその考えは。 |
| | 2. 本年度より町内会が維持管理する防犯灯のLED化を助成するが、今後の計画と助成対象の考えは。 |
| | 3. 交流人口等の拡大により、交通事故が発生しているがその対策は。 |
| 2. 健康事業について | 1. ピロリ菌検査を「国保人間ドック」で検査を受けることができた。4月より集団健診でもセット健診で受けることが出来るが、酒田市では、県内の自治体で初めて無料検査を始めたが町の考えは。 |
| | 2. 健康寿命の推進、健康づくり事業の考えは。 |
| 3. 「かわまちづくり」について | 1. 河川の親水空間の整備促進で整備を計画しているが、今後の考えは。 |
| 4. 公共施設の耐震・長寿命化改修計画について | 1. 11の施設等の改修が計画されているが、財政計画との整合性は。 |

平成26年第3回議会定例会において、通告に従い質問いたします。

はじめに、防犯・交通安全対策についてであります。

大型商業施設の開業、新興住宅の増加により都市化現象になりつつあります。防犯の強化

が必要ですが、その考えを伺います。

町は本年度より町内会が維持管理する防犯灯のLED化を助成しますが、今後の計画と助成対象の考え方を伺います。

交流人口等の拡大により、交通事故が発生していますが、その対策を伺います。

次に、健康事業についてであります。

ピロリ菌検査を「国保人間ドック」で検査を受けることができました。4月よりは集団健診でもセット健診で受けることが出来ますが、酒田市では、県内の自治体で初めて無料検査を始めましたが、町の考えを伺います。

健康寿命の推進、健康づくり事業の考え方を伺います。

続いて「かわまちづくり」についてであります。河川の親水空間の整備促進で整備を計画していますが、今後の考えを伺います。

最後に、公共施設の耐震・長寿命化改修計画についてであります。

町では11の施設等の改修が計画されているが、財政計画との整合性を伺います。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 志田徳久議員にご答弁申し上げます。

はじめに、防犯・交通安全対策について、1点目の防犯の強化に関するご質問ですが、防犯に関しましては、まずもって、警察署をはじめ、本町を含めた自治体や関係機関、団体等の対応、事業所や地域における取り組みなど、社会全体が情報を共有し、その啓発を図りながら、犯罪の未然防止と青少年の健全育成のための環境整備、意識の醸成に努めることが重要なことと考えております。

そのため、本町といたしましては、防犯協会や町内会の協力のもと、「安全・安心で住みよい地域」町民大会の継続的な開催をはじめ、防犯のぼり旗の掲示や小学校等下校時の見守り活動、防犯診断・防犯灯点検などに取り組んでいるところであります。さらに、振込め詐欺や悪質商法など、巧妙かつ広域化する犯罪の動向を捉え、防災行政無線等を活用しながら被害防止に努めているところであります。また、本町においては、大型ショッピングセンターが集積していることから、平成17年から、県及び鶴岡警察署、町と連携して万引き等の刑法犯や街頭犯罪の未然防止のための啓発活動を展開しているところであります。

さらに、今年度は、横山・押切小学校、また、いろり火の里施設内に防犯カメラを設置することとしており、今後とも、引き続き、防犯対策の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、防犯灯のLED化に対する助成の今後の計画と助成対象に関するご質問ですが、本町におきましては、今年度より、町内会が維持管理する防犯灯のLED化の促進と、その改修事業を行う町内会の負担軽減を図ることを目的に、防犯灯LED化助成事業をスタートしたところであります。

この助成事業につきましては、町内会が維持管理する防犯灯のLED化に要した経費を対象として、その経費の1/2を補助するものであり、継続的かつ計画的な事業として推進してまいりたいと考えております。

次に、交流人口等の拡大に伴う交通事故対策に関するご質問ですが、交通安全対策といたしましては、道路や歩道等のハード的な整備や、横断歩道、信号等の交通安全施設の整備とともに、継続的な啓発活動が必要不可欠であると認識いたしているところであります。

昨年の三川管内での人身事故発生件数は74件と、前年より減少したものの、交通事故発生件数の割合が依然として県下ワースト1位という残念な結果となっております。また、その発生場所は、国県道の比率が7割を超え、さらに、交差点での事故が半数以上を占めており、国道7号三川バイパス等の道路事情による影響が大きいものと捉えております。このようなことから、交通事故多発箇所の原因分析と改善、さらに、交通安全施設の整備等について、引き続き、国や県に対して要望してまいりたいと考えております。

さらに、町といたしましては、交通安全教育の充実、飲酒運転の撲滅、交通事故防止のための法令順守、交通モラルの向上などに、関係機関・団体等と一体となって、積極的な啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、健康事業に関するご質問にお答えいたします。

第1点目の、「ピロリ菌検査」についてでございますが、今年度から「国保人間ドック」での検査に加え、セット健診においても、ピロリ菌検査をオプションで受けられるようになったところであり、その受診者数の増加を期待しているところであります。

ご質問の、町としての今後のピロリ菌検査への対応につきましては、検査率及び先進市町村の実施状況等を踏まえ、無料化を含め検討してまいりたいと考えております。

第2点目の「健康寿命の延伸、健康づくり事業」については、早い時期から健康な生活習慣を確立し、「からだのメンテナンス」「健康増進、発病予防」という一次予防の考え方をもちて生活することが重要であり、健康な期間が長くなることは、本人にとっても幸福なことであり、負担となる介護や医療の費用も抑えることができるものであります。

本町の健康寿命は、男女ともに庄内地域で最も高く、県内の市町村平均を上回っている状況にあります。平成25年度からの総合的な健康づくり10カ年計画である「第2次三川町健康づくり計画」においては、「次世代」と「働きざかり年代」「高齢世代」の三つの世代に区分し町民の健康体力づくりを図ることとしております。

特に、高齢期における体力維持や生きがいづくりは、「食事」と「運動」、また、地域活動への参加といった「社会参加」が重要であり、本人の不断の自助努力を基本としながら、健康と生きがいづくりへの参加を促進するよう努めていく必要があります。また、ロコモについては、骨・関節・筋肉の機能はすでに40代に大きな曲がり角を迎えていることから、運動器の老化を進行させない生活習慣や運動習慣に取り組むことが求められております。

『第2次三川町健康づくり計画』では、健康寿命の延伸を目標に、「栄養・食生活」「生活習慣」「運動」の望ましいあり方について、各世代の目標を掲げているところであり、家庭や地域、学校、職域、関係組織団体等が一層の連携を図りながら、ロコモ予防を含め、健康の保持・増進のための環境づくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、かわまちづくり事業につきましては、先程も同様のご質問にお答えいたしているところですが、本町のかわまちづくり計画のこれまでの経過については、第3次総合計画の策定過程における「まちづくりアンケート調査」や「総合計画策定推進委員会」等において、憩いやふれあい、健康志向に配慮した公園や緑地の整備を求める声が多かったことから、「赤川河川緑地への親水空間整備」を当該総合計画の主要プロジェクトとして設定したところでもあります。

このような住民要望を踏まえ、本町におきましては、「かわまちづくり計画検討委員会」を設置しながら、計画の整備内容や利活用の在り方、さらには維持管理手法に係る比較検討を行い、平成24年度末には、“かわ”を活かした『まちづくり』、“まち”を活かした『かわづくり』を進めるための基本計画である「三川町かわまちづくり計画」を策定したところでもあります。

今後の進め方についてであります。当該河川緑地につきましては、健康増進やスポーツ・レクリエーション、さらには、いろり火の里等と連携した交流活動など、多面的な利活用が期待されることから、役場の関係部署による施設の活用計画や維持管理手法等に関する協議・調整を図りながら、当該施設の事業費、スケジュール及びエリア別の整備優先度など、事業化に向けた計画内容等について詳細な検討を行い、計画的に実施してまいりたいと考えております。

次に、公共施設の耐震・長寿命化改修計画について、財政計画との整合性に関するご質問であります。本町では、公共施設としての行政需要や施設の用途、地域防災計画における位置づけ等を考慮しつつ、さらに、規模や利用形態、施設設備の老朽化等を勘案し、耐震化、長寿命化、あるいは改築等実施すべき11の施設について、中期財政計画との整合性を図りながら計画を策定したところでもあります。

その取り組みにつきましては、平成24年度の農村環境改善センターの改修に始まり、横山小学校、町民体育館等の整備を計画的に進めているところであり、今後、予定されている計画も含め、その財源につきましては、目的基金や一般財源としての財政調整基金、さらに、国及び県の補助制度の積極的な活用などにより、確保してまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） はじめに、防犯の方であります。防犯ということで、例えば自転車の交通等、犯罪が起こり得る環境というものがあります。ご存知のとおり、今、鶴岡に行きますと、駅前等に放置自転車が少なくなりました。これは鶴岡が「愛情運動」ということで、無施錠の自転車に鍵をかけて、必要な場合は鶴岡警察署に取りにくるよという運動を行った成果であります。

我々立場上、防犯等で大型商業施設も回りますと、どうしても地元中学生のナンバーの付いた自転車の無施錠が多くあります。お金はかかりますが、鍵代等、やはりそういうものを町でも鍵等を購入して「愛情運動」的なものを行えば、犯罪のきっかけとなるような放置自転車等が少なくなると思われまので、そういう運動を行う考えはどうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） ご質問の放置自転車に係わる対応のご質問でございますが、鶴岡警察署における取り組みについては、私どもも鶴岡警察署長を通じて聞いているところでございます。

その取り組みについて、三川、猪子地内の大型ショッピングセンターでも同様の取り組みを行ってはどういう質問でございますが、今現在、どの程度の自転車の放置と申しますか、自転車を置いている数があるというような分析、データを私どもも持っておらないところでございますが、これらにつきましては防犯協会、また、鶴岡警察署等とも相談しながら、必要な場合、やった方がいいという判断になった場合、防犯協会等の協力をいただきながら進めてまいりたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 先程出ました防犯協会等で、私もパトロール毎年しておりますが、そういう実態があるということでもありますので、やはり犯罪を起こさない環境を作るというものが必須ではないかと思われまます。どうしても鍵のかかかっていない自転車があれば乗ってしまうというような犯罪行為に走ってしまいますので、そういう環境をなくするというのも防犯の一つではないかと思われまます。

先程、三川の事故の件数がありましたが、6月1日現在の三川管内で発生件数24件で、昨年より8件の減少、負傷者27人で12人の減少、幸い死傷者はゼロで、物損事故は153件、6月現在あります。先程の答弁にあつたとおり、やはり三川に大型施設等、交流人口が増えているということで、物損事故があります。せっかく買い物等に来てくれたお客さんが嫌な思いをして帰るというような状況であります。実際、私もそういう現場に居合わせたことがあります。やはりその人からみれば、縁起が悪いとかで来たくないというようなことで、お客さんがよそへ流れるという現象がなくはないと思われまます。

やはりそういういくら場所貸しとはいえ、三川の地内で事故件数を減らすということで、もう一歩進んだ啓発活動ができないものか。運動期間中のいろいろ活動はしておりますが、もっと一歩進んだものも考えられないのか伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 三つ目の交通事故の発生に関するご質問でございましたが、質問者のおっしゃいますとおり、本町におきましては大規模商業施設の近辺での交通事故が非常に多いという特徴がございます。その発生件数につきましては、先程、町長の答弁にもありましたように、減少傾向にはあるものの、まだ県下でも事故発生率がワースト1位、このような状況にあることから、警察、また、国交省、町内におきましては交通安全協会、交通安全母の会、一体となりまして様々な取り組みを行っているところでございます。

まず、人身事故につきましては、やはり国道7号三川バイパスでの事故が多くなっております。箇所別ということでは交差点での事故が多い、そういったことから様々な形での取り組みということで、国交省にも道路改良、道路施設といったものを国・県に要望しているところでございますし、また、本町の大きな特徴といたしまして、商業施設での駐車場内での

物損事故が多い、これについても本町の特徴となっております。

質問にありましたとおり、駐車場で知らないうちに車がぶつけられていて、嫌な思いをして帰ったという方も実際おられるかと思いますが、その辺につきましても本町の交通安全協会とか母の会、さらに事業者との連携の中でいろいろな啓発活動を行っているところですが、新たな取り組みの考えはということでございましたが、その点につきましてもどういった活動が可能なのか、交通安全協会、母の会、それから私ども行政としての協力、どういうものがあればいいのか、その辺は今後一緒になって考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 先程の1番に戻りますが、やはり都市化現象が起きているということだけでなく、逆に過疎化現象というか、従来、今まででは集落の繋がりがあって、こんなことはあり得ないというようなことが当三川管内でも、一人暮らしの人が亡くなって何日も経っていたということがありました。私は新興住宅ということだけの観念で調べてみたのですが、やはり従来の町内会の繋がりが都市化並みに薄くなっていて、あの人が見えないという情報が入らないで、誰も不思議がらないというような現象も起きておりますので、その辺、町内会等、新興住宅等はますますですけれども、従来の町内会体制ももっと人間関係を希薄化していますが、密にして、こういう連絡体制を啓発すべきと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 地域の希薄化が進んでいることに対する今後の取り組みというご質問かと思いますが、本町におきましても新興住宅地等、整備されまして、そういった地域ができているというのは確かかと思っております。

また一方、従来からの集落におきましても人口が少なくなってきていて近所づきあいも希薄化してきている、そういった状況は町としても課題として捉えているところでございます。

そういったことから、まずは新興住宅のみならず、全町内会に対する対応ということで、毎月1日の「安全・安心三川の日」から7日間の防犯ののぼり旗の掲揚、さらに防犯パトロールの実施、防犯診断、それから防犯灯の点検、こういったことをかなり前から実施してきておりますし、これは継続することで一定の効果を上げているのではないかと考えているところでございます。

また、別の角度の取り組みとしては、福祉的な対応ということで本町においては地域福祉計画を策定しておりまして、それに沿った地域での行動を町内会の皆さまに呼びかけているところでございます。

また、本町の場合においては全町内会に自主防災会が組織されております。そういった自主防災会での取り組みもいろいろな角度で町民自ら、地域の方々自ら活動していただいて、こういった犯罪がおきにくい環境づくりということで呼びかけしているところでございますので、この点、再度、町内会等、関係者に協力を申し上げまして、その強化には努めてまいりたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 続きまして、LEDであります。この助成対象で設置される公益社団法人日本防犯設備協会が定める技術標準の防犯灯の照度基準に規定されたクラスB以上のクラスを確保できるものということとなっております。現在の防犯灯、各町内会で交換する場合、このクラスというのは防犯灯から防犯灯の間の明るさです。それがBクラス以上でなければならないということになりますと、新たに防犯灯を設置しなければ、このLED助成を受けられないというような解釈にもなりますが、その辺の解釈を伺います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 防犯灯のLED化の助成につきましては、各町内会に4月の町内会長会議で資料を配付しながら説明申し上げ、この事業への取り組みをお願いしたところでございますが、その中で、今ご指摘ありましたとおり「クラスB以上の明るさを確保できるもの」というような文言が記載されておりました。ただ、説明の中では4m先の歩行者の挙動姿勢などが分かる明るさということも口頭では申し上げたのですが、その辺、やはり記載されている資料、記載されている文言が最後までいろいろな誤解を生んではまずいということから、先般、各町内会にここを訂正いたしましたして、先程申し上げましたとおり、4m先の歩行者云々ということが確保できれば、それは補助対象になりますということで通知させていただいて、訂正させていただいたところでございます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 各町内会で交換となると、高額な費用負担となりますので、やはり年次計画的にやりたいというところも多く出てこようと思います。

それで、先程では今後ずっと続けていくという考えのようですので、その辺をもっと啓発していくべきと思われます。もし、申し込みが多くあって、できなくなるのではということもあります。その際、私、前の予算委員会でも指摘いたしました、交換する場合の業務の手続き料が必要となります。東北電力の電柱を使えば最初6,480円で、二つ目からは3,240円で済んでいきます。ところが、毎回、古くなって交換していくという状況になると、毎回1本目ですので、6,480円がかかっていくと。逆に一気に10とか20取り替えていけば二つ目・三つ目は全部3,240円で済むわけですので、その辺、数を多くすると手続き料は安くなるけれども、1基の負担がLEDは前の防犯灯の廃棄処分も含めると高額になるものですから、その辺、業務代行の1基目等の業者等の話し合いでならないものだろうか。

例えば規模が違いますが、今、鶴岡市やっておりますが、あれは市内全体を対象にしておりますので、こういう契約が成り立っておったようですが、小規模交換の三川町でもそういう業者に対しての要請は考えているでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 質問の中で最後にありました鶴岡市の例でございますが、鶴岡市の例につきましては、鶴岡市所有の防犯灯の例ということで、本町の町内会が維持管理する防犯灯には当てはまらないものかと思っております。

また、防犯灯をLED化する場合の手数料の関係でございますが、これにつきましては、町内会長に事業を実施する場合は是非事前に役場に来ていただきたいというお話をしており

ます。その理由といたしましては、その防犯灯がどこの所有のものか、町管理のものか、町内会管理のものかを確認する。さらに、いろいろな今あったようなお話も事前にお話できる機会を持ちたい、そういった行き違いのないように進めていきたいということから、事前に一度来ていただきたいということでお話をさせていただいたところでございます、これまで四つの町内会で既に取り組んでおります。すべて事前に来てくださっておりますので、そういった行き違い等のないように進めてまいりたいと思いますが、その中で、電力会社申請手数料でございますが、こういった情報も町内会の方に説明申し上げながら、この点の進め方については町内会にお任せする形になるかと思っております。1年度に何基交換できるか、それについては町内会の自己負担もございますので、町内会の財政力といいますか、予算規模もあろうかと思っております。その辺はそういった事情を踏まえて町内会から判断していただきたいと思っておりますし、ただ、かかった費用につきましては1/2補助の対象にはなるものでございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 分かりました。言い忘れましたが、その場合、今度、NTTの柱を使った場合は1本目、約倍額の1万2,960円がかかると。2本目からは6,480円というような情報も確認の段階で情報提供すべきと思っております。

どうしてLED化が必要かというより進めるかということをもう少し啓発すべきではないかと思われま。従来の電灯ですと、例えば40ワット、1日13時間点灯して1年間の消費電力が189.8キロであります。ということで、CO₂を106.28kg出しているわけでありま。LEDの10ワットタイプ、この10ワットタイプというのは、私が聞き及ぶところ、鶴岡市の例があつて、東北電力が10ワットを新たに設けたという情報もありましたが、そこをまだ確認していませんが、10ワットの場合ですと、13時間点灯、そして1年間の消費電力が47.45ということで半分以下であります。そしてCO₂の排出も26.57と約1/4から1/5程度で済んでおります。これを今のいったことで申しますと、消費電力で142キロ、CO₂の排出で80kgが削減されていると。CO₂80kgというと分かりづらいと思ひますが、50年の杉の木1本で14kgCO₂を吸収するといわれております。この外灯一つを従来の蛍光灯型からLEDに替えると、50年もの杉の木6本分のCO₂吸収率にあたるというようなこともアピールしてこういう事業展開をして助成していくというのも方法と思われまますが、どうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） LED化を推進したときの効果についてでございますが、私ども、今、議員からあつたほどの詳しいところは承知しておりませんが、ただ、20ワット蛍光灯とLED10ワット、これの比較による効果は私どもも調べているところでございまして、こういったところで、町内会長にはこの取り組みをお願いしているところでございまして、杉の木何本ということまでは、私ども承知しておりませんが、そういったところでございまして、消費電力につきましては、蛍光灯で22ワットの場合、二酸化炭素年間排出量が約36kg、これがLEDにすると16kgに軽減される。また、寿命については蛍光灯が約2年

なのが、LEDの場合は約15年もつ、こういったデータがあるということから、CO₂排出の関係だけでなく、また、交換の町内会としてのいろいろな対応、そういったものも軽減される、いろんな面でいいものであるということで、町内会の皆さまにはお話をしているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 続きまして、健康についてであります。胃がんで亡くなっている方が酒田の先生の話では秋田県が1位で山形県が2位、その中でも庄内地方が高いということで、酒田の医師会が酒田市に提言いたしまして、今年度より先程言ったとおりの無料化、でも、5歳刻みというような形のようでした。一気に全員無料化ということではないようです。

ここの中で、先程の答弁にありましており、受診率をみて、町でもそうなれば対応したいというようなことを言っていました。このセットだけでもありがたいオプションですが、例えば先程の国保の集団ですと74歳まで、集団健診ですと75歳以上でも受診できるということになりますので、これはありがたいということではありますが、そういう集団の場合も受診率をみれば、今後、無料化にしていきたいというような条件になるでしょうか、お願いします。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） 今、お話ありましており、酒田市につきましては41歳から5歳区切り、プラス74歳の方と。それでそれは今年度から始めたようでございます。

三川町の場合につきましては、ピロリ菌検査、これは酒田市と同じでございますが、血液検査と胃のレントゲン、これはセットにやらないとできないと。個人でやられている方は、血液検査と胃カメラを組み合わせられてやられている方もいますが、今お話ありました人間ドック、あるいはセット検診、それぞれでピロリ菌検査やっているわけですが、先程、町長が答弁いたしたように、ちなみに、25年度のピロリ菌検査を本町で実施された方は60人程度でございました。そういうことで、今年はピロリ菌検査をできる部分をセット検診でも受けることができるようになるということで、受診率が上がるのではないかと期待はしておりますが、町長の答弁にありましており、検査の率、それから実施状況、これを確認した上で、あるいは他の先進市町村の動向も踏まえた上で考えさせていただきたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） やはり受診できるとはなっても、私も受けたときありますが、オプションですので、金額がかかります。やはりそこでそうなりますと、受診率が果たして上がるかということがあります。有料ですと、受診率が上がらない、希望者が少ないというような行政側の判断になるかと思われ。やはりピロリ菌が及ぼす影響等をもっと啓発して、意識の高揚等を努めながら、町は限られた財源をどの部分に充てるかということもあります。その辺の判断もしながら、結果的に医療費が下がるわけでありまして、事前に完治できれば胃がんのリスクが低くなるわけですので、そういうことも検討しながら進めてほしい

と思われます。どうしても受診した人数だけを参考にするのではなく、その辺の状況も踏まえた対応、町の健康づくりでこの部分に使われるとか、そういうものも必要ではないかと思われま

す。そして、三川町は本当に健康寿命の推進で大変力を入れていると私は思っております。県内でも大蔵村と匹敵するような受診率と事業の展開を私はやっていて、県内で1・2を争っているのではないかとずっと思っております。その中で、冬でしたが、先頃また新たな教室を行い、運動をやるということで、参加した人たちはそんなに抵抗なくやって、結果的に健康年齢が下がったとか、体脂肪、体重が減り、筋肉が増えたというような効果も、短期間の事業でしたがありました。1ヵ月間の実施であります。そういう中でやはり人間ですので、自分の運動したときの数値が表われると大変やる気が起こります。それで私も経験したのですが、そういう機械の励ましがあるとやることができ、先程言った筋肉、体の年齢、体脂肪等が測れる機械が、実際この教室ではありました。それで、受講生がすべて良い結果に出たのではないかと思われま

す。この機械、インボディという機械が国保連合より、この教室では借りておったようですが、こういうものを町で揃えて活動の普及にあたるというような考えはどうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） 新たな事業というようなことで、25年度の冬期間でございましたが、6回コースということで、BMIが27以上の65歳までの町民、10名参加したところでございます。

私も志田議員と仲良く参加させていただいたところでございますが、本町の肥満の状況を見ますと、肥満と高度肥満ということで、BMIが25以上の方について、男性が大体36%、それから女性が21%ということで、かなり高くなっているなど思っております。やはり内臓脂肪、メタボがロコモ、そういったものとの関係の中で、だんだん年取ってからは動けない体になってくると、そのようなことで、今回の冬場にやりましたメタボ改善事業、「変身体塾」という名称でございますが、6日間のコースでございました。連続の6日間ではございませんでしたが、体重、筋肉、体脂肪、それから腹囲、BMI、体脂肪率、内臓脂肪等の質、部位別に今お話ありましたが、インボディ230という70万円ほどするらしいですが、この機械ですと、かなり詳細に出てくるということで、参加された方の感想としても、「自分は一見体重も見た目も変わらなかった。しかしながら、この体組成計測定では体脂肪率や筋肉量など、数値的な部分に変化していて嬉しかった。体組成計がなかったら分からないことなのでありがたい。町でも是非購入してほしい。」という意見がありました。

やはり私も測定したわけですが、見た目は変わらなくても内部が変化しているということで、大変励みになる測定機械だなと思っております。担当部署の課長としては、是非購入したいなという思いでございますが、ただ、これを購入する以上は、保健福祉の部分だけではなく、例えばミニ健康まつりの際に各集落の会場に持って行って、1年1回の方もいらっしゃるかもしれませんが、是非測っていただいて、それを1年後の自分の励みにして数字を改善していく、そういう使い方もできるでしょうし、あるいは生涯学習の場でもいろいろ使うこ

ともできるでしょうし、これについては健康づくりの計画の中で庁舎内のワーキンググループありますので、その中でそれぞれの課にわたる活用方法等、または意見、そういったものを聞きながら来年度の予算要求すべきかどうか判断してまいりたいと思っていますところでございます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） そこで提言なのですが、例えばそういうものを購入して、いろんな教室、健康づくり等に回っていけば、私、公民館のいろんな事業等もありますが、教室等、それで健康のためということで、食改とか、いろんな組織が係わって、町民の健康のためにやっております。そういう事業を多くやることによって、私、前から言っていますが、町内にはいろいろな団体等がなくなって、人の付き合いが少なくなっていると。先程も言いましたが、人の繋がりが希薄化しているということを言いましたが、こういうことで、人同士が集まるという機会が増えております。やはりこれも何かの地域づくりの健康を絡めた地域づくりに繋がっているのではないかと思います。やはり今、人が集まる組織も少なくなりましたが、集まる機会が少なくなっているということで、人が出てくる、そして三川の住民として今まで会話をしたことのない人とも知り合いになれるというような効果も私は期待できると思われまますので、健康イコール地域づくりという観点からの事業展開も必要と思われまますので提言したいと思います。

続きまして、かわまちづくりであります。先程、同僚議員よりも質問ありましたが、この中で、いろり火の里との繋がりとということがたびたび出てきましたが、どういう観点からなのか、今一度伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） かわまちづくりにつきましては、単なる河川の緑地の公園の整備という側面だけではございませんで、先程の町長の答弁にもありましたが、交流の拠点ということで、それぞれ川を介して、三川で言えばいろり火の里のいろいろな情報発信機能、それから商業的なマイデル等、そういったもの、さらには三川町の文化交流館、それから大規模商業施設、川を介していろいろな施設、散策路、そういったものと繋げていって交流を図るとというのが一つのかわまちづくりの認定、申請をして、登録なる一つの要件ともなっております。

そういった形で、いも煮会等、それから親水広場等、健康づくりの散策コース、そういったものを、現在もいろり火の方から役場の方まで助川三本木線を経由して散策路ということで、ウォーキングのコースございますが、それをさらに広げた形で、よくフットパスという言葉でも言われているところがございますが、健康、それからスポーツ、いろいろな交流の拠点にしていければということで、位置付けをしているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今まで検討委員会、何回か開いておりますが、その中で先進視察等行っておりますが、やはり私はかわまちづくりのあり方より事業推進の方向で視察研修したのではないかと思います。例えば今まで挙げたところ、やってきたところで課題となつて

いるところもあったのではないかと思います。そういうところも研修なされたのか、視察なされたのか伺います。

○議長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） かわまちづくり検討委員会の中での先進地視察ということで、県南の長井市のかわまちづくりの事業の概要を直接市長からも説明を受けましたし、現地の方でも確認しながら先進地の方をみてきたところでございます。

やはり長井市の方もそうですが、施設整備したあとの維持管理をいかに図るかということで、施設を作った後のいろいろな拠点の施設と繋げていく、そういった展開が必要だというふうに感じてきたところでございます。

現在、長井市の方でも川とまちづくりということで計画して市の中心部に長井については舟運とかいろいろな部分がございますので、そういった河川の持つ歴史的なものと、長井市の持つ水と親しむそういう施設が町の中央に清流が流れておりましたので、そういった部分をいかに周遊機能を持たせるかということで効果を発揮させるというようなことで、今後、それに向けて整備を進めていくということできているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 私の質問の意図としたところは、前もこれに似たような事業が合併前の時点でありまして、それがなんの整備もされていなく、ただ岩が置いてあるとか、そういう状況の例もありましたので、やはりこういうものは一時的なものではなく、長期的なものを考えた場合、私は三川町を考えた場合、先程、同僚議員も言っていましたが、グラウンドゴルフ場等、かっぱつ広場にこれから芝生をするわけですので、そういう施設はあるわけですので、わざわざ河川公園的なものを作って、また芝生を張り付けるというようなこと、こういうものはハードものですので、逆にハードものは維持管理がかかる。毎年何百万円ずつかかっていくというものであります。

私は危機感を持っているのですが、一頃のバブルの頃に似てきているのではないか、その経験を生かして、ここは一步考えて、私よく言うのですが、この三川町の身の丈に合った事業展開をするべきではないか。この河川というものは一級河川等あって、私、前から言っていますとおり、例えば美術を鑑賞したければ美術館、酒田市に行くとか、河川整備されているところ、もっと良いところもありますのでそこに行く。例えばお風呂に入る、あるいは介護等をするには三川に来る。広域的なものに捉えて、財政規模に合ったものを作って、そのものを広域的に利用するというような方向性が私は必要と思われまますので、その辺の見解、町長、どう考えているでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 細部にわたっては担当の課長より答弁させていただきます。

○議長（成田光雄議員） 宮野建設環境課長。

○説明員（宮野淳一建設環境課長） かわまちづくりの規模的なものでございます。広域的な中で考えるべきではないかということでございました。現在、本町でかわまちづくりということで現敷地を拡張する形で国土交通省と今から2年以上前から詰めてきて、昨年、25年度

に登録というふうになったところでございます。

かわまちづくりの大きいメリットにつきましては、本来、先程の別の質問でも同じようにお答えしたわけですが、かわまちづくり、国土交通省の事業で、公園の整備については都市局の補助事業ですと下限額とかいろいろな部分ございますし、面積要件がございます。

しかしながら、大きいメリットというのは一つは公園を作る場合は河川のこういったかわまちづくりでなければ用地を準備する、町で用地を購入して、それに面的な造成をして遊具等、それから芝生を張っていくと。今回のかわまちづくりについては国が河川敷の方を優先的に無償でかわまちづくりの主体の方に占有を許可するというような部分、やはり土地の部分が無償で利用できるというのが大きいメリットでございます。

さらには、国の方がハード的な部分、管理用施設といわれます例えば工事用道路を通路としてウォーキングコースにできるような土系の舗装にしたり、いろいろな散策路に、足にやさしいような整備とか、そういった部分も可能でございます。そういった国から整備できる部分も、現在、国から聞いているところでは2億円からの国の方で投資をしていただけるということで、今年度調査して、27・28年、2ヵ年で整備を完成したいという国の方から聞いているところであります。

本町としての今後の整備の全体事業費、それから全体の事業の期間等については、今後、関係課の方とも調整しながら、本町として今後事業を維持、整備して、それから維持管理する上で必要なものを、事業を精査して最終的には判断して決定してまいりたいと考えているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 前、三川町でもカヌーを購入してやったわけですが、親しむ川でもありますが、おそろしい暴れ川になるときもあります。それでカヌーの今の状態、使っていない状態が起こっているという三川でも歴史があるわけですので、その辺も踏まえてほしいと思います。

そして、耐震設備等の財政ですが、新たに小中学校の天井の見直しということがありますが、それらのお金等も含めた財政計画でよろしいのでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 現在進めております耐震長寿命化計画は11の施設を対象にした計画でございます。この計画と別に、今回、新たに小中学校の体育館の整備に緊急的に対応することとなったところでございますが、それとは別に、現在の11の施設について、平成30年度までの中期財政計画、また、詳細には平成28年度までの総合計画の実施計画に経費を計上しているところでございますので、現段階においては財政計画との整合性を図っている、そういうふうに捉えているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 以上で、2番 志田徳久議員の質問を終わります。

○議 長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 （午後 3時20分）

○議 長（成田光雄議員） 再開します。 （午後 3時40分）

次に、9番 佐藤栄市議員、登壇願います。9番 佐藤栄市議員。

○9 番 (佐藤栄市議員)

1. 政治姿勢について	1. 任期満了に伴う三川町町長選挙に対して、出馬の有無について考えを伺う。
2. 農業政策について	1. 平成26年から始まった新たな農業・農村政策に対しての町の農業の方向をどう捉え、振興していくのか伺う。
3. 国際交流について	1. 現在、マクミンビル市との学生交流が行われているが、今後の国際交流の考え方について伺う。
4. 公共施設等の耐震・長寿命化について	1. 耐震、長寿命化がこれからの町の重要案件の一つとして計画的に進められようとしている。その財源確保の見通しについて伺う。

平成26年第3回議会定例会において、通告に従い一般質問いたします。

はじめに、政治姿勢について伺います。

阿部町政が誕生したときは前町長時代に作成された第2次総合計画を継承し、着実に進めてきました。現在は自らの手で作成した第3次総合計画を3年のローリングをしながら進めています。来年には任期満了に伴う町長選挙がありますが、出馬の有無について伺います。

次に、農業政策について伺います。

平成26年、今年から始まった新たな農業・農村政策に対応しての町の農業の方向性をどう捉え、振興していくのか伺います。

次に、国際交流について伺います。

現在、マクミンビル市と中学生の交流事業が行われていますが、今後の国際交流の考え方について伺います。

公共施設等の耐震・長寿命化について伺います。

耐震、長寿命化がこれからの町の重要案件の一つとして計画的に進められています。その財源確保の見通しについて伺います。

○議 長 (成田光雄議員) 阿部町長。

○説明員 (阿部 誠町長) 佐藤栄市議員にご答弁申し上げます。

最初に、政治姿勢につきまして、次期町長選挙への意欲についてのご質問にお答え申し上げます。

私は、町長に就任して以来、常に町民の皆さまとの対話を重視し、町民目線の誠実な町政運営という基本姿勢のもとに、当面する諸課題の解決と活力に満ちた安全で安心して暮らせる町づくりのため、全力で取り組んでまいりました。2期目の最終年度となる平成22年度には多くの町民の協力のもとに第3次三川町総合計画を策定し、町の将来像を「みんなで創り育む、いのち・自然・豊かさ、人輝くまちみかわ」と定め、現在、計画に掲げられた目標

の実現に向け努力しているところであります。

これまでの間、多くの町民の皆さまからの励ましや、また、時には厳しい意見も頂戴しながら、全力で課題の解決に向けて邁進できましたのも議会の皆さまをはじめ多くの町民の皆さまに支えられ、ご理解とご協力をいただいているからこそであり、ここに改めて感謝と御礼を申し上げる次第であります。

特に、私が町長に就任して以来課題となっておりました人口減少問題につきましては、産業の活力や、コミュニティの弱体化などに繋がる根本的な課題であり、可能な限り歯止めをかけるべく、子育て支援の充実をはじめ、教育環境の整備、就業機会の創出、さらには住環境の整備など、少子化対策に向けた施策を積極的に展開してきたところであります。

このような中、おかげさまをもちまして、厳しい財政状況の中ではありましたが、三川中学校の改築事業をはじめとする教育環境の整備や、企業及び医療機関の立地による雇用の拡大、若者定住を図るための住環境の整備など、また、ソフト事業においては、幼稚園保育料の無料化や中学校までの医療費の完全無料化などの施策展開により、一定の人口規模を保つことが出来ていると感じているところであります。

また、基幹産業である農業をはじめ商工業のさらなる振興を図るため、町民ニーズを的確に捉え、地域経済の活力を生み出すためきめ細かな施策についても各関係機関との連携を図りながら、展開してきたところであります。

このようなことから、持続可能な堅実な町政運営を基本に、広域圏域における役割と責任を果たしつつ、風格と活力に満ちた町づくりを目標に、次の世代に自信と誇りをもって引き継ぐことのできる町づくりに引き続き努力してまいりたいと考えております。

今後、地方分権社会の進展や人口減少社会にあつて様々な課題が惹起してくることが予想されております。そのような課題に一つ一つ対処しながら、引き続き町政のトップとして町民の幸せと町勢の発展のために全身全霊を捧げ不退転の決意で臨んでまいりたいと意を決したところであります。

議員並びに町民の皆さまのご支援を引き続きお願い申し上げます。

次に、今年度から始まった農業・農村政策に係るご質問にお答えします。

本町の農業は、稲作を主体とした農業であり、永年にわたり良質米の安定的な生産と供給に取り組み、経営規模、圃場整備の状況、大型機械化体系の整備など、その生産環境から見れば全国トップクラスにあります。

しかしながら、農業者の高齢化や米価低迷による農業所得の減少、農業の担い手不足による生産活動や共同活動の弱体化、さらには、この度の米政策の見直し等農業の持続的発展を目指す上で厳しい諸条件化におかれております。

国は、「攻めの農林水産業」を推進するための農政改革を示し、農林水産業の成長産業化いわゆる「産業政策」と美しく活力ある農山漁村の構築いわゆる「地域政策」を車の両輪として掲げ、生産現場の強化と農山漁村の多面的機能を発揮するための改革を打ち出したところです。

町はこれを受け、農業関係機関・団体・組織の代表者からなる三川町農業再生協議会を中

心に、「三川町地域水田農業ビジョン」を見直し、生産体制の再構築を促進する農地中間管理事業を加えた地域農業の振興方針を示すとともに、今年度からは、水田のフル活用を推進するための「水田フル活用ビジョン」を新たに策定し、作物ごとの取り組み方針や産地交付金を具体的に示したところであります。

町といたしましては、施政方針で述べましたように、新たな農業農村政策の見直しに対し、行政と農業者、農業関係機関・団体が一体となって前向きに取り組み、本町農業の振興・発展を推進する必要があると考えているところであります。

次に、第3点目の国際交流事業についてであります。世界各国の相互依存が複雑に深化し、国際社会及び我が国を取り巻く環境が大きく変化する中であって、国際社会で活躍できる人材の育成や、双方向の人的交流は非常に重要となってきております。

このような中、本町では、誘致企業であります株式会社ヨロズエンジニアリングの系列会社が、アメリカ合衆国テネシー州マクミンビル市にあることから、同企業の熱心な仲介によって平成5年度から中学校生徒相互の訪問交流が始まり、平成6年8月2日には姉妹都市盟約の調印を取り交わしているところであります。

以来、中学校生徒の相互派遣・交流をはじめ、テネシー州創立200年祭への友好訪問や町議会議員の行政視察、さらには、平成12年度に合併45周年記念事業として「町民の翼事業」を実施するなど、官民一体となった交流事業を実施し友好関係を築いてきたところであります。

今後も、本町とマクミンビル市との信頼の絆を一層深めるとともに、人材育成の観点から将来を担う中学校生徒を中心にしながら、交流の継続に努めてまいりたいと考えております。

次に、公共施設の耐震・長寿命化改修計画に関連する財源確保の見直しに関するご質問であります。先程の質問でもご答弁申し上げましたとおり、公共施設の耐震・長寿命化の改修につきましては、中期財政計画との整合性を図り、整備計画を策定したところであります。

その取り組みにつきましては、農村環境改善センター、横山小学校、町民体育館等、計画的に進めているところであり、今後、予定されている計画も含め、それらの財源については、起債や目的基金とともに、一般財源としての財政調整基金により確保し、平成30年度までの中期財政計画に計上しているところであります。このようなことから、計画しております改修等は、現段階において実施可能と考えているところでありますが、今後とも、円滑な事業の遂行をめざし、国及び県支出金等補助制度の積極的な活用とともに、行財政改革推進プランによる事務事業の効率化など、総合的な取り組みにより財源の確保を図ってまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（成田光雄議員） 9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員） 町長の決意を伺いました。町長もおっしゃっていましたが、全国的な問題であります人口減少や高齢化、介護、施設の長寿命化等々、いち早く対応してきた姿勢はこれからも続けていただきたいと思っておりますし、町独自で行っている住民の福祉向上のための施策は大切にしてほしいと考えています。その点1点。

それから、私は阿部町政以前からの課題がまだ三川町には残っていると捉えています。そ

ういう問題にも取り組んでいただきたいと思います、どういうふうを考えているか伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 私が就任した段階においては、これだけまで人口減少、あるいは少子高齢化が進行するというのは分かっているながらも、これが2040年、あるいは将来にわたった人口フレームからして非常に地域のコミュニティ、あるいは経済基盤も含めた社会情勢に十分耐え得る自治体を維持していかなければならないというような思いで様々な各種施策等を展開してきたわけであります。

こうした中、国が示している社会保障の整備ということからいたしましても、当然、課題となっております社会保障の四つの大きな柱、年金、医療、介護、福祉という面においては少子高齢化ということにいかに対応できるかというようなことで、今年度、消費税の引き上げがあり、その財源がすべて社会保障給付費に回すというような国の方向性が決まったわけであります。

こうした中、現状においても出生数の減少、さらには地域における定住の促進を進めながらも人口減少に歯止めがかかっていないというような現状があるわけでありますので、そういった点も含めて今までの10年というスパンという部分に関しての予測、将来的な行政の展開の中における課題というものは、まさに本町が今までの行財政改革を進めながら、各種事業を展開してきたという経過に表われていると認識しているところであります。

こうした中、就任時においては、庄内地域が広域化、さらには平成の大合併ということで新たな枠組みの中における広域連携というものも、ようやくこの段階において南部・北部地域の定住自立圏という事業の推進のもとに、それぞれの市・町が共通した課題認識のもとに連携をしながら事業を進めていけるという基盤が構築されたなと思うところであります。

しかしながら、こういう面においても、なかなか人口増加策のフレームをいかに実現に向けるかといったときには、県内においても人口増加という市町村においては35市町村の内の三つがようやく維持できているというような現状からいたしましても、まだまだその課題というのは大きいというふうに思うところでありますし、そういう部分も含めてそれらの要因となるものについて、一つひとつ丁寧に対策を講じていくということが必要なのではないかと感じているところであります。

○議長（成田光雄議員） 9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員） 人口減少は日本自体が人口減少の時代に入っていますので、どこの市町村でも、県でも、その対策というのはとっているけれども人口減少が抑えられないというのが実情だと思います。三川町はいろんな前町長からの部分もありますが、それに対応した行政運営をやってきて、施策を打ってきて、庄内では一番減少率の少ない町ということは、やはり町自体にも、町の政策自体にも魅力があるのだろうなという捉え方をしています。そういうことで、続けて頑張っていただきたいと思います。

次に、農業政策ですが、農業政策の答弁、聞いていましてちょっと不満でした。私が聞いているのとずれているのかなと。新たな農業・農村政策について細かくお聞きしたいと思

ます。

最初に、中間管理機構について伺いますが、県一本の組織を作るとしています。昔の県の農業会議を、今は名称が違うようですが、名称を変えて中間管理機構とするというふうに聞いていますが、その件についてまず最初に伺います。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） 農地中間管理機構の件でございますが、県1カ所で、現在ある農業支援センターを管理機構に県知事が指定し、この事業をやっていくという形で現在なっているところであります。

本町としましては、この中間管理機構事業への取り組みを農業再生協議会、この中で関係機関と一緒に取組んでいこうということで決定しているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員） そこで伺いますが、今、農業支援センターという名前のように、昔の農業会議時代は農地の売り買い、売りたい人から農地を預かって買いたい人に売るというシステムだったはずですが。ところが、実際には買う人が決まっていなくて通せない。税制面でメリットがあったのでそこを通していたということが実情だと捉えています。その後も農地集約の組織が国から示された時期がありました。でも、庄内では機能しませんでした。今回の機構は農地を借り受け、条件整備を行った上で担い手に農地を集約するという形になっています。それを三川町にあてはめて十分な活用は見込めると思っているのかどうか、考え方を伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） 先程の質問の中で、県の農業会議が中間管理機構に変わったのではなく、県の農業支援センターというのがございます。この中で、先程、議員がおっしゃる農地の斡旋、売買、そういったものについても取り扱っていたところではありますが、今回の農地中間管理機構の考え方はメインとしては貸し借りという部分がメインになります。農地を貸し付けたい人、出したい人が一旦農地中間管理機構の方に農地を出し、農地中間管理機構の方から新たな受け手の方に対して土地を貸すというような流れでございます。

質問にもあった、途中、条件整備ということもございましたが、これも可能でございますが、本町の土地条件にあてはめるとすれば、畦畔等の撤去による1枚圃場を大きくするとか、そういった考え方で条件整備というのは可能かと思えます。

先週、担当者を集めた会議がございまして、土地の条件整備というのも、基盤整備のようなそういったことを考えているのではなく、畦畔の撤去等、ある程度軽微な対応ということで県の回答がございました。私も最初は本町ではなく中山間地であれば、もっと土地の整備等をやれるやの話がございましたが、この間の担当者説明会の中ではその辺が変わってきて、まず、軽微な農地の整備といいますか、条件整備、そういったものになりますというよう説明があったところです。

こういったことを考えますと、本町の場合、農地の集積率そのものが50%以上はいつているかと思えますが、問題は集積だけではなく、集約というのもこの事業の考え方でありま

す。そうすることが本当に生産コストの低減、そういった角度で集落営農がやりやすくなるということ、その辺が一番論点かと私は思っております。

そういった意味で、ただ単に農地を出したい人、受けたい人が土地の流動を進めるだけでなく、そこに集落の中での営農というものもどうなのかということをも十分見極めた上で、貸し借りの対応、流れというものが発生すべきと私は思っております。以上です。

○議長（成田光雄議員） 9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員） 三川町では担い手への集積・集約化は50%を超しているとみているというお話がありました。現状では農家の高齢化によって、私は緩やかに農地の集積や集積化が進められているのだろうなという捉え方をしていますが、三川町で急速な集積等は必要だと考えていますか。その点を伺います。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） ただいまの質問ですが、三川にとって必要なのか、その地域にとって必要なのか、その辺だと思います。ですから、先程申し上げましたとおり、制度的には出し手の方に協力金等ございます。かといって協力金目当てに進めるというものではないと私は思っております。あくまでも、その地域の営農が確実に生産体系をとりながら、今後10年・20年と営農を続けることができる、そういう形態を目指すべく農地の流動化というものがあるべきと私は思っています。

○議長（成田光雄議員） 9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員） 私も同感ですので、その辺の見極め方、制度に乗るだけ、補助金をもらうだけが地域農業を形成していく、育てていくというものではないと捉えていますので、状況をきちんと把握しながら、農家の声を聞きながらこれからも進めてもらいたい。

次に、経営所得安定対策について聞きます。

今年度はすべての農家が対象となってゲタといわれる部分、ナラシといわれる部分も大丈夫なわけですが、27年度からは認定農業者、集落営農、認定新規就農者に限定するとあります。ここで、私も聞きなれない認定新規就農者の考え方を一度伺います。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） 正直言って、私も詳しいところを説明するということはできない状況ですが、これは新たにこれから農業をやるという方が営農計画を出し、それを県の承認を受け、承認された方が認定新規就農者という形になると聞いているところです。

○議長（成田光雄議員） 9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員） 27年度から、簡単に三川で考えると、営農集落をやっているところと、認定農業者以外はそういう支援を受けられないという形になるわけです。

それで、認定新規就農者と今説明を受けましたが、認定というからには基準があるのだろうなと思います。その基準と、それから認定農業者に関しても、町で今、どんどん認定農業者になりなさい、27年度からそういう支援を受けられなくなりますよということで進めています。以前、面積要件はありませんという話でしたが、認定者となる、先の認定新規就農者もそうですが、認定という部分があるからには基準というのがあるのだろうと。ただ書類

を出せば全員しますよというものではないのではないかと捉えていますが、その辺分からないので教えていただきたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） 認定就農者という件についての認定という部分はどういう部分を指すかというご質問と理解してよろしいでしょうか。

まだ本町では認定就農者の受付をしているところ、該当する方がいらっしやらない状況と私は思っております。

認定というのも、確かに議員おっしゃるように、知事の認定ですので、ある程度基準は必要かと思いますが、手元に資料ございませんので、ここでお答えできないことを申し訳なく思っております。

認定農業者については、今年の4月から考え方を改めまして、以前ですと、概ね4ha以上という面積要件を課しておりましたが、この件についてはこのたびの農政改革の中でも内容等が面積要件というものがなくなっているということで、私の方でも4月から、これまでもありましたが、所得要件、それを概ね400万円以上の計画ということでの一つの基準にしていることのほかに、また、青申等への対応されている方、またはそれを5年以内に青申の方に取り組みされる方、就農時間を年間1,900時間以内、そういった上部の法律もあるものですから、そういったことでの設定をし、4月からそういった対応での認定農業者の認定審査を行っているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員） 農家、三川は米農家です。所得で概ねで400万円というのは、誰かやめる人がいて、みんなで4haの基準にするより、私は難しいのではないかと捉えています。その点。それから、先程簡単に言いましたが、農業政策でゲタといわれるものがあって、それは畑作物を植えたときの直接支払金の部分です。それが27年度から認定を受けたとか、限られた人にしか来ない。そうなってくると、一生懸命同じやり方をしても、その人たちの収入減になるわけです。そういうことも考えるべきだと思います。

米や畑作物の収入影響緩和対策の部分、ナラシといわれている部分の収入も入らなくなるというのが27年度からですよといわれているので、それに対しての対策というのを打つべきではないかと。国も考えているのかもしれませんが、国にも要望しているのかもしれませんが、そういう部分も間違いなく今の現状だと農家の収入がその人たちにとっては減るというのは分かっているので、その点についての対応の考え方を聞きたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） 最初にゲタ対策の考え方ですが、この件については議員おっしゃるように、26年度まではすべての販売農家が対象でしたが、27年度からはそうでなくなるという部分についても内部で議論させていただいたところでした。つまり、これまでも認定農業者の認定の段階で、先程の議員の質問では面積要件よりも所得要件の方が厳しいのではないかとというご指摘がございましたが、しかし、再生協の事務局会議の中でもそうでしたが、やはりある程度最低限の交付要件という中で、目指すものがしっかりしていて、

それに向かっている農家、ですから、面積ではなく所得、せめて所得、そちらの方の達成をクリアするように、あるいはそれに確かに向かっている方、そういった方をゲタ対策の中でも続けてやるべきではないかという考えでございます。

そういった意味から、敢えて条件的には厳しくなり、そうでなくなる農家も想定できますが、こちらとしては、逆にせつかくこれまで出した認定農業者の申請でありますし、せめてそれに近づく努力をやってほしい、近づいてほしいという思いでございます。

○議長（成田光雄議員） 9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員） 農家が努力しなさいという話のようですが、来年、ゲタとナラシを受けられなくなる農家はどのくらいいると押さえていますか。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） 来年どうかというのは今年の結果であって、まだ分からないわけですから、今年の2月、農家等への座談会等で説明の中でもこの話はしているわけでありまして、ただ、認定農業者の要件的に面積要件がなくなるということと、プラス3年に一度、中間的な認定農業者の国の制度の定められたように点検させていただきます。それでも5年後に達成できない方については認定農業者としての認定はできないということも話をしているわけでございます。

ですから、今年の農家の頑張りによって、来年度の対応が決まると思いますし、こちらも対象から外したくてこのようなことをしているのではなく、せつかく出した計画ですから、それに向かって頑張ってもらいたいという意図でございます。

○議長（成田光雄議員） 9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員） 27年度にそうなるのですから、数字を聞いても、今現在の数字は押さえているのではないかと質問したのですが、それも動きがあるからそれまでだという話、ちょっと違うのではないですか。

同じものをやりとりしても仕方ないので、水田フル活用の対策というのがあります。麦や大豆、飼料作物、米粉などの直接支払金としていますが、農協とか、町の考え方もあって、米以外の推奨作物とかなんとか、補助金の割り振りも決めていますよね、何品目だったか。そのゲタ対策がなくなることによって、そういうふうなものがどんどん少なくなるのだらうと。今現在、昨年度から比べて3割強、大豆の面積が減っているということのようです。三川では推奨していく作物、八つくらいありましたね。それもだんだん外れていくということも考えられるわけですが、それに対してのせつかく振興しようとしている中で、だんだんできなくなるという予想の中で、どういうふうな考え方で立ち向かっていこうとしているのか、町の考えでどういう指導をしていこうとしているのか、その点を伺います。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） 本町の場合は、1戸あたりの経営面積も大きく、どちらかといえば、土地利用型農業の方が主になっております。それはそれとしても、町の振興計画としては土地利用型作物だけではなく、複合型の作物についても生産振興していくのだという考えであります。

大豆の件でのお話なのですが、確かに、昨年度は長雨による大豆の生産というのができなくなった圃場も多かったわけでありますが、本町の考え方としては、大豆、あるいは麦についても、これまでも生産振興を図ってきた経過がございますし、この作物については今後とも土地利用型作物として収量を上げながら対応してほしいのだと、そういった意味で、産地交付金の中でも三川独自の加算金を設置したところがございます。

また、そういった畑作物もままならない方も中にはいらっしゃるかと思いますし、そこで出てきているのが飼料用米、稲作での転作といえますか、そういったものの対応というものが可能になってきているわけであります。

どちらを選ぶかは本人の考え方なのでしょうけれども、町としてはどちらかを推奨するとか、そういうのではなく、どちらかの考え方を持っている農家についてはそれなりの支援をして、新しい農政への対応、その中で特に様々な制度がございますし、フル活用した形で計画を作りまして、活用してもらいたいと考えております。

○議長（成田光雄議員） 9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員） 聞き方を変えて、加工用米の3年契約で1反歩1万2,000円の助成がありますよということで、鶴岡半額とか、なんとか言っていました、先程分からなかったのが、選定作物の助成があります。町が進めてきた振興作物、その中の選定作物8品目というのがあります。加工用米、この間の研修のあれでは、加工用米は危ないという話まで教えられましたが、事前に分かっていた人もいたようですが。

それと、3年間、補助金がもらえるということで、きちんと契約が進んだと捉えています。それから、町の振興作物として町としてもこういうのを振興していきますよ、農家の皆さんが作るのであれば支援しますよという形でやってきた作物の考え方の整合性をどう捉えるのか伺います。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） 産地交付金の中の選定作物助成の件かと思いますが、確かに、25年度からみれば、赤カブを追加した8品目を指定したところがございます。この件については、当然、集荷団体である農協等も入りながら、作物選定の方に入っておりまして、この選定作物の中には赤カブというのは、たぶん本町のみかと思います。

そういった意味で、作物の今後の生産性、あるいは作付面積の増加性、そういったものも情報を得ながら作物の選定をしたところがございます。

○議長（成田光雄議員） 9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員） 日本型直接支払も聞きたいのですが、時間がないので、基準反収について伺います。

平成25年は10aあたり603kgです。今年、26年は602kgです。この数字というのはどこからきている数字ですか。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） この数字は県の方から示された数字でして、私の方で12月に生産数量の各市町村配分があったわけです。そのときに県の方からこれまでの実績等も

勘案し、本町の場合は26年度は602kgということでのものでございました。

様々な生産調整の中での表をご覧になったかと思いますが、あの中での算定上出てきている基準反収ということで理解しております。

○議長（成田光雄議員） 9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員） 県からの指示の数字じゃないはずなのです。米が野菜の面積から作付けしてもいい面積に変わったときに、その基準反収に関していろんな数字が使われていたのです。あの当時、町の農政系の職員が調べて、反収を下げてくれた時期があったのです。その数字が使えるということで。それで農家はその分余計作られると。県はどうやって決めているのですかというようなものもちゃんと知っておいてほしいなと思います。

残りの質問は後で聞きに行きます。

次に、国際交流についてですが、中学生の国際交流の事業は継続していくという考え方には私も賛同します。町長も含めて、この議場にも何人かマクミンビル市に行ったことがある人がいますが、まずは町長にマクミンビル市の感想をお聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 私も中学校の国際交流の派遣事業で同行させていただきました。やはりアメリカ合衆国のあの広さ、一面が地平線というようなことで、まさに日本とは比べることができないくらい広大な土地、そして広さというのは、よく北海道の道路網にも例えられておりますが、非常に高速交通網が整備されているというような部分と、国が大きい分、それだけ車の走行においても道路の延長も含めた整備が進んでいると感じました。特に、日本の道路網と違うという部分については、日本のような山間地、あるいは張り巡らされた交通体系からいたしますと、非常にゆとりを感じるような国柄だなと感じましたし、また、文化、それから歴史、あるいはそれぞれの都市という機能についても日本のような一極集中的な部分は確かにあるわけでありましたが、国土全体からすれば、まだまだそういう面においてはすべてにおいて余裕があるなと感じたところであります。

その中におけるテネシー州のマクミンビル市というのは、非常に気候的にも温暖な地域であり、特に日本と比べれば、ある面においては本町のような平坦地よりは若干丘陵地も有し、そして海には面していないわけでありましたが、湖もあるというようなことで、住民生活そのものも長い歴史の中でそれぞれの地域に合った生活環境が整備されているなと感じましたし、ただ、国土の規模の大きさの違いということは日常の生活面からもいろいろな違いというのは感じてまいりました。

そして、マクミンビル市での交流ということについても、マクミンビル市は交流協会という民間の組織が交流事業を展開していただいているということで、私も交流委員の皆さま方からも歓迎を受けましたし、当時の市長、あるいは郡長への表敬訪問、さらには各種マクミンビル市のいろいろな伝統文化にも触れさせていただきました。非常に生活観からいたしますと、三川町とそんなに大きな違いもないというような状況であります。中学生にとってはアメリカの歴史・文化、そして様々なホストファミリーの生活に触れるということで、非常に私もお世話になった期間は中学生より短かったわけでありましたが、人情的な面、あるい

は国際交流に対する理解度が高いマクミンビルであると感じたところでもあります。

ただ、本町におけるマクミンビル市との交流という部分に関しましては、ある面においてはまだまだ本町からみれば、マクミンビル市の交流協会での交流のメニューからいたしましても、民間の企業等をはじめ、やはり地域での体制という部分については、ある面においては三川町からマクミンビル市に派遣で行った生徒からみれば、三川町のいろいろな受け入れという部分に対しても、三川町の良さ、そして地域がお互いに相手を受け入れるという文化というものに対しては共通のものがあつたなと感じておりますし、往復の移動時間というものが非常に退屈だったという部分だけを除けば、やはり国際交流というものの意義が非常に大きなものがあるなと感じたところでもあります。

○議 長（成田光雄議員） 9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員） 時間がないので、ぱっぱと話をさせていただきますが、言いたいことはいっぱいあるのですが、要するに、平成6年にマクミンビル市と姉妹都市の調印をしています。あれから20年です。先程、答弁にもありましたが、町民の翼を飛ばせたのが45周年記念事業だったと聞いています。60年なので、私は姉妹都市というのは親戚だという感じを持っていますし、行ったときに本当にマクミンビル市の人たちから親戚が来たみたいな扱いで対応していただきました。それには、行き来をすることも大事なのだろうと考えています。先程言った調印から20年、合併から60年という節目の年に、是非、町民の翼を飛ばさせるべきではないのですかということ質問したいのと、まとめて質問しますが、国際交流基金があります。最初、あの基金はトピアが言い出したのか、町で言い出したのか、私も言ったような記憶があるのですが、マクミンビル市・三川館を作るための基金で、私も冬3ヵ月くらい作りに行こうかなと思った時期もあつたのですが、その後、中学生の交流に有効に使われていると考えています。最初の金額からみると大分少なくなっていますので、町民の翼を飛ばせるためと、それから中学生の交流事業のために積み増しするべきではないのですかということ、2点、お答え願いたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 梅津企画調整課長。

○説明員（梅津直人企画調整課長） 2点のご質問でございました。まず、第1点目の部分につきましては、45周年記念事業として町民31名の方が参加してございます。その後、マクミンビル市の公園づくりにレンガの寄附金というような事業も展開したり、中学生だけではなく、町民も交流をしております。そうした意味では、合併60周年の記念事業として、今現在、総務課が調整しておりますので、その中に企画調整課の提案として意見を申し上げたいと考えているところでございます。当然、調印してから20周年という記念すべき年でもございますので、そういった部分も含めまして提案をさせていただこうと考えます。

なお、基金につきましては、独自の基金でありますので、今後の中学生の派遣のニーズ等を考慮しながら、今後の財政計画等で考えていくべきものと考えております。

○議 長（成田光雄議員） 9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員） 分かりました。もっといっぱい話したいのですが、次にいきます。公共施設等の耐震、長寿命化で、以前もお話しましたが、それぞれ24年から33年まで

の計画を見ているのですが、補助金といわれるのは農村センターの部分と公営住宅の交付金の部分しか入っていないようです。答弁の中ではそういうのも探し出して有効に使いたいという答弁ありましたので、是非そうやっていただきたいと思ひますし、あとは学校の改築のための基金、それから温泉の基金がありますが、その他は全部起債と一般財源です。答弁の中では財調でやるという答弁のようでしたが、きちんと耐震をこれからしますよと、町の方針があるわけです。中学校を建てますよとか、小学校を建てますよと同じに、そういう方針があって、それを進めていくためには、やはりきちんとそのための目的基金というのを確立しておくべきなのだろうと思ひます。

財調のお金の取り崩していくらでもできるというのではなく、きちんと町ではこれだけの計画を立てていますし、あとは橋梁と道路等の計画もいち早くするべきだろうと。下水道も国で、今、注目していますので、下水道の長寿命化とか、都市公園の長寿命化の計画も進めるべきだというのが1点と、それから基金をきちんと積むべきだということに答えていただきたい。

○議 長（成田光雄議員） 以上で、9番 佐藤栄市議員の質問を終わります。

○議 長（成田光雄議員） 以上で一般質問を終了します。

○議 長（成田光雄議員） 日程第2、「付託事件の委員会審査期限延期要求 請願第3号」の件を議題とします。

本件については、総務文教常任委員会より別紙のとおり審査期限の延期要求が提出されております。

本件について、総務文教常任委員会委員長より延期理由の説明を求めます。1番 成田元一議員。

○1 番（成田元一議員）

委 員 会 審 査 期 限 延 期 要 求 書

平成26年6月6日まで審査を終えるよう付託された下記事件は、いまだ結論を得るに至らなかったため、次の議会定例会まで期限を延期されるよう、会議規則第45条第2項の規定により要求します。

記

付託事件

請願第3号 「海外で戦争をする国」をめざす集団的自衛権の行使容認に反対する意見書提出を求める請願

平成26年6月9日

三川町議会総務文教常任委員会
委員長 成 田 元 一 ㊟

三川町議会議長 成 田 光 雄 殿

審査の結果について若干申し上げます。

集団的自衛権とは、自国が攻撃されなくても他国の武力行使を受けた交友国とともに戦う権利です。

請願の説明者として日本共産党三川町委員会委員長 佐藤政弥氏から説明を伺いました。請願の説明終了後、審査に入り、各委員から憲法解釈を変更することは法治国家として行使容認できない、将来的に重い問題である、まだまだ分からない点が多く時間をかけて判断すべきなどの意見がありました。

結果、この請願について本委員会では継続審査することとなりました。以上、報告いたします。

○議 長（成田光雄議員） ただいま総務文教常任委員会委員長より、会議規則第45条第2項の規定により、審査期限を次の定例会まで延期したい旨の要求がありました。

本件は、委員会要求のとおり、期限を延期することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は審査期限を委員会要求のとおり、次の議会定例会まで延期することに決定しました。

○議 長（成田光雄議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
これをもって散会いたします。

（午後 4時43分）

平成26年第3回三川町議会定例会会議録

1. 平成26年6月10日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 成 田 元 一 議 員	2 番 志 田 徳 久 議 員	3 番 佐 藤 正 治 議 員
4 番 阿 部 善 矢 議 員	5 番 田 中 晃 議 員	6 番 町 野 昌 弘 議 員
7 番 小 林 茂 吉 議 員	8 番 梅 津 博 議 員	9 番 佐 藤 栄 市 議 員
10 番 成 田 光 雄 議 員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	工 藤 秀 敏 副 町 長
鈴 木 孝 純 教 育 長	山 科 亮 哉 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長
石 川 稔 総 務 課 長	梅 津 直 人 企 画 調 整 課 長
遠 藤 淳 士 町 民 課 長	五 十 嵐 泉 健 康 福 祉 課 長 兼 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長
大 川 栄 一 産 業 振 興 課 長 併 農 業 委 員 会 事 務 局 長 教 育 次 長 兼 公 民 館 長 併	宮 野 淳 一 建 設 環 境 課 長
本 間 明 農 村 環 境 改 善 セ ン タ ー 所 長 併 健 康 福 祉 課 保 育 園 主 幹	
和 田 勉 監 査 委 員	青 木 桂 教 育 委 員 会 委 員 長
庄 司 正 廣 農 業 委 員 会 会 長	

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成 田 弘 議 会 事 務 局 長	五 十 嵐 章 浩 書 記	齋 藤 哲 書 記
-------------------	---------------	-----------

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 6 日 6月10日(火) 午前9時30分開議

- | | | |
|-------|-------|---|
| 日程第 1 | 議第25号 | 三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議第26号 | 三川町出産祝金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議第27号 | 三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議第28号 | 横山小学校校舎棟他屋根・外壁等改修工事請負契約の締結について |
| 日程第 5 | 議第29号 | 三川町町民体育館耐震補強等改修工事請負契約の締結について |
| 日程第 6 | 議第30号 | 三川町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 7 | 発議第1号 | 県道余目加茂線(庄内町・家根合地内)に信号機の早期実現を求める意見書の提出について |

○ 閉 会

○議長（成田光雄議員） これから、本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（成田光雄議員） 日程第1、議第25号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第25号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、国民健康保険制度の適正な運営を継続するために、国民健康保険税の税率を改正するものであり、また、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険税限度額及び軽減判定所得基準額の改正を、併せて行うものであります。

なお、本件につきましては、去る5月16日開催の三川町国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおり答申をいただいていることを申し添えさせていただきます。以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 全員協議会の方でも説明をお聞きしたのですが、改めて確認の意味で聞きたいと思います。

課税限度額、増税の対象になる世帯、何人いらっしゃるか。

それと、三川町で増税の場合にはどのくらいの金額となるのかお聞かせください。

○議長（成田光雄議員） 遠藤町民課長。

○説明員（遠藤淳士町民課長） それでは、限度額対象世帯数についてご答弁申し上げます。

限度額、このたび2項目、後期高齢者支援分2万円、それから介護保険分2万円、計4万円を引き上げることによりまして、総額81万円が限度額というふうになるものでございます。

今現在、試算しております資料に基づいて81万円の限度額に到達する世帯を確認いたしましたところ、総数で4世帯という数字になってございます。

また、このたび税率を改正するということにつきまして、先般、質問にもありましたように、全員協議会の際にお示しいたしました資料で、現行税率と改正税率の税収の比較につきましての一覧表も準備させていただいたところではございましたが、比率でいきますと0.04%、税収が減というような数字になったところではございまして、このたびの税率改正による増減はなしというように判断しているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 今、4世帯ということで、その4世帯の方、限度額と対象となる中身というのはどのような内容になっているのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 遠藤町民課長。

○説明員（遠藤淳士町民課長） 単純に言えば、高額所得世帯ということになるわけではございますが、一方では、世帯人数が多い世帯もございまして、個別の状況については言及いたしません。

んが、所得でみますと、800万円を超えている世帯、また、人数といたしましては5人世帯という構成の内容になっております。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（成田光雄議員） まずはじめに、原案に反対者の発言を許します。

5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） ただいま上程されています議第25号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」について、反対の立場から討論申し上げます。

低所得者の税額軽減の対象世帯が拡大されることは大いに評価できますが、国保税課税限度額引き上げには反対します。国保税の賦課限度額は本来資産処分など、一時的に所得が増えたときに国保税が青天井に跳ね上がるのを防ぐために設けられたものです。これまで平成22年度に4万円引き上げ、23年度にさらに4万円引き上げ、そして今回4万円引き上げになれば、5年間で12万円も増税になります。町民は4月からの消費税8%や、物価高に悲鳴を上げています。今、むしろ高すぎる国保税に国保会計の基金を取り崩して、少しでも町民の負担を軽減することが切に望まれているのではないのでしょうか。

議員諸兄のご理解をお願いし、条例制定に対しての反対討論といたします。

○議長（成田光雄議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 議第25号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」について、賛成の立場から意見を述べます。

総体的に申し上げます、市町村国保の県単位化への移行時期である平成30年度に備える制度改正であると理解いたしております。保険税率改正の内容については、農業所得が低迷する現状に鑑み、資産割を所得割に移行したこと、そして本町の1世帯被保険者数1.9人という世帯構成員の少ないことからして、平等割を引き下げ、均等割の引き上げによって少人数世帯で低所得世帯においては税負担が軽減されることとなります。また、多人数世帯、または高額所得世帯については税負担が増加するという改正の効果が想定されます。

法令等の改正で課税限度額の引き上げが後期高齢者支援金分2万円、介護納付金分2万円、合計で4万円増になります。合わせて81万円の提案のようであります。このことについては、ただいま説明でもありましたが、本町では4世帯ほどに影響が生ずるようではありますが、担税能力等を最大限考慮すれば、反対者が申す過度な負担増とは言えないのではないのでしょうか。

さらには、社会保障税一体改革による国民健康保険への公費投入額、2,200億円の内500億円を活用した低所得者に係る税の5割軽減、2割軽減の拡充が図られ、その対象者を拡大することは大いに評価できるものであります。

医療保険における最後のセーフティネットといわれる国民健康保険制度が公費を投入し、低所得者対策を主とした財政基盤強化策が実施されているなか、このたびの税条例の一部改

正は必要不可欠な判断であり、理解できるところであります。

議員諸兄のご賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから議第25号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 1 名）

○議長（成田光雄議員） 起立多数であります。したがって、議第25号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 日程第2、議第26号「三川町出産祝金条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第26号「三川町出産祝金条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、三川町商業協同組合が平成27年3月で解散することとなり、「菜の花商品券」の販売についても7月末日をもって終了することになったところであります。町といたしましては、出産祝金の一部を「菜の花商品券」により支給していたところですが、このことを受け、出産祝金全額を現金で支給することに改正いたすものであります。以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

1番 成田元一議員。

○1番（成田元一議員） この解散について、商工会に電話して聞けばよかったです。解散についてお聞きしたいと思いますし、また、出羽商工会との今後の係わりですが、どのようになるのかお聞きしたいと思います。

それから「菜の花商品券」に代わる現金が一番いいわけですが、商品券に代わるものは考えていなかったのか、2点お尋ねしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐健康福祉課長。

○説明員（五十嵐 泉健康福祉課長） 出羽商工会ではなく、三川町商業協同組合の解散ということです。そちらの方の解散の件と、今後の係わりにつきましては、関係しております産業振興課の方からお答えいただきたいと思いますが、商品券をやめて、現金に変えるということで、それ以外のことは考えていなかったかということですが、商品券につきましては、広く使える商品券いろいろあるわけですが、そもそも「菜の花商品券」を使ったということ自体が町内の商業者の振興という部分があったので、「菜の花商品券」がなくなるということで、現金の方が使いやすだろうと、そのようなことで現金のみということで判断させていただいたところでございます。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） 三川町商業協同組合の解散の件については、過日、組合の

代表の方から解散に伴う様々な本町行政等に関係する業務等への影響について、関係課を交え相談させていただいたところです。

話によりますと、解散そのものは3月初めをもってという考えのようでありまして、それまでに要する現在やっておりますポイントカードの件とか、衛連で扱っているごみ袋の対応、また、ただいまやっております割引券、ポイントカード等あるわけですが、そういったものへの撤退という形になるわけです。

現時点では、商業協同組合の中で一番この事業を使用しておりますのがラコスでございますが、ラコスの方から商業協同組合への対応の分以上に自社でこれに勝る対応をいろいろ考えながらやっていきたいと、そういう考えがございまして、それを受け、商業協同組合の中ではこれまでの事業をやっておりますが、町内ではラコスの方の対応だったと。なおかつ、ラコスがさらなる自社努力による対応で様々なサービスを考えていきたいということだったものですから、実質的に商業協同組合の事業が存続しえなくなる、そういう判断に至ったようでございます。

そういったことから、様々なサービス部分についても2月いっぱいを目途に対応し、3月初めをもってというような解散の流れとしたいということでの相談があったところでございます。

商工業を担当します私の方としても、様々なカードの取り組み自体が商工振興という角度で始まったものも色々ございます。そういった意味でも、また、解散とはいえ、どういう形でそういう振興に代わる対応ができるかは今後一緒に対応を詰めながら検討しましょうということで話し合っているところでございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 1番 成田元一議員。

○1番（成田元一議員） 今の答弁に対して、今後の対応についてですが、これは町民にどのようにお知らせするのか、商業協同組合の方で考えているのだろうとは思いますが、期日もまだあるようでございますが、施行するのは4月1日でございますので、そちらの方の考え方はどういうふうになっているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 大川産業振興課長。

○説明員（大川栄一産業振興課長） ただいまの今後の対応という部分での住民への周知については、広報等で知らせ、また、商工会の方でも会員等に対しこういう流れになるということと知らせるということで話し合いはしているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから議第26号「三川町出産祝金条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(成田光雄議員) 起立全員であります。したがって、議第26号「三川町出産祝金条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(成田光雄議員) 日程第3、議第27号「三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました議第27号「三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」及び介護保険法の改正に伴い、本条例で規定している山形県条例の名称が変わったことから、所要の改正を行うものであります。以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(成田光雄議員) これから質疑を行います。

2番 志田徳久議員。

○2番(志田徳久議員) 今回のこの条例改正であります。国の第3次地方分権一括法の施行により介護保険法が一部改正され、地方分権改革の観点からこれまでの国の省令で全国一律に定められた指定委託介護支援等の事業等に関する基準について、都道府県が条例で定めた基準に従った条例改正と私は思われますが、この地域密着型に関する条例については、昨年3月議会で一括上程されまして、もう一つ、介護予防に関する条例も確かにありました。今回、その条例改正は必要なかったのか。

また、規準等を定めたことから、条例改正の際は平成24年12月28日から平成25年1月28日までの1ヵ月間にパブリックコメントを実施いたしましたが、今回の条例改正ではその必要はなかったのか伺います。

○議長(成田光雄議員) 五十嵐健康福祉課長。

○説明員(五十嵐 泉健康福祉課長) このたびの介護保険法の改正によりまして、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準につきましては、従業員や要介護者の適切な処遇、安全の確保などといった基準を除きまして、国の省令で定められた基準を参酌して都道府県条例で定めることとなっているものでございます。

したがって、これまで国の基準に依拠していたものが、県が参酌して定めた基準、これは山形県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例でございます。これは平成26年3月25日に山形県が条例を交付しまして、7月1日から施行するという条例でございますが、この条例に依拠することになったために、今回、町の条例の文言につきまして、文言の整備を図ったというものでございます。

また、今、介護予防事業の方の条例もあるはずだがということでしたが、それは

指定居宅介護予防支援等の事業の人員及び運営に係る基準についても同様に従業員数や要介護者の適切な処遇、安全の確保などといった基準を除き、国の省令で定められた基準を参酌して市町村条例で定めることとしているものであると。

しかしながら、今回、介護予防に関する条例につきましては、条例を改正すべき部分が多かったということで、今回、改正はしないところでございます。

さらに、2点目の質問で、このたび提案させていただきました条例につきまして、パブリックコメント手続きを経て、平成25年3月議会定例会において条例の設定の際は可決いただいた経過がございます。国の省令では事業者の介護サービスの提供に関する記録の保存期限を2年としているところを、本町では介護報酬の返還請求権の消滅時効期間に合わせて5年としたほか、事故発生の報告について指定権者である町に対しても行うよう義務付けをしております。

これらにつきましては、国の省令の基準とは異なるものですが、新たな基準となる山形県の条例においても本町と同じ内容で規定されることとなったために、今回の町条例の改正においては改正介護保険法を踏まえまして文言の整理を行うにとどまったところでございます。したがって、実態につきましては、なんら変更を及ぼすものではないということからパブリックコメントを実施すべき必要性が多かったということでございます。以上でございます。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから議第27号「三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第27号「三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 日程第4、議第28号「横山小学校校舎棟他屋根・外壁等改修工事請負契約の締結」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第28号「横山小学校校舎棟他屋根・外壁等改修工事請負契約の締結」の件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、横山小学校校舎棟他屋根・外壁等改修工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又

は処分に関する条例」第2条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものであります。

去る5月27日、町長執行による指名競争入札を行い、指名15業者による入札の結果、「株式会社 佐藤工務」が、8,640万円で落札いたしましたので、同社と契約を締結いたしたくご提案申し上げるものであります。

なお、入札の執行状況につきましては、総務課長よりご報告申し上げますので、よろしくご審議くださいましてご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（成田光雄議員） 所管の課長より、説明を求めます。石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 去る5月27日に執行しました、横山小学校校舎棟他屋根・外壁等改修工事の入札の執行状況等につきましてご報告申し上げます。

本入札に係る指名業者につきましては、中規模な工事であるため、町内及び近隣地域の建築業者15業者を選定し、指名したものであります。

予定価格につきましては、税抜き価格8,400万円で設定し、入札執行の結果、1回目で「株式会社 佐藤工務」が、8,000万円、税込み価格8,640万円で落札いたしましたものであります。また、本工事の工期については、平成26年11月28日までといたしております。以上であります。

○議 長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） ただいまの横山小学校校舎棟他屋根・外壁等改修工事ではありますが、今回、屋根と外壁、一緒の改修工事ということで決定して、入札、これから工事が行われるわけですが、内訳が分かるとすれば教えていただきたいと思っております。

といいますのは、横山小学校、建築以来15年近くなると思っておりますが、屋根については当然、定期的な塗装ということで必要かと思っております。ただ、外壁に関していえば、私の感覚でいえば、この期間ですべて改修というのは短いような気がします。今後の長寿命化ということを考えれば、15年おきにこういった工事をやるというのは非常に大きな負担であるかと思っております。とすれば、外壁というものを、工法もあるでしょうけれども、ある程度もう少し長い期間耐久性のあるものにすべきかと私は思ったところですが、そういった観点で外壁部分、屋根の部分、こういった内訳になっているのか教えていただきたいと思っております。

○議 長（成田光雄議員） 本間教育次長。

○説明員（本間 明教育次長） 議員の方から質問ありました屋根と外壁の割合の部分ですが、基本的にこの工事を行った経過年数をみますと、本来であれば、押切小学校の方が建設年度が古いわけですので、そちらを先にすべきということもありましたが、外壁等の点検によりまして、横山小学校の方がクラック、あるいは塗装の剥がれ、そういったものが多く散見されたところでございます。

この原因といたしましては、その当時、建設工事の際に外壁を塗装した時期の問題もあったのかなと推測はしているところでございます。ただ、現実的にこの塗装をそのままにした状態ではコンクリートの躯体そのものに影響が大きいものですから、今回、まず年数は経っ

ておりませんが、横山小学校の外壁、屋根の塗り替えを行うことを決断したところでございます。

この割合につきましては、直接工事の分ですが、パーセンテージでいきますと、外壁の工事部分が43%、屋根部分が35%の割合になります。そういった意味では、面積が広い、外壁の方が多く経費を要するわけでございます。

今後の方法につきましてでございますが、今回、契約できましたのが非常に季節のいい時期に工事をできるということで考えておりますので、前回よりは長く使うことができるのかなと考えています。

ただ、建物の長寿命化という部分で今回工事を行うわけでございますので、コンクリート躯体そのものを守るという観点から、今回の塗装の吹きつけ等につきましても、その材料も建設当時よりは技術革新が進んでおりますので、そういった面での検討を行っております。そういった面で、今回、工事を実施させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 最初の建設段階での塗装の部分で、時期的な問題もあったかもしれないという見解でございました。今回、外壁工事に直接工事費の中で半分以上のものをかけてやるわけでございます。今回の設計の中で、当時よりは耐久性のあるものというふうを考えているという答弁でしたが、基本的に何年もたせる、耐久期間ですが、基本的に今回の工事で何年維持できるという考えで臨むのか伺いたいと思っております。

○議長（成田光雄議員） 本間教育次長。

○説明員（本間 明教育次長） 基本的な部分になりますが、通常、コンクリートの構造物の場合、寿命50年ということで行われております。これを20年ごとに外壁の塗装を行えば20年・40年で60年もたせることができるのではないかと行われておりますので、そういった面での観点で今回の工事を行う予定でおります。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 今回、塗装の方を新しくするという話でありましたが、前と同じ塗装をすれば、また同じような欠陥が出るということで、新しい素材の塗装ということで、具体的にどのような塗装なのか、もし分かれば教えてほしいと思っておりますし、塗装に亀裂が入ったという話でありましたが、躯体の方には影響なかったのでしょうか。もし、その塗装をやる時に今の上にはすぐは塗らないと思っておりますが、一旦剥がして、亀裂の部分を点検して、もし悪ければ躯体の修理、その辺も含めて検討しているのでしょうか、この二つをお願いします。

○議長（成田光雄議員） 本間教育次長。

○説明員（本間 明教育次長） 塗装の種類ということではございましたが、設計書の方を確認しておりますが、その内容についてはシリコン樹脂を使うという表現になっておりますが、具体的な商品名等はありませんので、それについては確認できないところでございます。

また、躯体そのものの、先程クラックという話を申し上げましたが、基本的には調査の段

階では内部に雨水侵入による鉄骨の腐食等への影響というのは少ないのではないかと。ですので、今現在、塗装の剥がれ部分が多く見られますので、その塗装をケレンかけまして、一度落としまして、もう一度吹きつけ塗装をし直すというような考え方でおります。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 塗装を落として吹きつけをする、それはくっつきがよくなるためにするわけではありますが、そのときに躯体、もし悪ければ躯体の修理、それも必要かと思いません。

それから、今の塗装の種類が分からないということでしたが、今現在、今ある小学校の塗装と今考えられているシリコン樹脂は、前もシリコン樹脂ではなかったのでしょうか。

これは提案ですが、今、いい塗装、フッ素入りの塗装が、値段が高くなりますが、今からでは発注してしまっただけでは非常に難しいとは思いますが、予算がもし残っているようであれば、その辺も検討したらいいかなと思いますが、一つ、質問をお願いします。

○議長（成田光雄議員） 本間教育次長。

○説明員（本間 明教育次長） ただいま申し上げられましたとおり、その塗装を落とした段階で重大な箇所が見つければ、そういった対応も必要かと思えます。

また、先程技術革新と申し上げましたが、基本的には建設当時からシリコン樹脂と同じでございましょうが、その後の商品開発はどんどん進んでおりますので、先程、商品名、確認できなくて大変申し訳ございませんが、そういった意味では、大丈夫であろうと思っておりますし、それを契約締結後に変えるのはなかなか難しいかと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 先程、落札で8,640万円佐藤工務というところで決まったということなのですが、決まる過程で町内の業者の方は対象ということで選ばれていたのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 町内の業者につきましては3社指名しております。佐竹建設株式会社、株式会社黒田組、山形建設株式会社、以上、3社でございます。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 横山小学校のこの工事は当初本町が掲げた耐震長寿命化計画の中の事業費は5,900万円です。かなり予定価格8,400万円との大きな乖離がございますが、実際、この工事内容等々、非常に追加なった部分があるのか、その内容の変更について少し説明を求めたいと思えます。

それから、先程も出ておりましたが、横山小学校は平成8年・9年にまたがって建設されたということでありまして、コンクリートの寿命は全体的に50年といわれておりますが、平均的な構造物の平均寿命は25年といわれております。それからしても、まだ17年くらいですか、経過していないということで、かなり工事内容によってあの校舎は、言ってみれば、欠陥が多かったのかなというふうには私は思っております。本来であれば、横山小学校は

本町が掲げる長寿命化計画では最終年度の33年辺りにもってくる工事かなと思っておりますが、なぜこれほど校舎が傷み、激しくなったかということの総括は当局でなされておるのかお聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 本間教育次長。

○説明員（本間 明教育次長） 長寿命化計画との事業費の差ということでございましたが、基本的にはその当時、外壁、屋根の部分で想定をいたしまして、過去の事例から推計をしたところでございますが、その後、実質に長寿命化計画を策定するにあたりまして、現場の学校の方からもいろんな不具合が経年の中で出ておりました。さらには、東郷小学校、三川中学校には設置されておりました防犯監視カメラ、こういったものの必要性も出てまいりましたので、それを追加し、さらにはプールの北側の外壁、そういったものの塗り替え、様々な形で事業量そのものが増加したものが長寿命化計画の事業費から増えた理由かなと考えております。

17年で、こういった形で工事をせざるを得ないということは、先程、次の質問にありましたとおり、早いということもあろうかと思いますが、総括といたしましては、基本的には一番は押切小学校が実施した工事の季節と、横山小学校の工事の季節という部分が一番大きいかなというふうには捉えております。

工事の材質そのものについての両小学校の比較というものは行っておりませんので、大変申し訳ございませんが、感覚的な話ではありますが、横山小学校については外観のチェック、あるいは業者のチェックによりまして、今回、この工事に取り組むこととしたところでございます。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 今の説明ですと、時期的な問題というのが大きな要因だと捉えておるようであります。今まで本町が掲げる公共工事の発注につきましては、設計段階と、それから工事、施工と分けて発注しているわけでありまして、こうした時期がこないうちに大きな損傷が見られるということ、これは施工業者の責任、また、それを監理する設計監理者等々が、私は負うべきだと思っております。

今後、あらゆる公共施設がリニューアルされながら、また、年度別に、計画的に整備されていくわけですが、施工と設計の一括発注によると責任の一元化が図られるわけです。その辺の観点からして、今後の発注方式の考え方を伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 特に公共施設に係る設計、施工の一括発注の考え方というご質問でございますが、現在におきましては、ほとんどの例が設計は設計、施工は施工ということで分けて発注しているところでございます。

ただ、案件によっては一括というものも必要になってくるものもあろうかと思いますが、そのことにつきましては、その事案・事案に合わせて検討してまいりたいと考えております。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(成田光雄議員) 討論なしと認めます。

○議長(成田光雄議員) 以上で討論を終了します。

○議長(成田光雄議員) これから、議第28号「横山小学校校舎棟他屋根・外壁等改修工事請負契約の締結」の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立9名 不起立0名)

○議長(成田光雄議員) 起立全員であります。したがって、議第28号「横山小学校校舎棟他屋根・外壁等改修工事請負契約の締結」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(成田光雄議員) 日程第5、議第29号「三川町町民体育館耐震補強等改修工事請負契約の締結」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました議第29号「三川町町民体育館耐震補強等改修工事請負契約の締結」の件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、三川町町民体育館耐震補強等改修工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものであります。

去る5月27日、町長執行による指名競争入札を行い、指名15業者による入札の結果、「山形建設 株式会社」が、9,720万円で落札いたしましたので、同社と契約を締結いたしたくご提案申し上げるものであります。

なお、入札の執行状況につきましては、総務課長よりご報告申し上げますので、よろしくご審議くださいましてご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(成田光雄議員) 所管の課長より、説明を求めます。石川総務課長。

○説明員(石川 稔総務課長) 去る5月27日に執行しました、三川町町民体育館耐震補強等改修工事の入札の執行状況等につきましてご報告申し上げます。

本入札に係る指名業者につきましては、中規模な工事であるため、町内及び近隣地域の建築業者15業者を選定し、指名したものであります。

予定価格につきましては、税抜き価格9,650万円で設定し、入札執行の結果、1回目で「山形建設 株式会社」が、9,000万円、税込み価格9,720万円で落札いたしましたものであります。

また、工期は、平成26年10月9日までといたしております。以上であります。

○議長(成田光雄議員) これから質疑を行います。

8番 梅津 博議員。

○8番(梅津 博議員) 今回、町民体育館の耐震補強ということですが、耐震補強で今ある機能というものの維持というふうを考えていますが、現状の範囲内なのか、あるいは現状よりさらに機能を高めたような改修内容なのか、その辺伺いたいと思います。

○議長(成田光雄議員) 本間教育次長。

○説明員（本間 明教育次長） 町民体育館の耐震補強工事に関しましては、耐震診断の結果、東西の揺れに弱いという結果が出ましたので、それに対応する形で今回の補強工事を行います。

具体的には、北側の増築部分の補強と、さらには南面・北面にブレスを入れまして補強するような形になります。

質問にありましており、現況の範囲内か、増強するののかという部分でいいますと、面積等変わりませんので、現況の範囲内で耐震化工事を行うということになります。

○議 長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 長寿命化計画の中での、今回、同じ面積、あるいは同じ機能ということでの補強ということで理解いたしました。

話が飛躍するかもしれませんが、町民体育館というものが、要するに、町民の社会体育、スポーツの中心であろうと思えますし、あるいは最近様々出ています健康寿命の延伸、その拠点となるべきところではないかと思えます。

今回は現状維持という話ですが、今後そういった健康面、あるいはスポーツの拠点としての設備の拡充というものも視野に入れているのか、その辺伺いたいと思えます。

○議 長（成田光雄議員） 本間教育次長。

○説明員（本間 明教育次長） 今回の耐震長寿命化工事につきましては、基本的には現有施設が避難所としての機能も持っていますので、その避難所の機能を確保するために耐震化をするというのが大きな理由の一つでもございます。

また、長寿命化につきましては、屋根、外壁の張り替えがございましたので、現有の施設を今後とも使うというような観点でございます。

一方、社会体育の拠点としての施設の考え方でございますが、これにつきましては、体育関係者からも総合体育館構想、運動施設構想、そういったものが提案もされておりますので、必要性としては十分あるものと考えております。

○議 長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 町民体育館の入札についての説明をいただきました。私はこうした大規模な工事がこれからも起きてくるわけでありますが、将来的に地元の中小企業の保護といたしますか、中小企業の振興、それから受注機会の確保、そうした視点からみて、今回の9,000万円から超える工事において、いわゆる工事の細かく細分化した発注といたしますか、分割発注はできなかったのか、その辺をお聞きします。

○議 長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 今回の町民体育館の改修工事に係る考え方につきましては、当初から一括発注という考え方での申し出でありましたので、その内容につきましては教育委員会から答弁いたします。

○議 長（成田光雄議員） 本間教育次長。

○説明員（本間 明教育次長） 今回の耐震化工事につきましては、国の交付金を用いまして工事を行います。

そういった観点からしますと、交付金を使う工事において分割することの是非というのは必ず会計検査から指摘されますので、そういった意味で、今回、一括発注をお願いしたところでございます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今回の入札でありましたが、先程の議案の横山小学校の入札業者ということで、地元の業者で先程、今回、契約した山形建設の名前を挙げておりましたが、この所在地、山形建設が地元業者というような受け止め方でよろしいのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 山形建設株式会社につきましては、町内に営業所を有しておりますので、町内の事業者として取り扱っております。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから、議第29号「三川町町民体育館耐震補強等改修工事請負契約の締結」の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第29号「三川町町民体育館耐震補強等改修工事請負契約の締結」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 （午前10時25分）

○議長（成田光雄議員） 再開します。 （午前10時45分）

○議長（成田光雄議員） 日程第6、議第30号「三川町固定資産評価審査委員会委員の選任」の件を議題とします。

職員に議案を配付させます。

（書記配付）

○議長（成田光雄議員） 職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

○議長（成田光雄議員） 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第30号「三川町固定資産評価審査委員会委員の選任」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたび6月14日をもって三川町固定資産評価審査委員会の五十嵐政朗委員が任期満了となることから、五十嵐氏の再任をお願いいたしたくご提案申し上げる次第であります。

五十嵐政朗氏は、昭和37年3月、山形県立庄内農業高等学校を卒業後、同年4月に三川村農業協同組合に入組され、経済部をスタートに、購買・生活資材等の業務を担当し、昭和

54年からは生活部生活センター係長をはじめとして、生活部、農産部、機械化センター、信用部の中枢で活躍され、平成10年の「庄内たがわ農協」発足後も、信用共済課の渉外部門や融資部門の責任者として、平成14年3月の退職まで、その重責を担われております。

平成20年6月からは、本町の固定資産評価審査委員会委員に就任していただき、農業並びに固定資産等についても精通され、人格、識見ともに優れた方であり、固定資産評価審査委員会委員として最適任者であることから、再度選任いたしたく、ご提案申し上げる次第でありますので、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

本案は、人事案件でありますので、地方自治法第132条の規定によって禁止されている他人、すなわち候補者の私生活にわたる言論にならないようにご留意願います。

質疑を許します。

○議 長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（成田光雄議員） この際、討論は行わず、ただちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、ただちに採決いたします。

これから、議第30号「三川町固定資産評価審査委員会委員の選任」の件について、これを選任することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第30号「三川町固定資産評価審査委員会委員の選任」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（成田光雄議員） 日程第7、発議第1号「県道余目加茂線（庄内町・家根合地内）に信号機の早期実現を求める意見書提出」の件を議題とします。

本案について、提出理由の説明を求めます。5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） ただいま上程されております発議第1号「県道余目加茂線（庄内町・家根合地内）に信号機の早期実現を求める意見書提出」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

意見書の本文にありますように、対象になっている交差点は三川町民にとっても近隣市町村に通ずる重要県道及び国道に係わる路線であります。

昨年、若い三川町民が死亡に至った事故は本当に痛ましいものでした。先日、5月下旬にもまた事故が起きています。取り返しのつかない事故の再発をなんとしても防ぐことは県・町などの行政はもとより、議会や関係機関の利用者に対する責務であると考えます。

1日も早く信号機が設置されるよう、求めるものです。働きかけ如何では、先日開通した山形市内の信号機は死亡事故から1年余で設置されたという例もあります。中山眞一県公安委員会委員長への直接交渉も含め、関係行政庁や議会が適切な方法について強く要請すべきと考えます。町民の中から死亡者が出たことを考えるとき、重ねての願いを届けるべきことは的を得たものと考え提案する次第です。

議員諸兄のご賛同をよろしくお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（成田光雄議員）これから質疑を行います。

提出者に対する質疑を許します。

8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員）お伺いしますが、余目加茂線の信号機に関しまして、調べたところによりますと、今年の2月7日、庄内町長名で県公安委員会に対し、同じような信号機の設置早期実現ということで要望書が提出されております。また、3月議会を経て、3月4日、庄内町の議長名で同じように要望書が提出されたという現実があるようでございます。

それを考えたときに、三川町議会運営規程にもあります第87条、これは一般質問に関する規定でございますが、当該地方公共団体の権限外にわたるような適切を欠く質問はしないといった議員の基本的な精神からすれば、当該地区であります庄内町の首長、あるいは議長名できちんと要望書が出ているということを考えてときには、当該地区ではない三川町からのこういった意見書は私は適切を欠く措置ではないかと思えます。その点、議員はどのようにお考えでしょうか。

○議長（成田光雄議員）5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員）より適切などということを言われましたが、まず、1日も早く三川町民の方が亡くなった、その人たちの、信号機実現のためにあらゆることを考えながら進めていきたいという1点です。三川町民の人がやはり交差点を通過して通勤するし、町民の方は多く利用されています。今後、起こる可能性はありますし、先程言いましたように、5月には事故が実際に起こっています。そのためには、今考えつくことを、すべてを、できることを進めてきたということでもあります。

○議長（成田光雄議員）以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員）これから討論を行います。

○議長（成田光雄議員）まず、原案に反対者の発言を許します。

9番 佐藤栄市議員。

○9番（佐藤栄市議員）ただいま上程されました発議第1号「県道余目加茂線（庄内町・家根合地内）に信号機の早期実現を求める意見書提出」について、反対の立場で討論いたします。

この発議は隣の行政区の信号設置のことであり、提出先は県の公安委員会だけでなく、県知事と庄内町町長となっております。

先程、同僚議員からもありましたが、庄内町では既に県の公安委員会に対して2月7日に正式な形で要望書を提出しておりますし、議会も3月4日に議会運営委員会の発委で決定し、議会として正式に公安委員会に要望しています。

また、赤色回転灯の設置や一時停止の看板も設置されておりますし、5月27日には注意喚起のためのカラー舗装の工事も完了しています。できることを着実にやっている庄内町に対しても、三川町議会として正式な形でものを言うことは馴染まないと考えます。

現に、私が状況を聞いた庄内町の議員には不快感を持たれました。このことで町同士や議

会同士の信頼関係がおかしくなるとは思いませんが、庄内町からの正式な形での要請があったのなら、三川町も県の公安委員会に要請することもやぶさかではありませんし、私も信号機の早期設置は望みますが、手順としては違うと考えます。

議員諸兄の賛同をお願いしまして、反対討論といたします。

○議長（成田光雄議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議長（成田光雄議員） 他に討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから発議第1号「県道余目加茂線（庄内町・家根合地内）に信号機の早期実現を求める意見書提出」の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 1 名 不起立 8 名）

○議長（成田光雄議員） 起立少数であります。したがって、発議第1号「県道余目加茂線（庄内町・家根合地内）に信号機の早期実現を求める意見書提出」の件は、否決されました。

○議長（成田光雄議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

○議長（成田光雄議員） これをもって、平成26年第3回三川町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

（午前10時59分）

地方自治法第123条の規定により、
ここに署名する。

平成26年6月10日

三川町議会議長

三川町議会議員 5番

三川町議会議員 6番